

昭和61年1月1日発行(通巻189号) 昭和54年3月20日第3種郵便物認可

MAGAZINE FOR REAL MOTORCYCLISTS

ライディング

臨時増刊

• 1986 ルールブック
Regulation



日本モーターサイクル協会



SIGNAL FLAGS

信号旗

(合図旗および合図)

競技中、大会役員が次の信号旗を示した場合、各ライダーは、ただちにこれに従わなければならない。



赤旗
全ライダーはただちに停まれ。!!



青旗
追越車あり進路をゆずれ。!!



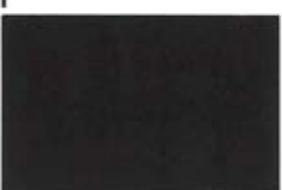
緑旗
先に示した合団解除



黄色縦縞の赤旗
コース上にオイルあり注意



黄旗
危険あり注意。振られた場合は大いに危険。!!徐行、安全確認、追越し禁止。



黒旗
指示されたライダーは走行停止せよ。!!



白旗または赤十字旗
コース上に救急車あり。!!



チエッカーフラッグ
レース終了。!!キミはゴールした

レースナンバープレート・ライセンス識別カラー

ロードレース

- 前面：タテ235mm×ヨコ285mm
- 側面：タテ250mm×ヨコ300mm



Bロード(前面)



ノービス(側面)

モトクロス

タテ235mm×ヨコ285mm



Bライセンス



ノービス

トライアル

タテ150mm以上×ヨコ175mm以上



ノービス



ジュニア



ジュニア(前面)



国際A級(側面)



ジュニア



国際B級



国際A級(125cc)



国際A級(250cc)



T.YAMADA



T.YAMADA

国際B級

国際A級

注：タテ×ヨコの数字は、ナンバープレートの寸法を示す。数字の書体はFIMの指定に基づくMFJの正規のものである。

ヘルメットのMFJ公認マーク

*MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料金(1,000円)を支払い、特別検査を受けなければならない。



ロードレース特選



ロードレース用
モトクロス用



トライアル用
ツーリング用

MFJ国内競技規則 1986年版

■もくじ

信号旗/レースナンバープレート・ライセンス識別カラー 2

MFJ全国組織 4

全国組織

'86MFJ国内競技規則・総則 9

総則

付則1・ロードレース 17

ロードレース

付則2・ロードレース車輛規定 21

ロードレース

付則3・'86全日本選手権大会特別規則 30

ロードレース

付則4・モトクロス 39

モトクロス

付則5・'86全日本選手権大会特別規則 43

モトクロス

付則6・トライアル 49

トライアル

付則7・'86全日本選手権大会特別規則 57

トライアル

付録 62

付録

MFJ公認車輛・公認部品・公認タイヤ・公認ヘルメット 62

付録

全日本選手権ランキング基準・ライセンス昇降格規定 69

付録

歴代チャンピオン 72

付録

MFJ選手共済・保険制度 74

付録

昭和61年1月1日発行

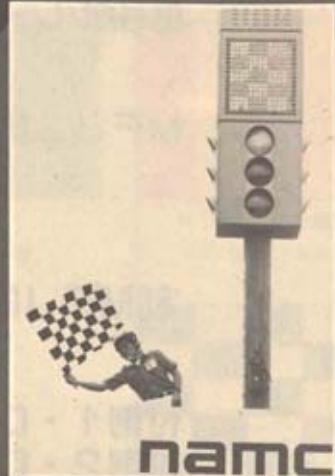
日本モーターサイクル協会

MFJ(エム・エフ・ジェイ) The Motorcycling Federation of Japan

〒104 東京都中央区銀座1-9-12 西山興業東銀座ビル Tel.03-561-8566

日本モーターサイクル協会

MFJ全国組織



●昭和60年12月1日現在

※()内は兼任

北海道

(札幌、旭川、釧路、帯広、北見、函館)

北海道ブロックモーターサイクルスポーツ協会連絡協議会会長	(和田庄太郎)	〒065 札幌市東区東雁来町52札幌地区軽自動車協会内	011-782-1492
// 事務局長	(川山力吉)	"	"
// スポーツ委員長	(鈴谷 孟)	"	"
// モトクロス委員長	(井上栄一)	"	"
// ロードレース委員長	藤田敏広	"	"
// トライアル委員長	鈴谷 孟	"	"
札幌地区モーターサイクルスポーツ協会会長	和田庄太郎	〒065 札幌市東区東雁来町52札幌地区軽自動車協会内	011-782-1492
// 事務局長	川山力吉	"	"
// スポーツ委員長	鈴谷 孟	"	"
旭川地区モーターサイクルスポーツ協会会長	細川悦郎	〒070 旭川市1条5丁目右7号株細川商店	0166-22-7301
// 専務理事	石坂辰義	"	"
// スポーツ委員長	桶田 進	"	"
釧路地区モーターサイクルスポーツ協会会長	浅野正義	〒084 釧路市鳥取大通6-1-1釧路地区軽自動車協会内	0154-51-0745
// 事務局長	阿部哲也	"	"
// スポーツ委員長	秋田喜起	"	"
帯広地区モーターサイクルスポーツ協会会長	石原正光	〒084-24 帯広市西19条北1-8-3帯広地区軽自動車協会内	0155-33-3166
// 事務局長	広瀬晴美	"	"
// スポーツ委員長	竹中静夫	"	"
北見地区モーターサイクルスポーツ協会会長	磯角幸雄	〒090 北見市三輪5-13北見地区軽自動車協会内	0157-24-6130
// 事務局長	郷田 智	"	"
// スポーツ委員長	片山 修	"	"
函館地区モーターサイクルスポーツ協会会長	藤尾尚司	〒041 函館市亀田本町67-32藤尾輪業社	0138-43-1801
// 専務理事	(藤尾尚司)	"	"
// スポーツ委員長	巖崎定雄	"	"

東 北

(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

東北ブロックモーターサイクルスポーツ協会連絡協議会会長	猪股謙一	〒980 仙台市通町2-17-17佐々木輪業内	0222-34-4832
// 事務局長	(佐々木俊雄)	//	//
// スポーツ委員長	高橋道雄	//	//
// モトクロス委員長	(高橋道雄)	//	//
// ロードレース委員長		//	//
// トライアル委員長	大友克人	//	//
青森県モーターサイクルスポーツ協会会长	石郷岡平内	〒030 青森市港町2-10-13青森県二輪車安全普及協会内	0177-42-1477
// 事務局長	野呂光正	//	//
// スポーツ委員長	瀬川高嶺	//	//
岩手県モーターサイクルスポーツ協会会长	中島毅洋	〒020-01盛岡市みたけ5-16-27岩手県軽自動車会館内	0196-41-6465
// 事務局長	五山広次	//	//
// スポーツ委員長	(岩崎博美)	//	//
宮城県モーターサイクルスポーツ協会会长	(猪股謙一)	〒980 仙台市通町2-17-17佐々木輪業内	0222-34-4832
// 事務局長	佐々木俊雄	//	//
// スポーツ委員長	斉末男	//	//
秋田県モーターサイクルスポーツ協会会长	鈴木祐孝	〒010-01 秋田県南秋田郡天王町天王字上北野139-2三浦勉方	0188-73-3271
// 事務局長	三浦 勉	//	//
// スポーツ委員長	(鈴木祐孝)	//	//
山形県モーターサイクルスポーツ協会会长	佐藤与市	〒990 山形市江俣1-6-22山形県軽自動車会館内	0236-84-9343
// 事務局長	羽角 宏	//	//
// スポーツ委員長	小松久雄	//	//
福島県モーターサイクルスポーツ協会会长	間 登	〒960 福島市吉倉字名倉1-1㈱福自販会館内	0245-46-2577
// 事務局長	佐藤三男	//	
// スポーツ委員長			

関 東

(東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野)

M F J 関東ブロック協議会会長	(岩田定雄)	〒108 港区港南3-3-10東京都軽自動車協会内	03-472-6241
// 事務局長	(宮城久夫)	//	//
// スポーツ委員長	(外川一夫)	//	//
// モトクロス委員長	村上正司	//	//
// ロードレース委員長	神谷忠	//	//
// トライアル委員長	上原保男	//	//
東京都モーターサイクルスポーツ協会会长	岩田定雄	//	//
// 専務理事	宮城久夫	//	//
// スポーツ委員長	外川一夫	//	//
茨城県モーターサイクルスポーツ協会会长	石川和夫	〒310 水戸市住吉町307茨城県軽自動車協会内	0292-47-5832
// 専務理事	大内勝也	//	//
// スポーツ委員長	小室文男	//	//
栃木県モーターサイクルスポーツ協会会长	阿子島俊一	〒321-01 宇都宮市西川田町1664-3栃木県軽自動車協会内	0286-45-0958
// 専務理事	伊藤喜代美	//	//
// スポーツ委員長	松本栄太郎	//	//
群馬県モーターサイクルスポーツ協会会长	河原井源次	〒379-21 前橋市野中町578群馬県軽自動車協会内	0272-61-0505
// 専務理事	津沢又	//	
// スポーツ委員長	下田敏喜	//	

埼玉県モーターサイクルスポーツ協会会长	笠原宗之輔	〒330 大宮市大字中釣2082埼玉県軽自動車協会内	0486-24-1221
// 専務理事	熊井戸紀一	"	"
// スポーツ委員長	田中克己	"	"
千葉県モーターサイクルスポーツ協会会长	秋篠敬作	〒260 千葉市新港223千葉県軽自動車協会内	0472-42-1564
// 専務理事	金子竹治	"	"
// スポーツ委員長	山下慶治	"	"
神奈川県モーターサイクルスポーツ協会会长	友安鐵次	〒226 横浜市緑区池辺町中里前3575神奈川県軽自動車協会内	045-931-4290
// 専務理事	鈴木克典	"	"
// スポーツ委員長	中山 博	"	"
新潟県モーターサイクルスポーツ協会会长	池田芳男	〒950 新潟市大形本町117-3	0252-75-6704
// 専務理事	渡辺藤一	"	"
// 事務局長	加藤俊明	"	"
// スポーツ委員長	齊藤正利	"	"
山梨県モーターサイクルスポーツ協会会长	荻原茂賀	〒406 山梨県東八千代郡石和町唐柏791-1山梨県軽自動車協会内	05526-2-7548
// 専務理事	仲田幸弥	"	"
// スポーツ委員長	西谷裕司	"	"
長野県モーターサイクルスポーツ協会会长	柳田 勝	〒380 長野市大字西和田字東和田境438-3長野県軽自動車協会内	0262-43-1967
// 専務理事	小泉清人	"	"
// スポーツ委員長	西牧徳光	"	"

中部

(静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重)

中部ブロックモーターサイクルスポーツ協会連絡協議会会长	(仲神桂二)	〒501-61 岐阜県羽島郡羽島町大字高桑字立野3276-1岐阜県軽自動車協会内	0582-79-1561
// 専務理事	早川幸男	"	"
// スポーツ委員長	(藤井璋美)	"	"
// モトクロス委員長	齊藤 昇	"	"
// ロードレース委員長	(藤井璋美)	"	"
// トライアル委員長	鈴木唯一	"	"
静岡県モーターサイクルスポーツ協会会长	戸田芳司	〒422 静岡市国吉田32-7静岡県軽自動車協会内	0542-61-5555
// 専務理事	長田幹雄	"	"
// スポーツ委員長	長谷川弘	"	"
富山県モーターサイクルスポーツ協会会长	齊藤正義	〒930 富山市藤木521-1富山県軽自動車協会内	0764-24-6420
// 専務理事	太田三郎		
// スポーツ委員長			
石川県モーターサイクルスポーツ協会会长	木原和清	〒921 金沢市入江3-134株石川県自動車販売店会館内	0762-91-7111
// 専務理事	西出永央	"	"
// スポーツ委員長	(木原和清)	"	"
福井県モーターサイクルスポーツ協会会长	松岡光之輔	〒910-37 福井市浅水町138字上植木11-2福井県軽自動車協会内	0776-38-0558
// 専務理事	湊崎信弘		
// スポーツ委員長	(松岡光之輔)		
岐阜県モーターサイクルスポーツ協会会长	仲神桂二	〒501-61 岐阜県羽島郡羽島町大字高桑字立野3276-1岐阜県軽自動車協会内	0582-79-1561
// 専務理事	早川幸男	"	"
// スポーツ委員長	(仲神洋三)	"	"
愛知県モーターサイクルスポーツ協会会长	本間英典	〒466 名古屋市昭和区天白町大字八事字富士見ヶ丘110-6愛知県軽自動車協会内	052-833-9676
// 専務理事	橋垣幸雄	"	"
// スポーツ委員長	(本間英典)	"	"
三重県モーターサイクルスポーツ協会会长	藤井璋美	〒514-03 津市雲出長常町六の割1190-1三重県軽自動車協会内	0592-34-8611
// 専務理事	佐野純二	"	
// スポーツ委員長	(藤井璋美)	"	

近畿 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

近畿ブロックモーターサイクルスポーツ協会連絡協議会会長	(鈴木義夫)	〒550 大阪市西区立売堀1-7-14大阪府二輪車安全普及協会	06-541-5254
// 事務局長	山田和夫	"	"
// スポーツ委員長 (吉田武英)		"	"
// モトクロス部会長	田中隆造	"	"
// ロードレース部会長 (杉本五十洋)		"	"
// トライアル部会長	山本 雅	"	"
滋賀県モーターサイクルスポーツ協会会長	磯部 清	〒520-01 大津市唐崎3-17-1滋賀県自動車会館内	0775-79-6177
// 専務理事	寺田三喜男	"	"
// スポーツ委員長	青木伸治	"	"
京都府モーターサイクルスポーツ協会会長	桜井伊藏	〒612 京都市伏見区竹田向代町51-5京都自動車会館内	075-671-5887
// 専務理事	兵藤泰弘	"	"
// スポーツ委員長	杉本五十洋	"	"
大阪府モーターサイクルスポーツ協会会長	鈴木義夫	〒550 大阪市西区立売堀1-7-14大阪府二輪車安全普及協会内	06-541-5254
// 専務理事	神田圭造	"	"
// スポーツ委員長	吉田武英	"	"
兵庫県モーターサイクルスポーツ協会会長	西海義治	〒673 神戸市西区玉津町居住67-1兵庫県二輪車安全普及協会内	078-927-7701
// 事務局長	中林稔弘	"	"
// スポーツ委員長	池田徳寛	"	"
奈良県モーターサイクルスポーツ協会会長	小島末太郎	〒630 奈良市南京終町2-321-1奈良県二輪車安全普及協会内	0742-61-5593
// 専務理事	畠中 武	"	"
// スポーツ委員長	井上家照	"	"
和歌山県モーターサイクルスポーツ協会会長	林 伸良	〒641 和歌山市西浜字中川向坪1660-389和歌山県二輪車安全普及協会内	0734-32-5378
// 専務理事	竹内高夫	"	"
// スポーツ委員長	阿部 達	"	"

中國 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)

M F J 西日本スポーツ委員会	委員長	大野弘雄	〒732 広島市南区松川町3-19 株広島英油内	082-261-8386
// 事務局長	原田茂樹	"	"	"
ロードレース委員長	山本 明	〒751 下関市秋根南町2-1-15	0832-56-1406	
トライアル委員長	松田義彦	〒733 広島市西区横川町1-7-19	082-232-2632	
山陰スポーツ委員会委員長	立恵才三	〒683 米子市鯨堂125-8ハイクハウス	08592-2-4583	
岡山県スポーツ委員会委員長	福岡康男	〒710 倉敷市沖8-1東中国スズキ自動車㈱	0864-24-1211	
広島県スポーツ委員会委員長	下江彌三	〒729-31 広島県芦品郡新市町新市甲11813下江モータース	0847-51-3043	
山口県スポーツ委員会委員長	若木恭一	〒740 岩田市平田町5-44-5	0827-32-1555	

四国 (徳島、香川、愛媛、高知)

四国ブロックモーターサイクルスポーツ協会会長	高木 宏	〒761 高松市郷東町140番地	0878-82-3212
// 専務理事	清家新輔	"	"
// スポーツ委員長	富浪 拓	〒770 徳島市西新町4丁目7番地㈱富浪商店内	0886-22-5545
// トライアル委員長	(富浪 拓)	"	"
徳島県モーターサイクルスポーツ協会会長	武井治男	"	"
香川県モーターサイクルスポーツ協会会長	高木 宏	〒761 高松市郷東町140番地	0878-82-3212
愛媛県モーターサイクルスポーツ協会会長	栗田 昇	〒781-11 松山市南高井町1812-3愛媛県二輪車安全普及協会内	0899-76-4505
高知県モーターサイクルスポーツ協会会長	泉谷親男	〒781-02 高知市横浜1657高知県二輪車安全普及協会内	0888-42-4311

九 州

(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

M F J 九州地方本部スポーツ委員会事務局長	松尾真一	〒810 福岡市中央区赤坂2-5-54ホンダショップ高武内	092-641-0431
〃 スポーツ委員長	高武富久美	〃	〃
〃 トライアル委員長	内野徳助	〒834 八女市大字吉田1328	09432-4-3629
福岡県モーターサイクルスポーツ協会会长	西 俊明	〒816 福岡市博多区半道橋2-7-70西京ホンダ販売㈱内	092-473-6811
佐賀県モーターサイクルスポーツ協会会长	野田幸治	〒840-01 佐賀市高木瀬町大字高木五本杉1240-10	0952-30-8442
長崎県モーターサイクルスポーツ協会会长	村上幸三	〒850 長崎市八幡町3-19 村上ホンダ販売㈱内	0958-26-3171
熊本県モーターサイクルスポーツ協会会长	玉城昌一	〒862 熊本市東町4-71 熊本県二輪車安全普及会	096-367-5488
大分県支部支部長	渡瀬昇治	〒870-01 大分市三ツ上1-4-35 大分県軽自動車協会内	0975-51-5151
宮崎県支部支部長	小浜 寿	〒880 宮崎市田代町7-1 宮崎県軽自動車協会内	0985-27-4471
鹿児島支部支部長	下野 実	〒891-01 鹿児島市谷山港2-4-3 鹿児島県軽自動車協会内	0992-61-4011

M F J 公認ヘルメット制度について



- M F J ロードレース 特選公認規格シール ● M F J ロードレース・モトクロス公認規格シール ● M F J トライアル・ツーリング公認規格シール

ヘルメットのM F J 公認制度はわが国モーターサイクルレースの出場に際して着用するヘルメットの保安、安全性を確保するために定められた制度で、苛酷なレースの事故防止に必要なヘルメットの強度、形状を規定している。

M F J 公認ヘルメットは各ランクに従って、上記ロードレース特選公認規格、ロードレース・モトクロス公認規格、トライアル・ツーリング公認規格の3種類の各シールを公認されたヘルメットに添付することを義務付けられている。従ってM F J の競技に参加するものはそれぞれに適合したシールを添付したヘルメットを着用しなければM F J 公認レースには出場することが出来ない。

この制度は同時に苛酷なレースの事故防止に役立つ強度をスネル、J I S 規格の保証の上に認定しているため、一般の着用に際しても、このM F J 公認制度の効用がヘルメットの保安、安全性に役立つことを深く念願している。

總 則 '86MFJ國內 競技規則・總則

本国内競技規則は、国際モーターサイクリスト連盟（Federation Internationale Motorcycliste—略称FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則にもとづいて作成され、日本国内のモーターサイクルスポーツの国内規則の一部として発行する。

本国内競技規則は、總則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。

總
則



1 MFJ国内競技規則について	10	12 ライダーおよび車輛の変更	13
2 特別規則および公式通知	10	13 走行中の遵守事項	13
3 ライセンス	10	14 レース	14
4 エントラント、ライダー、ピットクルー	11	15 優勝者、入賞者および完走者	14
5 出場申込み	11	16 入賞車輛の検査	14
6 出場料、MFJ選手共済費および指定保険料	12	17 レース結果および記録の公表	14
7 配布物品	12	18 レースの延期、中止および打ち切り	15
8 嘉賞および得点	12	19 抗議	15
9 出場車輛	12	20 損害の補償	15
10 燃料およびオイル	13	21 競技規則の違反行為に対する罰則	15
11 車輛検査	13	22 大会審査委員会の権限	15

1 MFJ国内競技規則について

MFJ国内競技規則は、日本国内のモーターサイクルスポーツのための規則であり、国際モーターサイクリスト連盟 (Fédération Internationale Motocycliste—略称 FIM) の国際スポーツ憲章、FIM競技規則にもとづいたものである。

日本モーターサイクル協会（略称MFJ）はFIMの日本における代表機関として、モーターサイクルスポーツの国内管理、一般的モータリゼーションの普及、振興等の目的のために本国内競技規則を制定、施行する。

總則

1. 適用の範囲

本国内競技規則はMFJのライセンスを所有する者が参加するMFJまたはFIM公認及び承認のもとに行なわれるすべてのモーターサイクルスポーツ競技会（以下競技会という）に適用され、各種目によって、内容に差異のある事項はそれぞれの付則に記載する。

2. 競技規則の解釈

競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本国内競技規則にもとづいて、競技会審査委員会（以下大会審査委員会という）だけがおこない、大会審査委員会の判定および解釈を最終的なものとする。

2 特別規則および公式通知

1. 競技会の公示

競技会は、この国内競技規則にもとづいておこなわれ、競技会の運営上、競技の細部の規則並びに指示は公示、特別規則、および公式通知によって公示される。

2. 特別規則および公式通知

特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下主催者という）が発行し、競技会が運営される。

1) 特別規則

特別規則には次の各項が示される。

- (1) 競技会の名称
- (2) 主催者の名称、所在地および連絡先
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所（コース）
- (5) 競技の内容と参加者、ライダーの資格
- (6) 出場申込み受付場所
- (7) 出場申込み期間

■ ライセンスの資格区分

種 目	ライセンス区分					
	国際A級	国際B級	ジュニア	ノービス	Bライセンス	ピットクルー
ロードレース	○	—	○	○	○	○
モトクロス	○	○	○	○	○	○
トライアル	○	○	○	○	○	—

- (8) 出場料と保険料金
- (9) クラス区分
- (10) 出走者の定員
- (11) 賞およびその詳細
- (12) 運営組織
- (13) その他、国内競技規則に定められた事項

2) 公式通知

公式通知には特別規則に記載し得なかった競技会運営の細部にわたる規則、指示等が示される。

3 ライセンス

ライセンスとは、MFJが登録者に対して発行する競技者認定証（ライダーライセンス）とピットクルーライセンスがあり競技会に参加するために必要な証書である。

1. ライセンス区分

ライセンスには下表のライセンス資格区分がある。

2. ライセンス取得者の資格

ライセンス取得申請をおこなう者は下記の条件を満たしていかなければならない。

1) 日本にスポーツ国籍を有する者。

注：日本国内に3か月以上継続的に居住した外国人がその期間を証明できる書類を提出すれば、スポーツ国籍は日本にあるものとみなされる。ただし、当人が所属する国の代表機関の書面による承諾を必要とする。

2) 運転免許証所持者。ただし、(1)16才以上で運転免許証をまだ取得していない者が、モトクロスまたはトライアルのノービスライセンス取得申請の場合、MFJ承認・モトクロスまたはトライアルノービスライセンス講習会において資格認定を得た者。(2)9才から16才未満の者でモトクロスまたはトライアルのBライセンス取得申請の場合は、MFJ承認・モトクロスまたはトライアルBライセンス講習会において資格認定を得た者。

3) ロードレースノービスライセンス取得申請の場合は、MFJ承認ロードレースノービスライセンス講習会において資格認定を得た者、又は、MFJ公認サークルの3時間走行証明を得ている者。

4) ロードレースBライセンス取得申請の場合は、MFJ公認サークルのライセンス講習会受講証明を得ている者。

- 5) 職業選手でないこと。また過去に職業選手として登録し、または登録されたことのある者は、登録取消し後1年以上経過した者でなければならない。

注：職業選手とは、日本小型自動車振興会所管のレースのために登録された者、およびスタントカー、サーカス等に所属している者をいう。

3. ライセンスの停止

下記の場合、ライセンスは停止される。

- 1) 日本にスポーツ国籍がなくなった場合。
- 2) 職業選手として登録された場合。

MFJの認めないモーターサイクル競技に出場した場合。

- 4) MFJスポーツ委員会の裁定により停止処分を受けた場合。(スポーツ委員会の定める期間)

4. 競技者ライセンス資格の昇格及び降格

競技者ライセンスの昇格及び降格は、付録(69頁参照)ライセンス昇・降格規定に定める。

4 エントラント、ライダー、ピットクルー

1. エントラント

- 1) MFJに所属していて、「参加の申請」をおこなった個人およびクラブ。
- 2) MFJに登録されている二輪車メーカー、及び賛助会員で、「参加の申請」をおこなった者。

2. ライダー

ライダーとはMFJ登録者で、当該競技会に「出場申込み」をおこなった者。

3. ライダーの資格

- 1) 当該競技会出場申込みのとき、日本にスポーツ国籍を有する者で、運転免許証(ロードレースのみ)およびMFJの競技者ライセンスを所有する者に限る。ただし、満20歳未満の者は親権者の承諾書を必要とする。
- 2) 主催者は競技会当日、MFJ競技者ライセンスの提示を求め、当日資格を判定する。
- 3) ライダーは過去6か月以内に重大な刑法上または道路交通違反によって処罰された者であってはならない。
- 4) ライダーは、医師によってレース出場可能な健康体であると診断された場合、レース出場資格者、もしくはレース維続資格者としてみとめられる。

主催者は、どのライダーに対しても、指定した医師による健康診断を要求することができる。またこの診断をもって最終とする。

- 5) 開催期間中、転倒事故等により負傷したライダーは指定医師の承認を得なければ再び出走することはできない。

4. ピットクルー(メカニック、ピットサインマン、ヘルパー)

- 1) メカニック(ピットクルー)

メカニックとは、16歳以上のMFJ登録者でMFJピットクルーライセンスを所有し当該競技に「参加の申請」をおこなった者とする。

- 2) ピットサインマンおよびヘルパー(ピットクルー)

ピットサインマンおよびヘルパーとは、16歳以上のMFJ登録者でMFJピットクルーライセンスを所持しライダーまたはメカニックを援助する目的で当該競技会に「参加の申請」をおこなった者。

5. 参加者(エントラント、ライダー、ピットクルー)の遵守事項

参加者は次の事項を守らなければならない。

- 1) 競技会中は、MFJ国内競技規則にしたがって行動し、参加者はすべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 2) 国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定や競技役員の指示にしたがい、かつレース場以外では交通法規を守らなければならない。
- 3) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、野卑な言動は厳に慎まなければならない。
- 4) 競技に関する業務についているときは、飲酒あるいは薬品によって精神状態をつくろってはならない。
- 5) 競技会中は参加の身分証(ライセンス)を必ず携帯していかなければならない。

5 出場申込み

1. 申込み方法

- 1) 申込み期間、申込み場所、その他の詳細については当該特別規則に示される。
- 2) 主催者より支給された用紙の記載事項のすべてに指示どおり記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない。
- 3) 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申込みを拒否、または無効とする権限を有する。

2. 定員

- 1) レース出走者数または出場申込み者数の定員は特別規則に示される。
- 2) 出場申込み者数が10名に満たない場合は、そのクラスのレースを中止することがある。

3. 出場車輌の登録

出場申込み者は、「出場申込み書」により競技会に使用する出場車輌(以下車輌という)を主催者に登録しなければならない。

6 出場料、MFJ選手共済費および指定保険料

1. 出場料

エントラント、またはライダーは、出場申込みのときに出場料を(金額は特別規則に明示)払込まなければならぬ。

2. MFJ選手共済費および保険料

ライダーは、出場申込みのときMFJ選手共済費および指定保険料の実費を主催者に払込まなければならない。選手共済費、保険料の内容の詳細は付録(74頁参照)に示される。

3. 出場料等の払戻し

いったん、主催者に受理された出場料等は払戻しされない。

7 配布物品

参加賞および配布物品は主催者(大会事務局)から交付される。時期および詳細は特別規則に示される。

8 賞および得点

1. 賞

賞およびその詳細は特別規則に示される。

2. 競技会において与えられる得点は次のとおりである。

順位	得点	順位	得点	順位	得点
1位	20点	6位	10点	11位	5点
2位	17点	7位	9点	12位	4点
3位	15点	8位	8点	13位	3点
4位	13点	9位	7点	14位	2点
5位	11点	10位	6点	15位	1点

3. 出走台数による賞および得点

- 出走台数が25台に満たない場合、下表のとおり賞および得点を制限する。ただし賞は原則として6位までとする。
- 出走台数は、そのクラスの決勝レースのスタートラインに並んだ台数をいう。ただし予選がある場合は、その総台数をいう。

出走台数	得点	出走台数	得点
25台以上	15位迄	12台~13台	6位迄
22台~24台	12位迄	10台~11台	5位迄
20台~21台	10位迄	8台~9台	4位迄
18台~19台	9位迄	6台~7台	3位迄
16台~17台	8位迄	5台	2位迄
14台~15台	7位迄		

9 出場車輛

1. クラスの区分

車輛は排気量によって原則として次のようにわけられ、付則に示される。

1) GPフォーミュラ・ロードレース

クラス	通常吸気型		4サイクル過給型	
	最小	最大	最小	最大
.80cc	51cc	80cc	25.5cc	40cc
125cc	81cc	125cc	40.5cc	62.5cc
250cc	126cc	250cc	63cc	125cc
500cc	251cc	500cc	125.5cc	250cc

2) TTフォーミュラ・ロードレース

クラス	2サイクル型		4サイクル通常吸気型		4サイクル過給型		最大限シリンドー数
	最小	最大	最小	最大	最小	最大	
TTF 1	351cc	500cc	601cc	750cc	301cc	375cc	4
TTF 2	251cc	350cc	401cc	600cc	201cc	300cc	4
TTF 3	126cc	250cc	251cc	400cc	126cc	200cc	4
TTF 4	51cc	125cc	126cc	250cc	62.5cc	125cc	4

3) SPフォーミュラ・ロードレース(スポーツプロダクション)

クラス	排気量(cc)	2ストローク	4ストローク
SP50	~50	○	○
SP80	51~80	○	○
SP125	81~125	○	○
SP250	126~250	○	○
SP400	251~400	×	○

* 但し各サーキットごとにそれぞれ2ストローク、4ストローク、の排気量別に開催クラスの組合せが認められる。

4) モトクロス

クラス	最小排気量	最大排気量
80cc	51cc~	80cc
125cc	81cc~	125cc
250cc	126cc~	250cc

5) トライアル

排気量によるクラス区分は設けない。

2. 総排気量の算出基準

総排気量は下記の計算式により算出する。ただしシリンドー内径・ピストン行程(m/m)は小数点以下1位まで四捨五入し、小数点以下を切り捨てて表示する。この際内径はクランク軸方向とその直角方向を測定し平均する。

$$\text{総排気量(cc)} = 0.7854 \times \text{内径}^2 \times \text{行程} \times 10^{-3} \times \text{気筒数}$$

3. 仕様

車輌は付則に示す「改造の限度」と「仕様」に合致し、かつ特別規則の条件をみたし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

4. 危険な車輌

車検長または大会審査委員会より危険であると判断された車輌は、理由のいかんを問わずレースに使用することはできない。

燃料およびオイル

1. 燃料

レースに使用する燃料は、一般市販ガソリンでなければならない。また主催者が指定しレース場内にて供給する場合、ガソリンの製造メーカーおよびその他の詳細は公式通知に示される。

2. オイル

オイルの製造メーカーは指定しない。

3. その他の規定

- 1) ガソリンおよびオイルには、オクタン価や燃料効率を高めるような添加剤あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 2) ガソリンにオイルを混合する必要があるときは、安全を確認して作業しなければならない。また主催者より作業場所の指定がある場合は必ずその指示にしたがわなければならない。

11 車輌検査

1. 車輌検査

- 1) 車輌は、競技規則にもとづいた車輌検査を受けなければならぬ。



ければならない。車輌検査の時刻、および場所は公式通知に示される。

- 2) 車輌は、レース直前に車輌検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない。チェックの時刻およびチェック場所は公式通知に示される。

2. 使用部品の登録（車輌改造申告書）

ライダーは、車輌検査時に大会事務局より支給された車輌改造申告書をもって、使用する車輌、部品等の製造メーカー型式の登録をしなければならない。

12 ライダーおよび車輌の変更

1. ライダーの変更

ライダーの変更是耐久レースを除いて認められない。

2. 車輌の変更

出場登録した車輌の変更は許されない。

- 1) ただし、破損など止むを得ず出場登録済の車輌を変更する必要が生じた場合は、規定の書式にしたがって車輌の変更申請をおこない、競技総監督がこれを認めた場合に限り車輌の変更が認められる。
- 2) 紛争に際して、製造メーカーについての立証の責任は参加者側にあるものとする。
- 3) その他、特別規則に示される。

3. ライダーと車輌

ライダーと車輌の双方を変更することはできない。

13 走行中の遵守事項

- 1) 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 2) 故意に他のライダーの走行を妨害するような走りかたをしてはならない。
- 3) 車輌はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 4) 他の人の援助を一切受けはならない。他の人による援助とは、そのレースに参加しているライダー、きめられた位置についている担当のメカニックおよび業務執行中の役員以外の人が車輌に触れることをいう。
- 5) 車輌にいかなる他人も同乗させてはならない。
- 6) ライダーはレース中、酒気をおびたり、または医薬品等(興奮剤、麻薬等)により故意に精神状態をつくろってはならない。

14 レース

1. 予選

出場者数が多い場合等は、予選またはタイムトライアルによって決勝レース出場者を決定することがある。その詳細については付則および特別規則に示される。

2. スタート

スタートの方法は付則および特別規則に示される。

3. 合図旗および合図(2頁参照)

1) レース中、大会役員が次の合図、旗を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならぬ。

- (1) シグナル旗または国旗…スタート
- (2) 赤旗…全ライダーの走行停止
- (3) 黄旗

①静止…危険予告

②振る…コース上に重大な危険あり、徐行、安全確認、追越し禁止

注：重大な危険とは、コース上に事故車輛またはライダーの存在および役員等による事故等の処理作業中のため、コースの全面または部分的閉鎖を意味する。

- (4) 緑旗…先に示された合図の解除
- (5) 3本黄色縦縞のある赤旗…コース上オイルあり
- (6) 青旗…追越し車あり、進路ゆずれ
- (7) 白旗…コース上に救急車またはサービス車あり、またはコース上にて救急作業がおこなわれている。
- (8) 黒旗…黒旗により指示されたライダーは走行停止
- (9) チェッカーフラッグ…レース終了(ゴールイン)

この合図旗の使用は、役員にのみ許され、他のいかなる合図旗またはそれとまぎらわしいものの使用はいっさい認められない。

4. 停止

1) レース中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車輛をコースの脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないよう十分に注意しなけれ



ばならない。

- 2) レース中、車輛をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、大会役員の指示のある場合はこの限りではない。
- 3) 事故、または車輛故障などの理由によってリタイア(中途退場)する場合は、その地点からもっとも近い大会役員(コース審判)に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。
- 4) ライダーは、リタイア届けを提出した大会役員に車輛をあずけて退場しなければならない。
- 5) ライダーは停止車輛をそのレースが終了するまで大会役員の管理下におかなければならない。ただし、そのレースに支障のない地点まで車輛を移動させることをコース審判(大会役員)から指示された場合にはこれに従わなければならない。

5. レースの終了

レースの終了は、チェック・フラッグによりトップ走者がゴールしたのち付則および特別規則に示す時間を経過した時点である。

15 優勝者、入賞者および完走者

優勝者、入賞者および完走者の定義は付則に示す。

16 入賞車輛の検査

レース終了後、各クラスの1位から6位までの車輛は暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。

17 レース結果および記録の公表

- 1) レース終了直後、暫定結果の公表をおこなう。
- 2) レース正式結果は、レース終了後3時間以内に、公表される。
- 3) 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に對して抗議することはできない。



レースの延期、中止および打ち切り

- 1) レースは特別な理由のない限り、打ち切ったり、中止したりされない。
- 2) 大会審査委員会が 特別な理由によってレースのいずれかを延期、または放棄しなければならないと判断したときに限り、レースを延期または中止することができる。
- 3) すべての関係者は大会審査委員会の決定にしたがわなければならない。
- 4) 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数(または時間)の3分の2を完走しないうちにレースを打ち切った場合は、そのレースは無効となる。
- 5) トップ走者が決められた周回数(または時間)の3分の2以上を完走した場合でレースを打ち切った時は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。
- 6) レースまたは大会が中止された場合、参加者が支った出場料は返還されるが、他のいっさいの損害賠償を主催者に請求することはできない。
- 7) 大会審査委員会が下した裁定に対してはいっさい抗議することはできない。

19 抗議

- 1) エントラント、ライダーおよびピットクルーのみが抗議申し立てができる。
- 2) 抗議しようとするときは、定められた手続によつて大会事務局に申し入れをしなければならない。
抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議申し立て書に記載し、1項目につき、抗議保証金10,000円をそえて大会事務局に提出しなければならない。
- 3) 暫定結果に対する抗議は発表後30分以内に限り受付られる。
- 4) 正式の手続きをふんで提出された抗議申し立て書だけが受付られ、大会審査委員会において審議される。
- 5) 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合証人をたて、その証言を求め、十分に実情を調査したうえで裁定をくだすものとする。

総則

- 6) 大会審査委員会が下した裁定に対してはいっさい抗議することはできない。
- 7) 抗議保証金は抗議が成立した場合のみ返還される。

20 損害の補償

1. 車輌の破損

- 1) 車輌およびその附属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならぬ。ただし、車輌が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間をのぞく。
- 2) 車検長または大会審査委員会は、車輌を保管している期間中に、これらの車輌がなんらかの理由によって破損した場合には、一台当たり10万円を最高限度額としてその所有者に補償する。

2. 損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起された損傷は自らが責任を負うものとする。

3. 大会役員の責任

ライダーおよびピットクルー等の参加者は、大会役員がいっさいの損害補償の責任を免ぜられていることを知つていなければならぬ。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すが、仮りに大会役員の行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車輌等の損傷に対しても、大会役員はいっさいの責任のないことをいう。

21 競技規則の違反行為に対する罰則

大会中（競技会）における違反行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会ならびに競技総監督の権限で下記の罰則を課すことができる。

- 1) 注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- 2) 厳重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- 3) 罰金(1万円以上5万円以下)
- 4) 競技結果に対する1分以内の加算
- 5) 競技結果に対する1分以上の加算または1周以上の減算
- 6) 失格

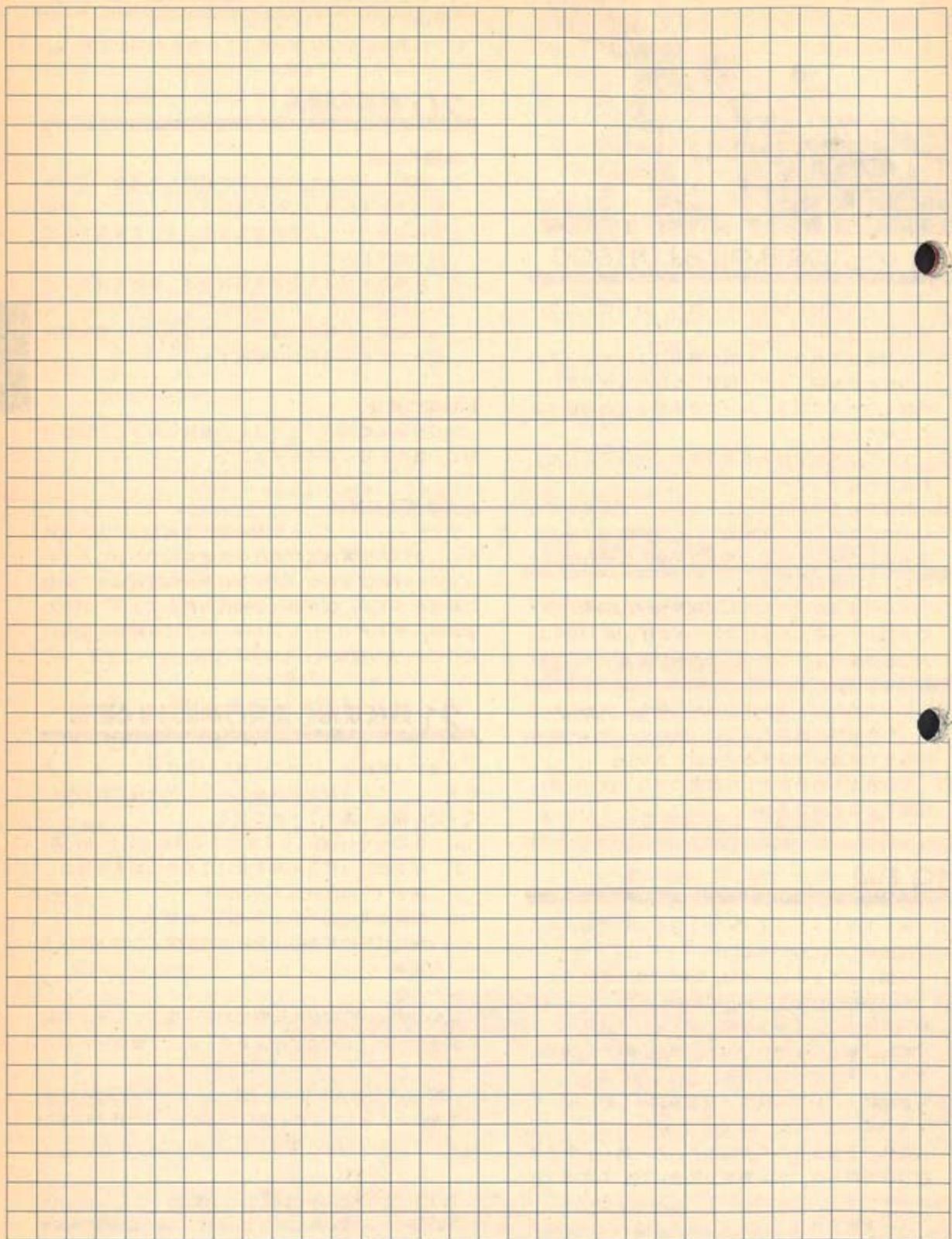
違反の判定は、競技総監督の判断を優先するが、罰則の裁量や適用は、大会審査委員会の決定を優先するものとする。

罰則は、大会審査委員会の報告にもとづき、MFJスポーツ委員会によってさらに事後の出場停止、資格停止にまでおよぶかどうか、審査、裁定され、30日以内に通告される。

22 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、競技役員規定に基づき競技会において最高権限を行使することができる。

MEMO



ROAD RACE 付則1・ロードレース



1 適用の範囲	⑯
2 ロードレース	⑰
3 公式予選	⑰
4 レース	⑯
5 優勝者、入賞者順位、完走者および得点	⑯
6 ライダーの装備	⑯

ロードレース

1 適用の範囲

以下に記す規則は、総則にもとづき、ロードレース競技会に適用される。

2 ロードレース

ロードレースとは、舗装され、完全にクローズドされたサーキットでおこなわれるレースであり、総則およびこの付則により運営・管理される。

3 公式予選(オフィシャル・プラクティス)

1. 公式予選の日程

- 1) 公式予選は原則として各クラス別におこなわれる。
- 2) 公式予選の日程および時間は特別規則に示される。

2. 公式予選の内容

- 1) レースに出場するすべてのライダーは、必ず公式予選に参加し、最終的に出場資格を取得しなければならない。

- 2) 公式予選においては、競技役員による車輌の安全上のチェックがなされた後にスタートし、与えられた時間を任意に走行することができる。与えられた時間内であれば走行を中断し、または再スタートすることができる。
 - 3) 公式予選では、ラップタイムが測定されている。この測定で、ベスト・ラップタイムがはなはだしくおとるものは、たとえ定員以内であっても出場資格を与えられない場合がある。
 - 4) 公式予選において測定された各ライダーの最高ラップタイムにより、大会特別規則に示されるレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。最高ラップタイムが同じ場合は次のラップタイムの順位による。
 - 5) 各クラスの公式予選義務周回数は3周以上とする。なお、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
 - 6) 2種目以上に登録するライダーは、出場全種目の公式予選に登録しなければならない。
3. 予選通過者で出場不可能となった者はすみやかに届けを出さなければならない。

4 レース

1. スタート位置

- レースのスタート位置は、各ライダーに与えられている車番とは関係なく最高ラップタイムによって決定される。

2. スタートまでの行動

- スタートまでの行動は原則として次の時間割による。

スタート 約60分前 給油およびレース前車輌チェック開始、終了後ただちに待機区域に入る。待機区域コースへ誘導。

スタート 15分前 ウォーミングアップ開始

スタート 5分前 スタート位置整列

スタート 3分前 エンジン停止

スタート 2分前 表示 メカニック離れる

スタート 1分前 表示

スタート 30秒前 表示

スタート 10秒前 レースのスタートを示す合図

スタート 青色シグナルまたは国旗にて表示

- 決められた時間以外にエンジンを始動させてはならない。

3. スタート

- スタートは、原則として、押しがけによる同時スタートとする。
- スタート位置は、すべての正規のスタートラインからなされたものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップはいっさい考慮されない。
- スタートの合図は原則としてシグナル・ランプによっておこなわれる。ただし特別の理由により旗によっておこなわれることがある。

4. ピット

ピットとは車輌の修理、調整、部品交換、燃料補給などの作業をおこなう目的のためにライダーに与えられた区域のことである。

5. ピットイン

- ピットインする車輌のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車輌を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットロードを徐行しなければならない。
ピットエリア（停車区域）を走行してピットインしたりピットアウトする事は禁止される。
- ピットインする車輌のライダーは、自己のピットに出来るだけ近いピットロードからピットエリアに入り、出来るだけ自己のピットに近づけて車輌を停車させ、必ずエンジンを停止させなければならない。

3) ピットインしてピットエリアに入った車輌、及び当該車輌のライダーやピットクルーは、ピットインして来る他の車輌、あるいはピットアウトして行く他の車輌の通過を妨げてはならない。

4) ピットインのさい、自己のピット前を通り越して停車した車輌のライダーは、エンジンを停止させたのち、競技役員の承認を得て当該車輌のライダー及びピットクルーによって後むきに押し戻し、自己のピットにつけることが出来る。

6. ピットアウト

- ピットロードに於てはピットインしてくる車輌に優先権がある。
- ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て最初のコーナー出口に達するまで、コースピット側に沿って走行しなければならず、その間、後方から近づく車輌の走行を妨げてはならない。

7. ピット作業

- レース中における車輌の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によっておこない、必ずエンジンは停止しておこなわなければならない。
- ピットに準備してある部品、工具による作業は、正規にピットインした車輌に対してのみおこなうことができる。
- エンジンアッセンブリーおよびフレームアッセンブリーを交換してはならない。
- ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚した場合は、ただちにきれいに掃除しておかなければならない。

8. ピット作業人員

- ライダーはその車輌のメカニックを2名まで持つことができる。
- レース中にピットインし、エンジンを停止した車輌に対しての作業は、2名のメカニックと、その車輌のライダーの計3名だけに限られる。





- 3) ライダーに対するピットクルー（メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー）の合図は、大会競技役員の使用する合図用旗にまぎらわしいものであつてはならず、また「ピット区域」のみで合図を送ることができる。
- 4) ピット作業をおこなう者はすべてピットクルーライセンス所持者で、大会に参加の申請がなされた者でなければならない。
- 5) ピットクルーは開催期間中を通じてどの大会競技役員の指示にもしたがわなければならない。
- 6) ピットクルーが守らなければならないことに違反した時は、そのピットクルーの担当のライダーが責任を問われ、罰則が課せられる。

9. レースの終了

各レースの終了は、チェックフラッグによりトップ走者がゴールしたのち特別規則に示す時間を経過した時であり、チェックフラッグ・マーシャルが指定位置より退場したことにより示される。

注：原則的にコースの1周の距離を1kmにつき1分として定められる。

5 優勝者、入賞者順位、完走者および得点

1. 優勝者

優勝者は、規定の周回数を最短時間で完走したライダーである。

2. 入賞者および順位の優先順序

入賞者および入賞順位は、チェックマークを受けた完走者

の中から周回数の多い順に決定され、同周回数の場合はゴールライン通過の順位による。

3. その他の優先順序

周回数の多い者を優先する。同周回数の場合はゴールラインの通過順位による。

4. 完走者

- 1) 優勝者の75%以上の周回数を完了したライダーが完走者である。
- 2) レース途中でリタイア届を提出したライダーも完走回数を完了している場合は完走者とみなされる。

5. 得点

- 1) 得点は総則〔8〕(12頁参照)によって与えられる。

6 ライダーの装備

1. ヘルメット

- 1) ヘルメットはフルフェイス型のものでMFJが公認したものでなければならない。
- 2) MFJの公認したヘルメットには下記の認証マークが貼付される。
- 3) 競技会の車輌検査受付時に、ヘルメットの検査がおこなわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットでも、ライダー本人の安全上使用を禁止する。
- 4) MFJの公認認証マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料(1,000円)を支払い、新規に検査を受けなければならない。

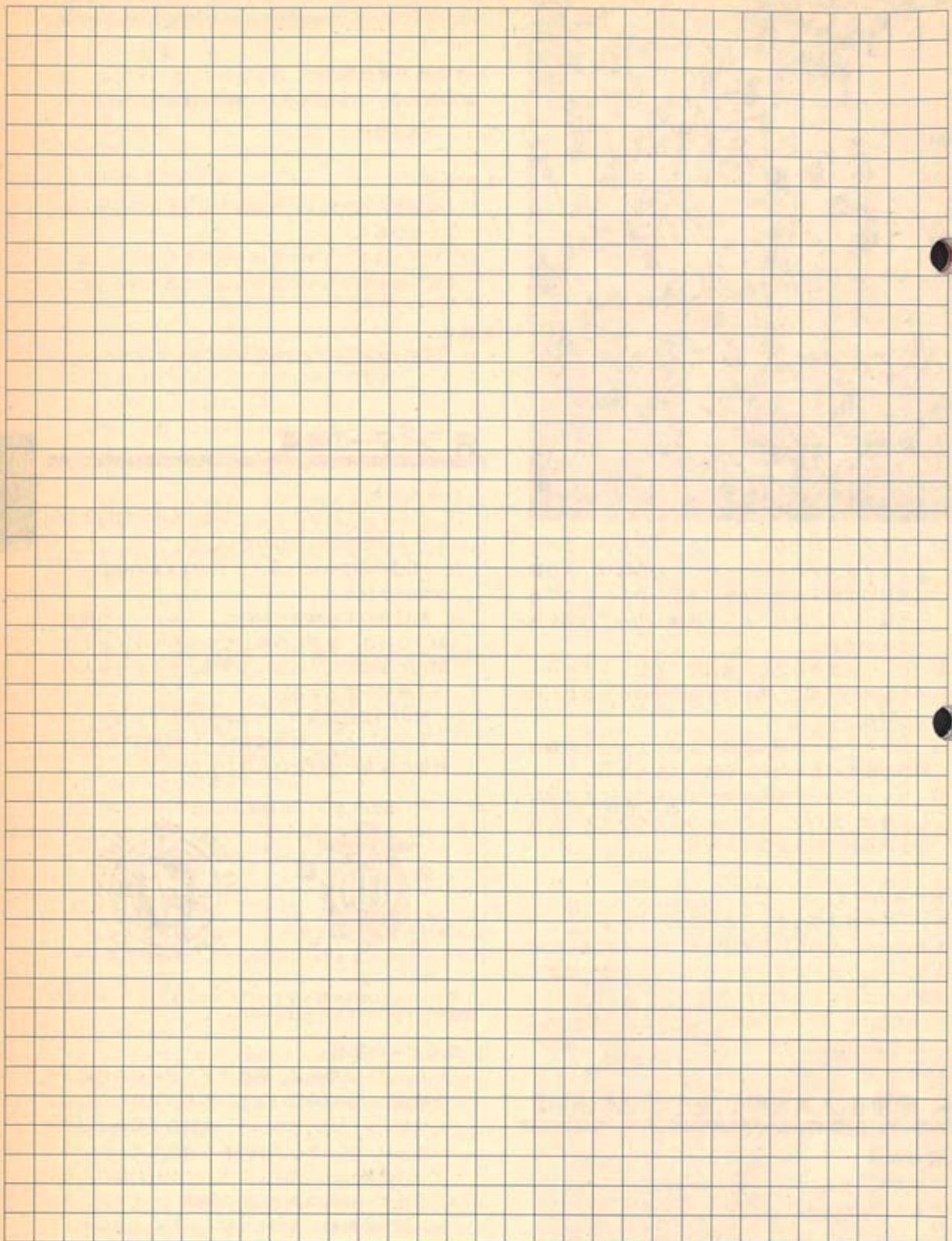


ヘルメットには特別推薦を示すホワイト地、またはゴールド地の認証マークについてなければならない。

2. ライダーの服装

- 1) ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦を妨げるものであつてはならない。
- 2) 皮製のレーシングスーツ、皮製の手袋およびブーツなどは、フックなどが外部に突出していないライダーの身体にピッタリしたものでなければならない。
- 3) ライダーは競技会中、合成繊維(ナイロン、テトロン等)の肌着を着用してはならない。皮製のレーシングスーツの裏地は、耐熱および耐火処理をほどこした難燃性の布製のものでなければならない。

MEMO



ROAD RACE

付則2・ロードレース 車輛規定

- 1 レース出場車輛 21
- 2 総合仕様 22
- 3 GPフォーミュラ部門の改造限度 25
- 4 TTフォーミュラ部門の改造限度 27
- 5 SPフォーミュラ部門の改造限度 28



ロードレース

1 レース出場車輛

出場車輛（以下車輛という）は、下記の仕様と改造の限度をみたし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

1. 車輛の排気量区分

車輛の排気量区分は原則として次のようにわけられ、開催種目および運用は特別規則に示される。

●GPフォーミュラ部門

クラス	通常吸気型		4サイクル 過給型	
	最小	最大	最小	最大
80cc	51cc	80cc	25.5cc	40cc
125cc	81cc	125cc	40.5cc	62.5cc
250cc	126cc	250cc	63cc	125cc
500cc	251cc	500cc	125.5cc	250cc

●TT.フォーミュラ部門

クラス	2サイクル型		4サイクル通常吸気型		4サイクル過給型	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大
TTF1	351cc	500cc	601cc	750cc	301cc	375cc
TTF2	251cc	350cc	401cc	600cc	201cc	300cc
TTF3	126cc	250cc	251cc	400cc	126cc	200cc
TTF4	51cc	125cc	126cc	250cc	62.5cc	125cc

●SPフォーミュラ部門(スポーツプロダクション)

クラス	排気量(cc)	2ストローク	4ストローク
SP50	~50	○	○
SP80	51~80	○	○
SP125	81~125	○	○
SP250	126~250	○	○
SP400	251~400	×	○

*但し各サーキットごとにそれぞれ2ストローク、4ストローク、の排気量別に開催クラスの組合せが認められる。

2 総合仕様

車輌は、安全のために次の各項のすべてをみたしていなければならない。

1) ブレーキ

車輌は前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備えなければならない。

2) リムとタイヤ

50ccと80ccを除き最小限リム直径は16インチとする。

3) ハンドルバー

(1) ハンドルの端から端までの幅は450mm以上でなければならない。

(2) 中心線または中央位置の両側に対するハンドルの回転角度は20度以上でなければならない。

4) ハンドルバーのクリアランス

(1) グリップ部およびレバーとカウリングとのクリアランスは20mm以上でなければならない。

(2) ハンドルの回転角度を左右いっぱいに切った時ライダーの指を挟まないようにハンドルバーと燃料タンクの間に最低30mmの間隔を確保しなければならない。

5) クラッチおよびブレーキレバー

クラッチレバーおよびブレーキレバーの末端は、直径19mm以上の球状で容易に取れたり外れたりするものであってはならない。

6) フートレストおよびペダル

(1) フートレストは、前後車輪の中心を通過する線の100mm上方より下側に、そして後輪の中心を通過する垂線の前側になるように取りつけられ、どのコントロール・ペダルも容易に操作できる位置になければならない。

(2) フートレストおよびペダル類の先端の角は安全上丸められていなければならない。

7) シートエンドの高さ

シートの後方の部分が150mm以上の高さがあつてはならない。(25頁図参照)

8) 排気系

排気はすべて側方に開口のない管により、車輌の後方に排出されなければならない。排気管の端部は少なくとも30mmの距離にわたって、マシンのセンター軸と平行かつ水平でなければならない。また排気管は後輪最後端垂線より突出してはならず、排気がほこりを立てるよう排出されたり、後続のライダーに迷惑を与えるよう排出されなければならない。但し、公認時の排気系を使用する場合はこの限りではない。

9) 騒音規定

(1) 排気管及びサイレンサーは騒音規制についてのすべての要求事項を満たしていなければならない。

(2) 騒音はFIM方式による測定方法で、4サイクル車の場合=110+5db(A)、2サイクル車の場合=110db(A)以下でなければならない。

FIM方式とは排気管後方0.5m、45度の角度にマイク

ロフォンを設置し、ピストンの平均スピードを4サイクルの場合11m/s、2サイクルの場合13m/sでエンジンが回転している時の騒音を測定する方法をいう。*下記表を参照

騒音規定：回転数

ストローク (mm)	2サイクル	4サイクル	ストローク (mm)	2サイクル	4サイクル
30	13,000	11,000	66	5,909	5,000
31	12,580	10,645	67	5,820	4,925
32	12,187	10,313	68	5,735	4,853
33	11,818	10,000	69	5,652	4,783
34	11,470	9,706	70	5,571	4,714
35	11,142	9,429	71	5,492	4,648
36	10,833	9,167	72	5,416	4,583
37	10,540	8,919	73	5,342	4,521
38	10,263	8,684	74	5,270	4,459
39	10,000	8,462	75	5,200	4,400
40	9,750	8,250	76	5,132	4,342
41	9,512	8,049	77	5,065	4,286
42	9,285	7,857	78	5,000	4,231
43	9,069	7,674	79	4,937	4,177
44	8,863	7,500	80	4,875	4,125
45	8,666	7,333	81	4,815	4,074
46	8,478	7,174	82	4,756	4,024
47	8,297	7,021	83	4,699	3,976
48	8,125	6,875	84	4,643	3,929
49	7,959	6,735	85	4,588	3,837
50	7,800	6,600	86	4,535	3,750
51	7,647	6,471	87	4,483	3,793
52	7,500	6,346	88	4,432	3,750
53	7,358	6,226	89	4,382	3,708
54	7,222	6,111	90	4,333	3,667
55	7,090	6,000	91	4,286	3,626
56	6,964	5,893	92	4,239	3,587
57	6,842	5,789	93	4,194	3,548
58	6,724	5,690	94	4,149	3,510
59	6,610	5,593	95	4,105	3,474
60	6,500	5,500	96	4,063	3,438
61	6,393	5,410	97	4,021	3,402
62	6,290	5,323	98	3,980	3,367
63	6,190	5,238	99	3,939	3,333
64	6,093	5,156	100	3,900	3,300
65	6,000	5,077			

10) 車輌の傾斜角

車輌の傾斜度は無負荷で、タイヤを除きどの部分も接地することなく垂線に対して50°傾斜させることができなければならない。(25頁図参照)

11) フェンダー（泥よけ）

フェンダーは、前後とも取りのぞいてもかまわない。ただし取り付ける場合は25頁図に示すとおり確実に装備しなければならない。

12) 取りはずさなければならないもの

ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台、およびキックアームは取りはずさなければならない。

13) カウリング

カウリングを使用する場合は次の条件をそなえたものでなければならない。(24頁図参照)

タイヤを除く前輪は両側に明瞭に見えなければならない。

(2) 前後輪の車軸を通る垂線の間になければならない。

(3) カウリングの下端と地面との間隔は100mm以上でなければならない。

(4) ライダーが普通に乗車した状態でライダーの両前端部以外は上方、後方、両側面から見えなければならない。

(5) 上記の適用を避けるために透明な物質を使用することはできない。

(6) カウリングの前端部の形状は24頁の図に示す範囲でなければならない。

14) レースナンバープレート

(1) ナンバープレートの大きさ

ナンバープレートは、車輌の前面に取り付けるものは左右285mm以上、上下235mm以上の大きさのもので、25頁図に示されているものでなければならない。車輌の左右に取り付けるのは25頁図に示されてあるように左右300mm以上、上下250mmの長方形のものでなければならない。

(2) 取りつけ方法

ナンバープレートは1枚は車輌の前面に、前向きに、垂直から25度以内の角度をつけて取りつけ(24頁図参照)、車輌の両側面にも各1枚垂直方向に取りつけなければならない。

(3) ナンバープレートの色分け

ナンバープレートおよび文字の色分けは次の通り。

ノービス部門=白地に黒文字 (SPクラスは黒地に白文字)

ジュニア部門=黄地に黒文字

国際A級部門=赤地に白文字

*螢光色は禁止する。

(4) ナンバーの字体および寸法

ナンバーの字体はブロック体とし、ナンバープレートの枠内に明確に記入しなければならない。角ばった字体や斜体であってはならない。

ナンバーの文字寸法は、高さ200mm、幅は25mmとする。誤読されないよう書体には注意。(25頁図参照)

15) 後輪の可視範囲

後輪のリムは後輪の垂直線の後部円周180度にわたって明瞭に見えなければならない。

16) 部品の最後端

いかなる部品も後輪最後端垂線よりうしろに突出していないでなければならない。

17) ワイヤーロック

エンジンのオイルフィルター、オイルフィラーキャップ(注入口)及びドレンボルト類は必ず穴を開けワイヤーで固定する。

18) オイルキャッチタンク

全ての車輌はその排気量より容量の多いオイルキャッチタンクを取り付けなければならない。ただし2サイクル車はクラシックケースよりホースの出ている車輌のみ、その排気量の3%より容量の多いオイルキャッチタンクを取り付けること。なお、転倒時に容易に脱落したり破損せず、高温にも耐えられる材質のものでオイルがこぼれないように、確実に取り付けなければならない。

19) 危険防止

他のライダーに危険および迷惑をおよぼすような改造をしてはならない。



総合仕様(36~37頁より)参考図

ロードレース

25度以内

前面のナンバープレートは、垂直に対して25度以内の角度とする。

25mm以下

カウリング前端部の形状は、図の範囲とする。

100度以上**45度~60度の間****20度以下**

フェンダーを取りつける場合は、図の示すように装備する。

19mm以上

クラッチレバー、ブレーキレバーの先端は、直径19mm以上の球状とする。

20mm以上

グリップ部、レバーとカウリング間に20mm以上のクリアランスをとる。

100mm以下

フートレストは、前後車輪の中心を結ぶ線の100mm上方より下側に、また車輪の中心を通過する垂線の前側に取りつけられることが必要。

450mm以上

ハンドル幅は450mm以上とする。

20度以上

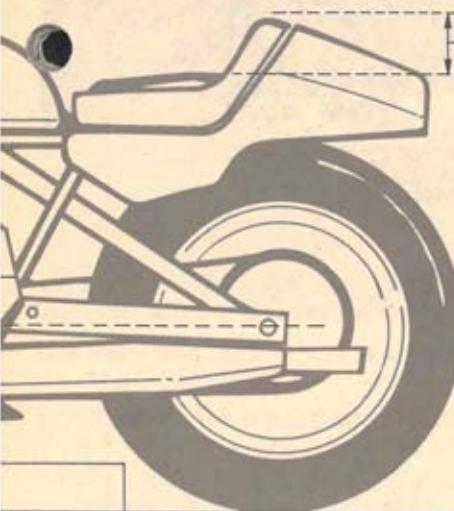
ハンドルの回転角度は20度以上とする。

30mm以上

ハンドルをいっぱいに切ったとき、ハンドルバーと燃料タンクの間隔は30cm以上にする。

150mm以下

シート後方部分の高さは
150mm以下にする。

**100mm以上**

ウリング下端と地面には
100mm以上の間隔をとる。

ナンバープレートの大きさ

前面に取りつけるもの

車輪の左右に取りつけるもの

はみ出し禁止

いかなる部品もこの垂直線
より後方に出てはならない。

丸める

フートレスト、ペダル類
の先端は丸められたもの
とする。

10mm以上

フェンダーを取りつける
場合は、フェンダー幅を
タイヤ幅より左右それぞれ
10mm以上とる。

100mm以下

フートレストは、前後車
輪の中心を結ぶ線の100mm
上方より下側に、また後
輪の中心を通す垂線の
前側に取りつけられる
ことが必要。

50度以上

無負荷の状態で、タ
イヤを除きどの部分
も接地することなく
50度の傾斜角をもつ
こと。



3 GPフォーミュラ部門の改造限度

競技の公平および安全性に関連して次のような改造制限を定める。

1 国際A級

(1) 車輌の製造メーカー、型式は制限されない。

車輌区分

クラス	排気量区分				最大限気筒数	最大限ミッション	タンク容量(リットル)			
	通常吸気型		4サイクル過給型							
	最小	最大	最小	最大						
125cc	81cc	125cc	40.5cc	62.5cc	2 気筒	6段	6~32			
250cc	126cc	250cc	63cc	125cc	2 気筒	6段	6~32			
500cc	251cc	500cc	126cc	250cc	4 気筒	6段	6~32			

(2) すべての車輌は総則及び総合仕様に示されているロードレースについてのすべての条件に全面的に適合していかなければならない。

(3) 半乾燥重量は下記の最低重量をみたしていかなければならない。

半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料を抜いた車輌重量をいう。ただし、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。

クラス	最低重量
125cc (単気筒)	70kg
125cc (2気筒)	75kg
250cc	90kg
500cc	100kg

なお、上記の最低重量をみたすために、ダミーウエイトを装備してはならない。

(4) 車輌が発生する騒音については、(総合仕様9)参照(22頁)

(5) 下記の部品および構造にチタニウムを使用してはならない。

フレーム、フロントフォーク、フロントフォーク・ブレケット、スイングアーム、スイングアーム・スピンドル、ハンドルバー、ホイールスピンドル、ステアリングシャフト。

※予告事項

'87年1月1日より125cc クラス単気筒車の最低重量は65kgとなる。
'88年1月1日より125cc クラスの最大限気筒数は単気筒となる。

2 シニア・ノービス

(1) 車輌はMFJ公認車輌でなければならない。その製造メーカー、型式の詳細は公示される。

改造を行なう場合は、下記各項に規定されている事項を遵守しなければならない。

車輌区分

クラス	排気量区分	最大限気筒数	最大限ミッション	最大限タンク容量
80cc	51cc~80cc	単気筒	6段	6~32ℓ
125cc	81cc~125cc	2 気筒	6段	6~32ℓ
250cc	126cc~250cc	2 気筒	6段	6~32ℓ

(2) すべての車輌は総則及び総合仕様に示されているロードレースについてのすべての条件に全面的に適合していかなければならない。

(3) 異った機種のエンジン、フレームの組合せは公認車輌同クラス同士に限りおこなうことができる。

(4) クランクウェブのバランス穴の充填は認められる。

(5) キャブレターは公認車輌のものおよびMFJ公認部品のみ使用できる。

(6) 車輌最低重量は次の通りである。

ク ラ ス	最 低 重 量
80cc	55kg
125cc (単気筒)	70kg
125cc (2 気筒)	75kg
250cc	90kg

(7) 車輌が発生する騒音については総合仕様(22項)にある条件をみたすものとする。

(8) 構成部品

① 下記の部品はMFJが公認したものでなければならない。(MFJ公認部品)

シリンダー、シリングーヘッド、変速機、フロント・クッション、リア・クッション、

② チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。

(9) 過給は認められない。

*予告事項

'87年1月1日より125ccクラス単気筒車の最低重量は65kgとなる。

'88年1月1日より125ccクラスの最大限気筒数は単気筒となる。

ロードレース

イクルでMFJまたはFIMが公認したものでなければならぬ。

(2) TTフォーミュラレース参加に適合する為には、同一モデルのマシンが少なくとも1000台販売された事を証明しなければならない。生産台数は文書により証明する。申請より60日後に当該モーターサイクルの競技使用が認められる。(FIM公認車輌)

3.国際A級の改造の限度

1) すべての車輌は、総合仕様に示されているロードレースについてのすべての条件に全面的に適合していなければならない。

2) 下記のものについて、公認型式に変更を加えることは禁止される。

(1) エンジンの型式

(2) シリンダーの数

(3) ピストンストローク

(4) シリンダー、シリングーヘッド、クランクケースおよび変速機ケースの材質および鋳造

(5) 4サイクルエンジンのバルブ数

(6) 2サイクルエンジンのポート数

(7) キャブレターの数

3) 下記の制限内で改造をおこなうことができる。

(1) ギアミッションは6速の範囲内でギアボックスシエルに変更を加えない限りギア段数及び変速比を変更できる。

(2) 燃料タンク最大限容量は下記に制限される。

フォーミュラ1=24リッター

フォーミュラ2=20リッター

フォーミュラ3=18リッター

フォーミュラ4=15リッター

*但し車輌公認時のものはこの限りではない。

(3) シリンダーのキャスティング(鋳造)を変更することなくボアを拡大することができる。ただし、この拡大が当該車輌本来の出場を認められるクラスの排気量の限度を超えないことを条件とする。ただし、再ボーリングの場合は当該クラスのリミットの1%オーバーまで認められる。

(4) 安全上の理由により、ヘッドライト、電装品、ホーン、ナンバープレート、スピードメーターおよび競技規則にうたわれているその他の部品を取り外すことが認められる。

(5) 安全と騒音コントロールのために、排気管とマフラーの改造が認められる。騒音規定については総合仕様参照。22頁

(6) 下記の部品および構造にチタニウムを使用してはならない。

フレーム、フロントフォーク、フロントフォーク・ブラケット、スイングアーム、スイングアーム・スピンドル、ハンドルバー、ホイールスピンドル、ステアリングシャフト。

4 TTフォーミュラ部門の改造限度

1.車輌の排気量区分

車輌のクラス区分は原則として次のようにわけられ、開催種目および運用は特別規則に示される。

クラス	2サイクル型		4サイクル通常吸気型		4サイクル過給型(国際A級のみ)	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大
TTF1	351cc	500cc	601cc	750cc	301cc	375cc
TTF2	251cc	350cc	401cc	600cc	201cc	300cc
TTF3	126cc	250cc	251cc	400cc	126cc	200cc
TTF4	51cc	125cc	126cc	250cc	62.5cc	125cc

注: エンジンは各クラスの上限を15%越える排気量の公認車輌のものまで、ベース車輌として選択できるが、ホアダウンによって当該クラスのリミット内に排気量を下げなければならない。(ストロークダウンはできない)

国際A級

2.国際A級の車輌

TTフォーミュラモーターサイクルは、現在生産されているモーターサイクルで、一般ユーザーが容易に入手し得るものであり、下記の条件をみたしていなければならない。

(1) 車輌は市販レーサーを除く一般生産型モーターサ



ジュニア・ノービス

4. ジュニア・ノービス部門の車輌

車輌は市販レーサーを除く一般生産型モータサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。

ロードレース

5. ジュニア・ノービス部門の改造の限度

- 1) すべての車輌は、総合仕様に示されているロードレースについてのすべての条件に全面的に適合していなければならない。
- 2) 下記のものについて、公認型式に変更を加えることは禁止される。

- (1) エンジンの型式
- (2) シリンダーの数
- (3) ピストンストローク
- (4) シリンダー、シリンダーヘッド、クラシックケース
- (5) 4サイクルエンジンのバルブ数
- (6) 2サイクルエンジンのポート数
- (7) キャブレターの数と型式
- (8) フレーム
- (9) 燃料タンク
- (10) 過給は認められない

- 3) 下記の制限内で改造をおこなうことができる。

- (1) ギアミッションは6速の範囲内でギアボックスシェルに変更を加えない限りギア段数及び変速比を変更できる。(MFJ公認部品)
- (2) シリンダーのキャスティング(鋳造)を変更することなくボアを拡大することができる。ただし、この拡大が当該車輌本来の出場を認められるクラスの排気量の限度を超えないことを条件とする。ただし、再ボーリングの場合は当該クラスのリミットの1%オーバーまで認められる。
- (3) 安全上の理由により、ヘッドライト、電装品、ホーン、ナンバープレート、スピードメーターおよび競技規則にうたわれているその他の部品を取り外すことが認められる。
- (4) フレームの補強及び必要でないステー類のカット。
- (5) 燃料タンクの給油口及びコック。
- (6) 安全と騒音コントロールのために、排気管とマフラーの改造が認められる。騒音規定については総合

仕様参照。22頁

4) 構成部品

- ① 变速機はMFJが公認したものでなければならぬ。(MFJ公認部品)
- ② チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。
- ③ フレームとクラシックケースの製造ナンバーは、出場申込書に記入しなければならない。部品交換の場合は、販売証明が必要。

(スポーツ・プロダクション)

5 SPフォーミュラ部門の改造限度

1. 出場車輌

車輌は市販レーサーを除く。一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。

2. 車輌の排気量区分とライセンス区分

クラス	排気量	2ストローク	4ストローク	ライセンス区分
SP50	-50	○	○	Bロード、ノービス
SP80	51~80	○	○	Bロード、ノービス
SP125	81~125	○	○	Bロード、ノービス
SP250	126~250	○	○	ノービス
SP400	251~400	×	○	ノービス

* 但し各サーキットごとにそれぞれ2ストローク、4ストローク、の排気量別に開催クラスの組合せが認められる。

3. 改造の限度

- 1) すべての車輌は総合仕様に示されているロードレースについてのすべての条件に全面的に適合していなければならない。ただし公認時の型式に変更を加えない車輌については、シートエンドの高さ、フェンダー、カウリング、車輌の最後端の項はこれにあたらない。

2) 改造規定

車輌はMFJが公認した時と同じもので、以下に記してある項目以外は改造、変更は出来ない。

(1) エンジンおよび補機

- ① キャブレターは車輌公認時のものとし、ジェット



類、ニードル類の変更及びエアーファンネルの取り付けは可。

(2) エアクリーナー及びボックス、エレメントの改造・変更、及び取りはずしは可。

(3) スパークプラグ、プラグキャップの変更は可。

(4) セルモーター、発電機の取りはずしは可。

ただし、セルモーターを取りはずさない場合は、それが作動しないようにしなければならない。(セルスターースイッチを取りはずすこと)

(5) 2サイクル車の分離給油のオイルポンプ(オイルタンク含む)の改造、変更及び取りはずしは可。

(6) アクセルワイヤー、アクセルグリップ部(ラバーリ、L含む)オイルポンプ作動用ワイヤーの改造、変更は可。

(7) クランクケースカバー(R、L)の改造、変更は可。

(8) 4サイクル車のオイルクーラーの取り付けは可。

(9) ラジエーター、ラジエーターカバー、クーリングファン、サーモスタットの改造・変更は可。

(2) マフラー：改造、変更は自由。ただし、総合仕様8および9(22頁参照)に従って処置されていなければならない。

(3) フレーム：改造、変更は不可。ただし、ゼッケンプレート・メーター・シート等の取り付けのためのステーの追加、及び必要でないステー類のカットは可。

(4) フロント、リヤサスペンション：変更は不可。ただしエアーアクション、スプリングの変更及び、スタビライザーでの補強はフロントのみ可。

(5) フロント・リヤフォーク：ステアリングシステム・トップブリッヂを含み変更は不可。ただし必要でないステー類のカットは可。

(6) ステアリングダンパー：取り付けは可。ただしステアリングストッパーとの兼用は不可。

(7) ホイルアッセンブリ：変更は不可。ただしスピードメーターケーブルの取り出し口の改造は可。

(8) タイヤ：一般市販されていて通常ルートで購入できるものの交換は可。ただし、スリックタイヤ(レーシングレイン、インターミディット含む)及び摩耗限度を越えたもの及びグルーピング(溝切り)

は不可。

(9) スプロケット・チェーン：ファイナルレシオの変更は可(チェーンサイズを含む)

(10) チェーンケース：取りはずしは自由とするが、ライダーの足がチェーンにまきこまれないようにカバーを取り付けることが望ましい。

(11) ハンドルバー：変更する場合、グリップエンドはトップブリッヂよりも上とする。(車輌公認時のものはこのかぎりではない)ただし、総合仕様3および4(22頁参照)に従って処置されていなければならない。

(12) カウリング：車輌公認時に取り付けられているもの(メーカーオプション含む)のみ可。カウリングステーの改造・変更も可。

(13) メーター類：改造・変更は可。

(14) シート・シートカウル：改造・変更は可。(後輪の最後端の垂線より出てはならない)

(15) ガソリンタンク：車輌公認時のもので、形状の改造、変更は認めないが、フェューエルコック、給油口の改造は自由。

(16) サイドカバー：取りはずしは自由とするが、取りはずさない場合は脱落しないような処置を施すこと。

(17) フェンダー：フロントおよびリヤー共、改造・変更は可。

(18) ステップ・ペダル：改造・変更は良いが、総合仕様6(22頁参照)に従って処置していなければならない。

(19) ブレーキ：前後ブレーキは当該車輌公認時のものとし変更は認めない。ただしパッドの材質及びブレーキホースのみの変更は認める。

尚、不用のカバー類の取りはずしは自由。

注) ブレーキとはマスターシリンダー、ブレーキキャリバー(トルクロッド含む)、ディスクブレートまでをいう。

(20) オイルキャッチタンク：4サイクル車は、その排気量より容量の多いオイルキャッチタンクを取り付けなければならない。

2サイクル車はその排気量の1/2以上とし、クランクケースよりホースの出ているもののみ取り付けなければならない。

尚、転倒時に容易に脱落したり、破損せず高温にも耐えられるものでオイルがこぼれたりしないような処置をし、確実に取り付けなければならない。

(21) ワイヤーハーネス：改造・変更は可。

(22) バッテリー：変更、取りはずしは可。

(23) キルスイッチ：キルスイッチの改造、変更は自由であるが、完全に作動しなければならない。

ROAD RACE

付則3・'86全日本選手権大会特別規則

全日本選手権ロードレース大会は、日本モーターサイクル協会(MFJ)公認のもと、MFJ国内競技規則にしたがい開催される。本特別規則は、1986年度全日本選手権シリーズのすべての大会に適用される。

1 開催競技会	⑬ 13 競技者番号(ナンバー)	⑬ 25 レース	⑭
2 運営実行組織	⑬ 14 ライダーの装備	⑬ 26 レース中の合図	⑮
3 公式通知、タイムスケジュール	⑬ 15 ガソリンおよびオイル	⑬ 27 停車指示	⑯
4 開催種目	⑬ 16 ビット割当	⑬ 28 車両(1Jタイヤ)と停止	⑯
5 競技内容	⑬ 17 出場受付	⑬ 29 レース終了	⑯
6 参加定員	⑬ 18 車両および装備の検査	⑬ 30 優勝者、入賞者、完走者および順位	⑯
7 参加資格	⑬ 19 ライダーの変更	⑬ 31 レース終了後の車両の保管と再検査	⑯
8 出場申込み	⑬ 20 出場車両の変更	⑬ 32 レースおよび大会の延期・中止等	⑯
9 出場料および保険料	⑬ 21 公式予選	⑬ 33 抗議	⑯
10 参加受理	⑬ 22 決勝レース出場台数	⑬ 34 違反に対する罰則	⑯
11 黄および得点	⑬ 23 スタート	⑬ 35 本規則の解釈	⑯
12 レース出場車両	⑬ 24 スタートにおける反則	⑬ 36 本規則の施行	⑯

ロードレース

1 開催競技会(次頁に提示)

2 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

3 公式通知・タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申込み締切り後に発送される。

4 開催種目

1. 競技部門およびクラス区分

全日本選手権シリーズの競技部門、クラス区分は下記の通りである。

クラス	部門	ジュニア	国際A級
125cc		○	○
250cc		○	○
500cc		—	○
F-3		○	○
F-1		—	○

- ノービスから国際A級に昇格した1年目は500cc及びF1には出場できないが、特別に希望する場合はロードレース委員の推薦を得てエントリー締切までにスポーツ委員会に申請することができる。
- 全日本選手権シリーズ・ロードレース大会にノービス地方選手権が併催となる場合がある。
全日本選手権ロードレース大会および主要ロードレース大会、耐久レース(世界選手権)の開催種目および地方選手権併催レース種目は31頁掲載の表の通りである。

5 競技内容

- レース区分は次頁および31頁の通りである。ただし、参加台数、天候などの都合により変更される場合がある。
- 全日本選手権シリーズ第1戦日本GPロードレース大会および第1戦BIG 2&4、第7戦鈴鹿200kmレース大会の国際A級部門は、国際格式によって開催される。

6 参加定員

参加定員は定めない。

7 参加資格

1. エントラントおよびライダー

エントラントおよびライダーは、1986年度版MFJ国内

競技規則・総則(4)(11頁)に合致していなければならぬ。

2. 日本GPの参加資格

ノービス部門は86年7月13日までの地方選手権シリーズ大会の得点合計で、125cc, 250cc, F-3各クラス上位の者で次に示す人数にジュニアクラスへの特別参加資格が与えられる。スポーツランドSUGO=10名、筑波サーキット=15名、鈴鹿サーキット=20名、西日本サーキット=5名、の合計50名。

8 出場申込み

- 1) 出場申込み場所は各主催者の住所とする。
- 2) 出場申し込み手続き
 - (1) 各部門とも所定の申込み書に必要事項をすべて記入し、出場料および保険料を添えて大会事務局に提出しなければならない。

'86全日本選手権シリーズ大会カレンダー

開催日	大会名	ノービス(併催)				ジュニア			国際A級				
		SP400	125	250	F3	125	250	F3	125	250	500	F3	F1
3月8日(土) 9日(日)	全日本選手権シリーズ第1戦 BIG 2 & 4							○			○		○
3月22日(土) 23日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 筑波ロードレース大会					○	○	○	○	○	○		
4月5日(土) 6日(日)	全日本選手権シリーズ第3戦 SUGOロードレース大会					○		○	○	○	○	○	○
4月19日(土) 20日(日)	全日本選手権シリーズ第4戦 鈴鹿ロードレース大会	○			○	○			○	○	○	○	○
5月10日(土) 11日(日)	全日本選手権シリーズ第5戦 関東ロードレース大会					○	○		○	○	○	○	
5月24日(土) 25日(日)	全日本選手権シリーズ第6戦 SUGOロードレース大会					○	○	○	○	○	○	○	○
6月7日(土) 8日(日)	全日本選手権シリーズ第7戦 鈴鹿200kmロードレース大会	○	○			○	○	○		○			○
6月21日(土) 22日(日)	全日本選手権シリーズ第8戦 筑波ロードレース大会					○	○	○		○		○	○
8月9日(土) 10日(日)	全日本選手権シリーズ第9戦 筑波ロードレース大会					○	○	○	○	○		○	○
8月30日(土) 31日(日)	全日本選手権シリーズ第10戦 SUGOロードレース大会					○	○	○		○	○	○	○
9月13日(土) 14日(日)	全日本選手権シリーズ第11戦 第23回 日本GPロードレース大会					○	○	○	○	○	○	○	○
合計		1	1	1	1	8	8	9	8	9	9	8	9

ロードレース

<他の主要ロードレース大会>(参考)

開催日	大会名	併催	国際A級			
			250	500	F3	F1
7月26・27日	世界選手権第5戦・鈴鹿8時間耐久レース					○
9月20・21日	富士インターナショナルロードレース	J	○	○		
9月27・28日	鈴鹿グレート20, 2&4レース				○	○
10月4・5日	SUGO BIG ロードレース		○	○	○	○
10月25・26日	筑波フェスティバル	N・125, 250, F3 J・125, 250, F3	○	○		○
11月15・16日	鈴鹿オールスター・ロードレース	N・F3			○	○

(世界選手権格式)

(国際格式)

(国際格式)

- (2) 2クラス以上に出場を申込む場合は別々に申込み書を作成しなければならない。
- (3) 郵送の場合は現金書留とし、締切り日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- (4) 電話による申込みおよび締切り日以後の申込みはいっさい受けない。

9 出場料および保険料

1. 出場料およびライダー保険料

1) 第1戦～第11戦

出場料 1クラス 6,500円

開催競技会の日程、名称、主催、開催場所、出場申込み期間

'86全日本選手権シリーズはグランプリを含め下表の11戦が開催される。

日 程	大 会 名 称	主 催(出場申込み先)	開 催 場 所	出 場 申 込 み 期 間(消印有効)
3月8日(土) 9日(日)	全日本選手権シリーズ第1戦 BIG 2 & 4 レース(鈴鹿) (国際格式)	株ホンダランド鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市稻生町 7992 ☎0593(78)1111	鈴鹿サーキット ☎0593(78)1111	1月27日(月) 2月6日(木)
3月22日(土) 23日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 筑波ロードレース大会	財日本オートスポーツセンター 〒105 東京都港区虎の門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル2F ☎03(591)6056	筑波サーキット ☎0296(44)3146	2月10日(月) 2月20日(木)
4月5日(土) 6日(日)	全日本選手権シリーズ第3戦 SUGOロードレース大会	SUGOスポーツクラブ 〒989-14 宮城県柴田郡村田町菅生 スポーツランドSUGO内 ☎022483-3111	スポーツランド SUGO ☎022483-3111	2月24日(月) 3月6日(木)
4月19日(土) 20日(日)	全日本選手権シリーズ第4戦 鈴鹿ロードレース大会	株ホンダランド鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市稻生町 7992 ☎0593(78)1111	鈴鹿サーキット ☎0593(78)1111	3月10日(月) 3月20日(木)
5月10日(土) 11日(日)	全日本選手権シリーズ第5戦 関東ロードレース大会	M F J 関東ブロック協議会 〒108 東京都港区港南3-3-10 東京都軽自動車協会内 ☎03(472)6241	筑波サーキット ☎0296(44)3146	3月31日(月) 4月10日(木)
5月24日(土) 25日(日)	全日本選手権シリーズ第6戦 SUGOロードレース大会	SUGOスポーツクラブ 〒989-14 宮城県柴田郡村田町菅生 スポーツランドSUGO内 ☎022483-3111	スポーツランド SUGO ☎022483-3111	4月14日(月) 4月24日(木)
6月7日(土) 8日(日)	全日本選手権シリーズ第7戦 鈴鹿200kmロードレース大会 (国際格式)	株ホンダランド鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市稻生町 7992 ☎0593(78)1111	鈴鹿サーキット ☎0593(78)1111	4月28日(月) 5月8日(木)
6月21日(土) 22日(日)	全日本選手権シリーズ第8戦 筑波ロードレース大会	財日本オートスポーツセンター 〒105 東京都港区虎の門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル2F ☎03(591)6056	筑波サーキット ☎0296(44)3146	5月12日(月) 5月22日(木)
8月9日(土) 10日(日)	全日本選手権シリーズ第9戦 筑波ロードレース大会	財日本オートスポーツセンター 〒105 東京都港区虎の門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル2F ☎03(591)6056	筑波サーキット ☎0296(44)3146	6月30日(月) 7月10日(木)
8月30日(土) 31日(日)	全日本選手権シリーズ第10戦 SUGOロードレース大会	SUGOスポーツクラブ 〒989-14 宮城県柴田郡村田町菅生 スポーツランドSUGO内 ☎022483-3111	スポーツランド SUGO ☎022483-3111	7月21日(月) 7月31日(木)
9月13日(土) 14日(日)	全日本選手権シリーズ第11戦 第23回日本グランプリロードレース大会 (国際格式)	日本モーターサイクル協会 〒105 東京都中央区銀座1-9-12 西山興業東銀座ビル ☎03(561)8566	鈴鹿サーキット ☎0593(78)1111	7月25日(金) 8月4日(月)

を所持しているものは、1,000円のみ)

- (2) 受付で提示できない場合は理由を問わず出場することができない。

10 参加受理

- 1) 必要事項を記入した出場申込み書、必要金額を大会事務局が受理した時点で、参加受理書が送られる。
- 2) いったん受理された出場料、保険料はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったりも同様である。
- 3) 大会が中止された場合、参加が拒否された場合(申込み者が必要な手続きを怠った場合はこれにあてはまらない)にのみ出場料、保険料が返還される。

11 賞および得点

1. 賞

- 1) 賞の詳細については公式通知に示される。

2. 全日本選手権ランキングの得点

- 1) 得点は総則〔8〕の2., 3. (12頁参照) によって与えられる。
- 2) 日本GPロードレース大会については、上記の得点に、さらに3点が加算される。
- 3) 全日本選手権ランキングの順位は上記によって与えられた得点の総合計によって決定される。その詳細は全日本選手権ランキング順位決定方法 (69頁参照) に示される。

異ったライセンス部門との合同レースの場合でも、全日本選手権ポイントは各ライセンス部門別に与えら

れる。

3. 賞および得点制限

- 1) 賞および得点の制限は、総則〔8〕3. (12頁参照) による。

12 レース出場車輛

車輛は、付則2(21頁参照)を厳守しなければならない。

13 競技者番号(ナンバー)

- 1) 国際A級部門のライダーには、ライディングNo.192に示す通り年間指定ナンバーが割当てられる。
- 2) 他部門のライダーには、主催者によってナンバーが割当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 3) レース・ナンバーは、車輛検査までに、規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- 4) レース・ナンバーの状態は、車輛検査時に車検員によって点検され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。

14 ライダーの装備

- 1) ライダーの服装、ヘルメット等は、付則1〔6〕(19頁参照)による。
- 2) レーシングスーツの色は自由であるが3色以上にすることが望ましい。
- 3) レーシングスーツには、ライダーナンバーを1ヶ所に記入することが望ましい。



15 ガソリンおよびオイル

- ガソリンおよびオイルは総則[10] (13頁参照) による。
- ガソリンの銘柄およびその詳細は公式通知に示される。
- 車輛検査および公式予選中は、バドック内の所定の給油区域内においてガソリンの給油を受けなければならない。

16 ピット割当て

- 各ピットの使用は、公式通知による。

17 出場受付

- 出場受付の時間および場所は公式通知に示される。
- 定められた時間内に必ず本人が運転免許証(または、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書、高等学校発行の免許証保管書)、MFJライセンス、健康管理カード、参加受理書を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 運転免許証を所持していないものは、原則として出場が認められない。
- MFJライセンスを提示できない者は原則として出場が認められない。

18 車輛および装備の検査

- 車輛検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールにしたがって、バドック内の車輛検査区域においておこなわれる。
- 車輛検査のための車輛はライダー本人が持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を済まさなければならない。これ以後の検査は大会審査委員会が、不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外はおこなわれない。
- ライダーは改造申告書を提出し、装備品一式の検査を受けなければならない。
- 車輛検査持込み台数はノービスおよびジュニア部門は出場1レースにつき1台に限定、国際A級部門は2台までとする。
- 車輛検査において、規則または安全上出場が不適当と判断された車輛は、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。
- 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車輛検査をおこなうことがある。

19 ライダーの変更

ライダーの変更是、総則[12] (13頁参照) による。

20 出場車輛の変更

- 車輛の変更は総則[12] (13頁参照) による。
- ただし、車輛変更の申請は同部門、同クラスの車輛に限定され、手数料5,000円を添付して大会事務局に申請しなければならない。
- 車輛の変更は、公式予選終了後は如何なる理由があつても認められない。

21 公式予選

- 公式予選の内容は付則1[3] (17頁参照) による。
- 公式予選の日程および時間は公式通知または公式プログラムに示される。

22 決勝レース出場台数

- 決勝レース出場台数は、開催場所により原則として次の台数以下とする。
 - 鈴鹿サーキット=44台
 - 筑波サーキット=32台
 - スポーツランドSUGO=32台

23 スタート

- スタート前のウォーミングアップは、役員の指示にしたがい慎重に安全を確認して所定の区域内を、所定の巡回方向で走行しなければならない。
- バドック内においてはウォーミングアップ走行することは禁じられる。
- スタートまでの行動は、付則1[4]2. (18頁参照) による。
- スタート2分前の表示が出されたあと、ただちにメカニック、ヘルパーは、所定のスタート区域からコース外へ退去しなければならない。違反したものには罰則が適用される。
- スタートは、付則1[4]3. (18頁参照) による。
- スタートでエンジンが始動しないライダーは、競技役員の指示にしたがって、再スタートすることができる。

24 スタートにおける反則

- スタートラインについた車輛およびライダーは、スタート用意からスタート合図がされてスタートが終るまで出発合図の統制下にあり、スタート合図がおこなわれる前に所定の位置から前進したり、あるいはピットクルーがスタートの規則にしたがわなかった場合には、スタート審判員によって反則とみなされる。
- スタートにおいて反則行為をした場合、当該ライダーはレース結果に1分以下を加算するか、1周の減算



ロードレース

または失格の罰則が適用される。この場合できるだけ速やかに、ライダーのピットに通告されるが、判定に対する抗議は受けつけられない。

25 レース

- 走行中の遵守事項は総則[14] (14頁参照) による。
- コースは右回りの所定の走路とし、如何なる場合でも逆方向、あるいは、規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は失格とする。
- レースまたは予選中、直線部分では、前車を追越すために、あるいは後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは許されない。

26 レース中の合図

- レース中の合図は、総則[14]3. (14頁参照) による。
- 赤旗の使用は、コントロールライン上において、競技総監督、または競技総監督の命を受けた代理役員のみに限られる。

27 停車指示

- レース続行が危険とみなされるライダーまたは車輌

について、競技総監督は、大会審査委員会の同意を得てピットインを命じ、あるいはレースから除外することができる。この決定に対する抗議は受け付けられない。
2) 天災、大事故等不慮の事態が発生した場合は、競技総監督は、赤旗によって全ライダーに対し、その場に停止を指示することができる。

28 素権(リタイア)と停止

- リタイアと停止は、総則[14]4. (14頁参照) による。
- ライダー本人が負傷その他の理由でリタイア届を提出できないときは、競技役員の判定より、リタイアと認めることができる。
- ピット以外の地域でリタイアする場合、ライダーは車輌をレース (または予選) 終了まで競技役員の管理下におかなければならぬ。ただし、競技役員から車輌移動を指示された場合は、これに従わなければならぬ。
- 車輌を押してピットに帰る場合は必ずコース両サイドのいずれか片側のグリーンを歩くこと。
- コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。

29 レース終了

各レースの終了は、チェッカー・フラッグによりトップのライダーがゴールインしたのち次の時間を経過したときである。

鈴鹿サーキット 4分間

筑波サーキット、スポーツランドSUGO 2分間

30 優勝者、入賞者、完走者および順位

優勝者、入賞者、完走者および順位は付則1〔5〕(19頁参照)による。

31 レース終了後の車輛の保管と再検査

- 1) 上位入賞車輌は、所定の位置より役員の誘導にしたがって車輌保管区域へ入らなければならない。
- 2) 上位入賞車輌は騒音測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査をおこなうことがある。
- 3) 上位入賞車輌は暫定結果発表後30分以上保管される。

32 レースおよび大会の延期・中止等

- 1) 大会は、原則として本規則に発表した日程から変更または延期されることはない。
- 2) レースまたは大会が中止された場合、参加者が、支払った出場料、保険料は返還されるが、他の一切の損

害賠償を主催者に請求することはできない。

33 抗議

- 1) 抗議は、総則〔19〕(15頁参照)による。
- 2) 車輌の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輌の分解等に要した費用は車検長が算定する。

34 違反に対する罰則

競技規則による違反行為に対する罰則は、総則〔21〕(15頁参照)による。

35 本規則の解釈

本特別規則および競技に関する疑義は、事務局あて質疑申立てができる。なおこの回答は大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

36 本規則の施行

本規則は、各競技大会の参加申込み受付け日より有効となる。なお本規則に示されていない事項はMFJ国内競技規則による。

昭和61年1月1日

大会事務局長



〈第1戦・2 & 4 鈴鹿サーキット〉

	部門	クラス	周回数	完走周回数
選全手日権本	国際A級	500cc	15周	12周
	国際A級	F-1	15周	12周

〈第2戦, 第5戦, 第8戦, 第9戦：筑波サーキット〉

全日本選手権	部門	クラス	周回数	完走周回数
	ジュニア	F-3	18周	14周
	ジュニア	125cc	18周	14周
	ジュニア	250cc	18周	14周
	国際A級	125cc	20周	15周
	国際A級	250cc	20周	15周
	国際A級	500cc	30周	23周
	国際A級	F-3	20周	15周
	国際A級	F-1	20周	15周

※注：大会ごとに開催クラスが異ります。

〈第4戦：鈴鹿サーキット〉

地併方選手権	部門	クラス	周回数	完走周回数
	ノービス	SP400	10周	8周
	ノービス	F-3	10周	8周
	ジュニア	F-3	10周	8周
	国際A級	125cc	12周	9周
	国際A級	250cc	15周	12周
	国際A級	500cc	15周	12周
	国際A級	F-3	15周	12周
	国際A級	F-1	15周	12周

〈第3戦, 第6戦, 第10戦：スポーツランドSUGO〉

全日本選手権	部門	クラス	周回数	完走周回数
	ジュニア	F-3	18周	14周
	ジュニア	125cc	18周	14周
	ジュニア	250cc	18周	14周
	国際A級	125cc	20周	15周
	国際A級	250cc	20周	15周
	国際A級	500cc	30周	23周
	国際A級	F-3	20周	15周
	国際A級	F-1	20周	15周

※注：大会ごとに開催クラスが異ります。

〈第7戦・200kmレース：鈴鹿サーキット〉

全日本選手権	部門	クラス	周回数	完走周回数
	地併方選手権	ノービス	125cc	10周
	ノービス	250cc	13周	10周
	ジュニア	250cc	13周	10周
	ジュニア	F-3	10周	8周
	国際A級	500cc	15周	12周
	国際A級	F-3	15周	12周
	国際A級	F-1	34周	26周

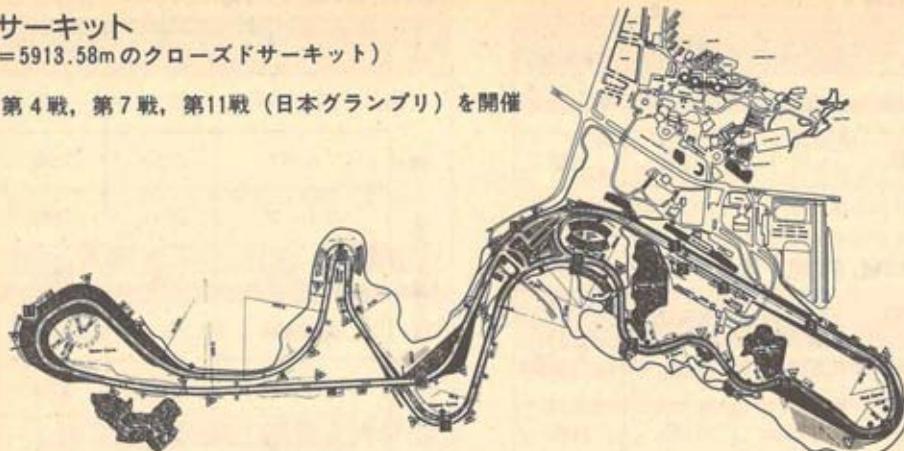
〈第11戦・日本GP：鈴鹿サーキット〉

全日本選手権	部門	クラス	周回数	完走周回数
	ジュニア	F-3	10周	8周
	ジュニア	125cc	10周	8周
	ジュニア	250cc	13周	10周
	国際A級	125cc	12周	9周
	国際A級	250cc	15周	12周
	国際A級	500cc	15周	12周
	国際A級	F-3	15周	12周
	国際A級	F-1	15周	12周

●鈴鹿サーキット

(1周=5913.58mのクローズドサーキット)

第1戦、第4戦、第7戦、第11戦（日本グランプリ）を開催



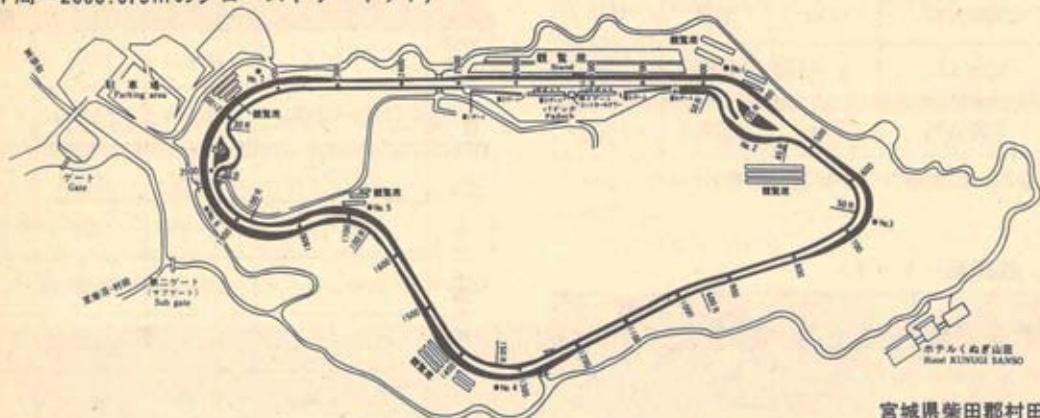
三重県鈴鹿市稻生町7992

ロードレース

●スポーツランドSUGO

(1周=2660.675mのクローズドサーキット)

第3戦、第6戦、第10戦を開催

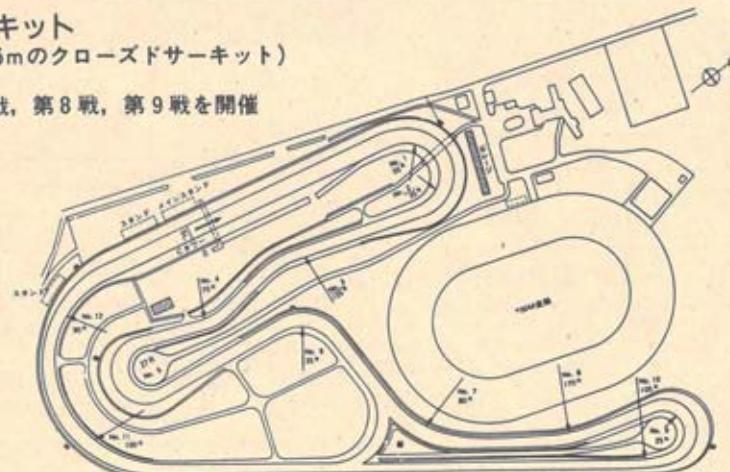


宮城県柴田郡村田町菅生

●筑波サーキット

(1周=2045mのクローズドサーキット)

第2戦、第5戦、第8戦、第9戦を開催



茨城県結城市千代川村岡字西原

MOTOCROSS 付則4・モトクロス



1 適用の範囲	39
2 モトクロス	39
3 出場車両	39
4 ライダーの装備	41
5 公式予選	42
6 レース	42
7 優勝者、入賞者順位、完走者および得点	42

1 適用の範囲

以下に記す規則は、総則と共にすべての国内モトクロス競技会に適用される。

モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走行方向が急変化する等の地形のところで行なわれるクロスカントリー・レースであり、総則およびこの付則により管理される。

3 出場車両

車両は下記の改造の限度と仕様をみたし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判明できないような車両は出場することはできない。

1. クラス区分

車両のクラス区分は原則として次のように分けられ、開催種目および運用は特別規則に示される。

ク ラ ス	最小排気量	最大排気量
80cc	51cc	80cc
125cc	100cc	125cc
250cc	175cc	250cc

2. 改造の限度

競技の公平および安全性に関連して次のような改造の制限を定める。

1 国際 A 級部門の車両改造の限度

車両の製造メーカー型式は制限しない。

改造をおこなう場合は、下記各項に規定されている事項を厳守しなければならない。

(1) 半乾燥重量は下記の最低重量をみたしていなければならない。半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料をぬいた車両重量をいい、分離給油式の場合のエンジン潤滑オイルは燃料とみなす。

① 車両最低重量は次の通りである。

125cc = 88kg 250cc = 98kg

② 最低重量をみたすためにグミーウェイトを装着してはならない。

(2) 騒音は下記の条件を満たしていなければならない。

① 車両には、有効かつ外見で判断しうる消音器が装着されていなければならない。

② 騒音はFIM方式による測定方法で110db(A)以下でなければならない。

FIM方式とは排気管後方0.5m、後方45度の角度にマイクロフォンを設置し、ピストンの平均スピードを4サイクルの場合11m/s、2サイクルの場合13m/sでエンジンを回転させているときの騒音を測定する方法をいう。

(3) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。

2 国際B級、ジュニア、ノービス部門の車輪改造限度

車輪は、一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならぬ。

その製造メーカー、型式の詳細は公示に示される。機械加工または仕上げによる修正、調整、軽量化、もしくは形状の変更をおこなう場合は、下記各項に規定されている事項を厳守しなければならない。

- (1) 機械的伸長、他の物質の添加または分子構造や金属面に変更をもたらすような処理（焼き入れ等）および材質の変更をしてはならない。
- (2) フレームの基本骨格は公認型式のものでなければならないが、補強等はおこなってもよい。
- (3) 異った機種のエンジン、フレームの組合せは公認車輌同士に限りおこなうことができる。ただし、小排気量車のフレームと大排気量車のエンジンを組合わせることはできない。
- (4) クランクケース本体やクランクシャフト・アッセンブリーは公認型式のものでなければならない。
 - ① クランクウェブのバランス穴の充填は認められる。
 - ② ユニット・コンストラクション（単体構造）エンジンの場合のクランクケース本体とは変速機部分を含むものとする。
- (5) 変速機のギヤ段数は6段を限度とする。
ただし、クランクケースおよびミッションケース外に変速装置をつけ加えてはならない。
- (6) 冷却方式を変更してはならない。
- (7) 弁形式を変更してはならない。
- (8) 燃料吸入方式を変更（フェューエルインジェクターの取りつけ等）してはならない。
- (9) 水冷器は公認車輌時のもの、またはMFJ公認部品を使用しなければならない。
- (10) 半乾燥重量は下記の最低重量をみたしていなければならない。
 - ① 半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料をぬいた車輌重量をいう。ただし、分離給油式の場合のエンジン潤滑オイルは燃料とみなす。
 - ② 車輌最低重量は次の通りである。
 $125\text{cc} = 88\text{kg}$ $250\text{cc} = 98\text{kg}$
 - ③ 最低重量をみたすためにダミーウェイトを装着してはならない。
- (11) 騒音は下記の条件をみたしていなければならない。
 - ① 車輌には、有効かつ外見で判断しうる消音器が装着されていなければならない。
 - ② 騒音はFIM方式による測定方法で、110db(A)以下でなければならない。

FIM方式とは排気管後方0.5m、後方45度の角度にマイクロフォンを設置し、ピストンの平均スピードを4サイクルの場合11m/s、2サイクルの場合13m/sでエンジンを回転させているときの騒音を測定する方法をいう。

を測定する方法をいう。

(12) 構成部品

- ① 下記部品はMFJが公認したものでなければならない。
シリングー、シリングーヘッド、変速機、キャブレター
- ② 下記部品はMFJに市販届出申請を行ない承認されたものでなければならない。
フロントクッション、リアクッション
- ③ チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。

3 Bライセンス部門の車輪改造限度

- (1) 車輌は市販レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。
その製造メーカー、型式の詳細は公示に示される。
- (2) 変更してもよい部品。

- ① ハンドルおよびその附属品
- ② コントロール・ケーブルワイヤー類
- ③ タイヤ
- ④ フートレスト
- ⑤ フェンダー
- ⑥ シート
- ⑦ 消音器の内部
- ⑧ エアクリーナー
- ⑨ 点火プラグ
- ⑩ メインスイッチ
- ⑪ ベベル類
- ⑫ スプロケット
- ⑬ チーンケース

- (3) 取りはずさなければならない部品。
- ① スタンド類
- ② キャリア類
- ③ タンデム・フートレスト
- ④ 車輌番号標板（プラケットごと）
- ⑤ バックミラー
- ⑥ ライト類およびガラス類（ただし、レンズおよびライト類の飛散防止を施せばよい）
- (4) 取りつけなければならない部品。

- ① レースナンバープレート
- ② ハンドルレバーエンド
- (5) 騒音は下記の条件をみたしていなければならない。
 - ① 車輌は、有効かつ外見で判断しうる消音器が装着されていなければならない。
 - ② 騒音はFIM方式による測定方法で、110db(A)以下でなければならない。

FIM方式とは排気管後方0.5m、後方45度の角度にマイクロフォンを設置し、ピストンの平均スピードを4サイクルの場合11m/s、2サイクルの場合13m/sでエンジンを回転させているときの騒音を測定する方法をいう。

- (6) 上記、(2)(3)(4)の各項に記された部品以外は一切変更改造をおこなってはならない。

3. 仕様

- 1) 排気管および消音器
- (1) 車輌は規定の騒音規制値を満足していなければならない。
- (2) 排気消音器の長さは後輪後端を通る垂直線より突

出してはならない。

2) タイヤ

タイヤチェーン、スパイク等を加工装備してはならない。

3) 過給

過給器を取り付けたり過給をしたりしてはならない。

4) クラッチとブレーキレバーおよびペダル

(1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。

(2) ブレーキペダルおよびギヤシフトペダルの位置は自由である。ただしその先端は安全上丸められてはなければならない。

5) ブレーキ

前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキをそなえていなければならない。

6) フェンダー

前後車輪には有効なフェンダーが装備されていなければならぬ。特に後輪はその後部上四半分の上側から35°以上覆われていることが望ましい。[第1図参照]ただし、前輪フェンダーについては、主催者が認めれば取りはずしてもよい。

7) 取りはずさなければならぬ部品

ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台およびチェーンケース(プロダクションのみチェーンケースはこの限りではない)は取りはずさなければならぬ。

8) レースナンバープレート

(1) ナンバープレートの大きさ

ナンバープレートは、第2図に示す大きさ以上のものでなければならぬ。

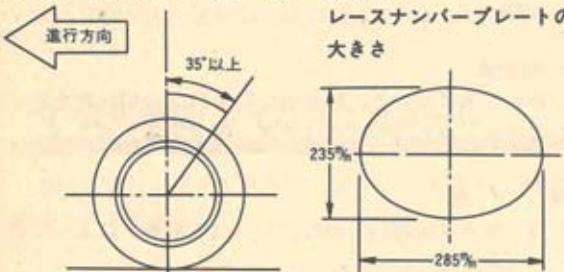
(2) 取りつけ方法

ナンバープレートは、車輪の前面に1枚を前向きに、車輪の両側面に各1枚を垂直方向に取りつけなければならない。

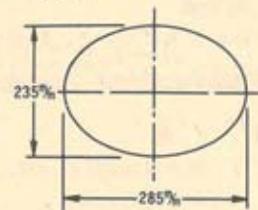
(3) ナンバープレートの色分け(2頁参照)

ナンバープレートおよび文字の色分けは次の通りである。

[第1図] 後輪のフェンダー角度 [第2図]



レースナンバープレートの大きさ



Bライセンス部門=白地に黒文字
ノービス部門=白地に黒文字
ジュニア部門=黄地に黒文字
国際B級部門=緑地に白文字

国際A級部門125ccクラス=赤地に白文字

国際A級部門250ccクラス=赤地に黄文字

4) ナンバーの字体

ナンバーの字体はブロック体とし、ナンバープレートの枠内に明確に記入しなければならない。角ばった字体や斜体であってはならない。なお螢光色の文字の使用は禁止する。

9) 他のライダーに危険および迷惑をおよぼすような構造であってはならない。

4 ライダーの装備

1. ヘルメット

1) ヘルメットは、日本工業規格JIS T 8133-1982-C種及びJIS-T 8133-2種(JIS-T 8133の1982年8月までの規格)、USA S.I. STANDARD-Z 90-1-1970、米国スネル規格1980によって示された検査に合格したか、またはそれ以上の性能を有するジェット型かフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなければならない。

2) MFJの公認したヘルメットには、認証マークが貼付されている。

3) 競技会の車輌検査受付時にヘルメットの検査がおこなわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットでもライダー本人の安全上使用を禁止される。

4) MFJ公認の認証マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料金(1,000円)を支払い、特別検査を受けなければならぬ。



ヘルメットにはゴールド地の認証マークが貼付されていなければならない。

2. ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用はいっさい禁止される。枠は柔軟なもの、または転倒等による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなければならない。

3. ライダーの服装

- 服装はレース中ライダーの身体の安全を確保し、操縦技術を妨げるものであってはならない。
- 下半身は皮製または革と同等以上の耐摩耗性、耐熱性を有する材質のズボンを着用しなければならない。
- 上衣は特に規制しないが、安全で自由な動作をさまたげず、丈夫なものを着用しなければならない。
- 突出部品のない革、または革と同等以上の性能をもつ手袋および靴を着用しなければならない。
- ライダーは競技会中、合成繊維(ナイロン、テトロン等)製の肌着を着用してはならない。

5 公式予選

1. 公式予選の日程

- 1) 公式予選は原則として各クラス別におこなわれる。
- 2) 公式予選の日程は特別規則に示される。

2. 公式予選の内容

- 1) そのクラスの出場申し込み台数が、規定の同時出走最多台数(30台)を大きく越えた場合、決勝進出者決定のための公式予選がおこなわれる。
- 2) 公式予選は、原則として大会公示に示される周回数のレースによっておこなわれる。
- 3) 決勝進出台数は特別規則に示される。

6 レース

1. スタート位置

レースにおけるスタート位置の決定方法は特別規則に示される。

2. スタートまでの行動

- 1) ライダーは、特別規則にきめられた時間割りを厳守しなければならない。
- 2) ライダーは、レース直前のチェックの後、車輌とともに指定区域内に待機していなければならない。
- 3) エンジンのウォーミングアップは特別規則にきめられた時間内でおこなわなければならない。

3. スタート

- 1) スタートの方法については、原則として各部門ともエンジンランニングスタートとし、その際、必ずヘルメット上部に左手をあてて待機し、スタート合図によりスタートすることとする。
ただし、スタートティングマシンを使用する場合は上記の待機姿勢をとらなくてもよい。
- 2) スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップはいっさい考慮されない。

モトクロス



- 3) スタートティングマシンが使用される場合は、車輌の位置は原則としてスタートティングマシンの後方の区域内とする。
- 4) スタートの合図は、スタート係が国旗を振ることによっておこなわれる。ただし、スタートティングマシンを使用する場合はこの限りではない。
- 5) スタート合図以前にスタート・ラインを出たものがあった場合は、スタート・ライン前方において赤旗が振られ、スタートをやりなおす。ただし同一ライダーが2回以上フライギングをした場合はそのライダーは失格とする。

4. コースアウト

ライダーは、走行中やむをえず定められたコースを外れた場合、再びコースにもどるにははずれ出た地点より走行し直さなければならぬ。

5. レース終了

レースの終了は優勝者の完走後、チェックカーフラッグマーシャルが定位置を離れること、または大会役員車がコースを一巡することによって示される。

7 優勝者、入賞者順位、完走者および得点

1. 優勝者

優勝者は、規定のレース時間プラス2周を最短時間で完走したライダーである。

2. 入賞者および順位の優先順序

入賞者および入賞順位は、チェックを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同周回数の場合はゴールライン通過の順位による。

3. その他の順位の優先順序

- 1) レース終了時までにゴールラインに達しない走行中の完走者。
- 2) 完走周回数をまとうしたのち、リタイアした者。
- 3) 上記以外の者については周回数の多い者を優先する。

4. 完走者

各レースにおいて、優勝者の75%以上の周回数を完了してチェックを受けたライダーが完走者である。

得 点

- 1) 得点は総則[8]の2., 3. (12頁参照) によって得点が与えられる。
- 2) 選手権シリーズ大会(県、地方、全日本等)の得点は原則として、上記1)によって与えられる。
- 3) レースが2ヒートでおこなわれる場合は、この得点は各ヒート毎に与えられる。

MOTOCROSS 付則5・'86全日本 選手権大会特別規則

全日本選手権モトクロス大会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、MFJ国内競技規則にしたがい開催される。本特別規則は、1986年度全日本選手権シリーズのすべての大会に適用される。



モトクロス

1 開催競技会	⑬	13 競技者番号(ナンバー)	⑭	25 レース	⑮
2 運営実行組織	⑭	14 ライダーの装備	⑮	26 レース中の合図	⑯
3 公式通知、タイムスケジュール	⑮	15 ガソリンおよびオイル	⑯	27 レース終了	⑰
4 開催種目	⑯	16 ビットエリア	⑰	28 優勝者、入賞者および得点	⑱
5 競技内容	⑰	17 出場受付	⑱	29 入賞車両の検査	⑲
6 参加定員	⑱	18 車両検査	⑲	30 レースおよび大会の延期、中止等	⑳
7 参加資格	⑲	19 ライダーの変更	⑳	31 抗議	㉑
8 出場申込み	⑳	20 車両の変更	㉑	32 レース中の違反行為に対する罰則	㉒
出場料およびMFJ選手共済費	㉑	21 部品の変更	㉒	33 本規則の解説	㉓
参加受理	㉒	22 自由練習および公式練習	㉓	34 本規則の施行	㉔
11 真および得点	㉓	23 公式予選	㉔		
12 出場車両	㉔	24 スタート			

1 開催競技会(次頁に提示)

2 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

3 公式通知・タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申込み締切り後に発送される。

4 開催種目

1) 全日本選手権シリーズの競技部門、クラス区分は下記のとおりである。

部 門	ジュニア	国際 B 級	国際 A 級
クラス	125cc 250cc	125cc 250cc	125cc 250cc

2) 大会によりノービス部門の競技が併催されるが、ノービス部門は全日本選手権の対象とはならない。

5 競技内容

ノービス	10分 + 2周
ジュニア	15分 + 2周
国際 B 級	25分 + 2周
国際 A 級	30分 + 2周

注：上記競技内容は天候等の都合により、大会審査委員会の決定によって変更される場合がある。

6 参加定員

定員は定めない。

7 参加資格

1. 参加者およびライダー

- 1) 参加者およびライダーは、MFJ国内競技規則、総則(4)(11頁参照)に合致していなければならない。
- 2) 國際A級部門のライダーは、昭和61年1月10日までにMFJに登録したクラスにのみ出場することが認められる。

2. 日本GP大会の参加資格

- 1) ジュニア部門：7月6日までの全日本選手権シリ

開催競技会の日程、名称、主催場所、出場申込み期間

'86全日本選手権シリーズはグランプリを含め下表の10戦が開催される。

日 程	大 会 名 称	主 催(出場申込み先)	開 催 場 所	出 場 申 込 み 期 間(消印有効)
3月15日(土) 16日(日)	全日本選手権シリーズ第1戦 関東モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方選抜大会併催)	MFJ関東ブロック協議会 〒108 東京都港区港南3-3-10 ☎03(472)6241	埼玉県川島町セーフティパーク埼玉	2月4日(火) 2月13日(木)
4月5日(土) 6日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 中国モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ西日本スポーツ委員会 〒732 広島県広島市南区松川町 3-19株広島英油内 ☎082(261)8386	岡山県新見市備北ハイランドパーク	2月25日(火) 3月6日(木)
4月19日(土) 20日(日)	全日本選手権シリーズ第3戦 九州モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ九州スポーツ委員会 〒810 福岡県福岡市中央区赤坂2-5-54ホンダショップ高武内 ☎092(715)8699	大分県大分アフリカンサファリーパーク	3月11日(火) 3月20日(木)
5月10日(土) 11日(日)	全日本選手権シリーズ第4戦 鈴鹿モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)	株ホンダランド鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市稻生町 7992 ☎0593(78)1111	三重県鈴鹿市鈴鹿サーキットモトクロスコース	4月2日(水) 4月11日(金)
6月7日(土) 8日(日)	全日本選手権シリーズ第5戦 東北モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ東北スポーツ委員会 〒980 宮城県仙台市北根1-19-37 ☎0222(73)0475	宮城県村田町スポーツランドSUGO	4月30日(水) 5月9日(金)
7月5日(土) 6日(日)	全日本選手権シリーズ第6戦 北海道モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	北海道ブロックモーターサイクルスポーツ協会連絡協議会 〒065 北海道札幌市東区東雁来町52 ☎011(782)1492	北海道留寿都村ルスツ高原カントリーランド	5月28日(水) 6月6日(金)
7月19日(土) 20日(日)	全日本選手権シリーズ第7戦 東北モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ東北スポーツ委員会 〒980 宮城県仙台市北根1-19-37 ☎0222(73)0475	青森県大鰐スキー場	6月11日(水) 6月20日(金)
9月6日(土) 7日(日)	全日本選手権シリーズ第8戦 近畿モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ近畿ブロック協議会 〒550 大阪府大阪市西区立売堀1-7-14 大阪府二輪車安全普及協会内 ☎06(541)5254	兵庫県エキサイトモータースポート加西	7月30日(水) 8月8日(金)
9月20日(土) 21日(日)	全日本選手権シリーズ第9戦 四国モトクロス大会 (国際A級2ヒート制)(N地方大会併催)	MFJ四国スポーツ委員会 〒760 香川県高松市西宝町3-11-7 ☎0878(34)1634	香川県オートランド香川	8月13日(水) 8月22日(金)
10月11日(土) 12日(日)	全日本選手権シリーズ第10戦 第23回モトクロス日本グランプリ大会 (国際A級2ヒート制)(国際格式)	日本モーターサイクル協会 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 西山興業東銀座ビル ☎03(561)8566	三重県鈴鹿市鈴鹿サーキットモトクロスコース	8月23日(土) 9月2日(火)

8 出場申込み

- 1) 申込み場所 申込み場所は各主催者住所とする。
- 2) 出場申込み
 - (1) 各部門とも所定の申込み書に必要事項をすべて記入の上、出場料およびMFJ選手共済（通称MFJ保険）費を添えて提出しなければならない。
 - (2) 2クラス以上に出場を申込む場合でも、申込み書は1枚でよい。ただし2クラス以上出場に必要な事項をすべて記入すること。
 - (3) 郵送の場合は現金書留とし、締切り当日の消印のあるものまでが有効となる。
 - (4) 締切り日以降の申込みおよび電話による申込みはいっさい受けつけない。

9 出場料およびMFJ選手共済費

国際A・B級 ジュニア	出場料（保険料込み） (2クラス目より)	6,000円 4,000円
併催ノービス 地方大会	出場料（保険料込み） (2クラス目より)	6,000円 4,000円
日本グランプリ 大会	出場料（保険料込み） (2クラス目より)	7,000円 5,000円

MFJ選手共済費=通称MFJ保険料1,000円を含む

10 参加受理

- 必要事項のすべてが明記された出場申込み書、必要金額が大会事務局に受理されたのちに、参加受理書が発送される。
- 2) いったん受理された出場料、共済費はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかった場合も同様である。
 - 3) 大会が中止された場合、参加が拒否された場合（申込み者が必要な手続を怠った場合はこれにはあてはまらない）にのみ出場料、共済費が返還される。

11 賞および得点

1. 賞および得点

- 1) 高松宮杯 日本GPにおける最優秀ブロックに与えられる。
- 2) その他の賞の詳細は公式通知に示される。
- 3) 全日本選手権ランキングの得点
 - (1) 得点は総則〔8〕2., 3. (12頁参照) によって与えられる。
 - (2) モトクロスGP大会については、規定の得点にさらに3点が加算される。
 - (3) レースが2ヒートでおこなわれた場合は、それぞれのヒート毎に規定の得点が与えられる。

- (4) 全日本選手権ランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算され、その合計点によって決定される。
- (5) その詳細は全日本選手権ランキング順位決定方法(69頁参照)に示される。
- 4) 賞および得点の制限 賞および得点の制限は、総則〔8〕3. (12頁参照)による。なお国際A級の出走台数は各ヒートのレースのスタートラインに並んだ台数とする。

2. 日本GP大会における賞の規定

- 1) 最優秀クラブ賞は、MFJ公認クラブで、そのクラブの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したクラブに授与される。
- 2) 最優秀ブロック賞、最優秀クラブ賞は、レースごとのライダーの最高得点を集計して与える。

12 出場車輌

車輌は付則4〔3〕(39頁参照)を遵守しなければならない。

13 競技者番号(ナンバー)

- モトクロス
- 1) 国際A級および国際B級の一部(20番まで)のライダーには、年間指定ナンバーが割当てられる。
 - 2) 他のライダーには、主催者によってナンバーが割当てられ、参加受理書に記入して通知される。
 - 3) ナンバーは、車輌検査までに、規定の書体および色で記入しなければならない。(2頁参照)
 - 4) 年間指定ナンバーを与えられているライダーは、ヘルメットの両側にナンバーを記入しなければならない。
 - 5) ナンバーの状態は、車輌検査時に車検員によって点検され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
 - 6) レース中、ナンバープレート、配布されたゼッケンおよびヘルメットナンバーシールを装着せずに走行した場合、また、間違ったナンバーを装着して走行した場合はその周回は記録されない。
 - 7) 雨天の場合、すべてのライダーはヘルメットの両側面にナンバーを記さなければならぬ。



14 ライダーの装備

- ライダーの服装等は、付則4〔4〕3. (41頁参照)による。
- MFJ認証マークが貼付されていない公認ヘルメットを使用しているものについては、特別検査料金(1,000円)を支払い新規に検査を受けなければならない。

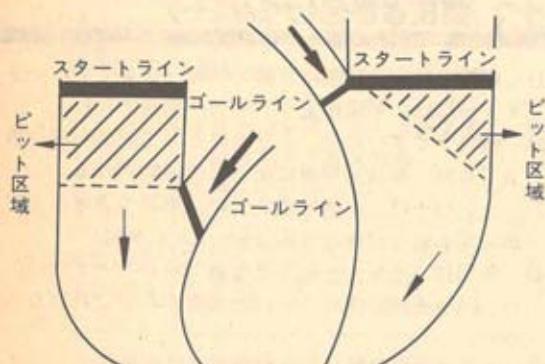
15 ガソリンおよびオイル

- ガソリンおよびオイルは、総則〔10〕(13頁参照)による。
- ガソリンの銘柄およびその詳細が公式通知によって主催者から指定された時は、当該ガソリンを使用しなければならない。

16 ピットエリア

ピットエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアはスタートラインからゴールラインまでの周回走行にさしつかえのないコース上である。(第1図参照)

モトクロス



第1図 ピットエリア（区域）

17 出場受付

- 出場受付の時間および場所は公式通知に示される。
- 定められた時間内に、必ずライダー本人が出頭し



運転免許証（または自動車安全運転センター発行の運転記録証明書、高等学校発行の免許証保管書）、MFJライセンス、参加受理書を提示して、出場資格の確認を受けなければならない。

- 運転免許証（または自動車安全運転センター発行の運転記録証明書、高等学校発行の免許証保管書）を所持していない者は、原則として出場を認められない。
- MFJライセンスを提示できない者は、原則として出場が認められない。

18 車輌検査

- 車輌検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールにしたがって、バドック内の車輌検査区域においておこなわれる。
- 車輌検査のための車輌はライダー本人が持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を済まさなければならない。規定時間以後の車輌検査は、大会審査委員会が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外はおこなわれない。
- 車輌検査持込み台数は1クラスにつきノービス(地方大会)、ジュニアおよび国際B級部門は1台に限定、国際A級部門のライダーは制限を設けない。
- 車輌検査において、規則または安全上出場が不適当と判定された車輌は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車輌の検査をおこなうことができる。

19 ライダーの変更

ライダーの変更是認められない。

20 車輌の変更

出場登録した車輌の変更は許されない。
破損など止むを得ず出場登録済の車輌を変更する必要が生じた場合は、規定の書式にしたがって車輌の変更申請をおこない、競技監督がこれを認めた場合に限り車輌の変更が認められる。

- 車輌変更の紛争に際して、銘柄についての立証の責任は参加者側にあるものとする。
- その他、特別規則に示される。
- 車輌変更申請は、同部門、同クラスの車輌に限定され、手数料5,000円を添付しなければならない。
- 車輌の変更は、公式予選終了後は如何なる理由があっても認められない。
- 2ヒート・システムの場合、第1ヒート目と第2ヒート目の車輌の変更は認められない。



21 部品の変更

- 1) エンジン・アッセンブリーの変更は認められない。
- 2) 2ヒートの場合、第1ヒート終了後すべての出走車輌は封印される。なお、封印された部品以外のものの交換は許される。封印する場所はクランクケーブルの接合部分。

22 自由練習および公式練習

- 1) 競技前日の走行練習は禁止される。
- 2) ライダーは安全確保のためにも主催者が設けた公式練習に参加し、走行しなければならない。

23 公式予選

- 1) 公式予選の内容は付則4〔5〕(42頁参照)による。
- 2) 公式予選の有無、周回数、決勝進出台数、その他の詳細は公式通知またはプログラム等に示される。
- 3) 公式予選の組分けは公式練習終了以前に発表される。

24 スタート

1. スタートの方法

- 1) 原則として各部門ともスタートティングマシンを使ったエンジンランニングスタートとする。
- 2) ただしスタートティングマシンを使用しないエンジンランニングスタートの際は、必ずヘルメット上部

に左手を当てて待機し、スタート合図によりスタートすることとする。

2. スタート台数

原則として30台とする。

3. 予選レースのスタート位置の決定方法

スタート順位は抽選により決められ、スタート位置は自由選択とする。

4. 決勝レースのスタート位置の決定方法

スタート順位は、下記の要領にて決められ、スタート位置は自由選択とする。

- 1) タイムトライアルによるタイム順
- 2) タイムトライアルがない場合は抽選による。
- 3) 2ヒート制の場合、第1ヒートのスタート位置は上記による。
- 4) 2ヒート制の場合、第2ヒートのスタート位置は第1ヒートの結果による。

5. ウォーミングアップ

エンジンのウォーミングアップは主催者の指示する時間内に限られる。

6. エンジン始動の合図がなされた後

ウォーミングアップ以後、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後は(キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後)ライダーからタイムのサインがあつても、スタート係はこれを考慮しない。

25 レース

- 1) レース中の遵守事項は総則[13](13頁参照)による。
- 2) ピットエリア内で車輌の整備などをおこなえるメカニックは2名に限られる。
- 3) レース中、消音器またはエキスパンションチャーバーがはずされた場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗が示され、ピットインし、修理の後、審判員の許可を得た上で再出走が認められる。

26 レース中の合図

- 1) レース中の合図は総則[14]3.(14頁参照)による。
- 2) 競技内容に示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴール地点に現われた時点から、残りの周回数を示す合図が出される。

27 レース終了

レースの終了は付則4[6]5.(42頁参照)による。

28 優勝者、入賞者および得点

モトクロス

1. 各レースにおける優勝者、入賞者、完走者および順位は、付則4[7](42頁)による。
2. ヒートシステムの総合順位決定方法
 - 1) 各ヒートごとに次の得点が与えられる。

1位20点、2位17点、3位15点、4位13点、5位11点、6位10点、7位9点、8位8点、9位7点、10位6点、11位5点、12位4点、13位3点、14位2点、15位1点
 - 2) 総合順位の決定は、①合計得点の多いもの、②合計周回数の多いもの、③着順上位のあるもの、④2ヒート目の成績にしたがっておこなわれる。

29 入賞車輌の検査

- 1) レース終了後、入賞となった車輌は、直ちに車検員によって決められた区域内に管理され、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。
- 2) 入賞車輌は車輌重量および騒音が測定され、規定をみたしていない車輌は失格となる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

- 1) 大会は、本規則に発表した日程を変更または延期されることはない。
- 2) レースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料、共済費は返還されるが、他の一切の



損害賠償を主催者に請求することはできない。

31 抗議

- 1) 抗議は、総則[19](15頁参照)による。
- 2) 車輌の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輌の分解等に用いた費用は車検長が算定するものとする。
- 3) 車輌の分解検査に立合う者は、車検長および抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督ならびに大会審査委員会がその権限において違反の軽重を判定、下記の罰則を課することがある。

- 1) 故意に走路を妨害した場合、失格とする。
- 2) レース中に他の援助を受けた場合、失格とする。
- 3) コース上で逆走した場合、失格とする。
- 4) コース審判により示された信号旗にしたがわなかった場合失格とする。
- 5) 一度コース外に出て他の所より再びレースに復帰した場合、1周減算または失格とする。
- 6) ウォーミングアップ中止後、役員の許可なくエンジンを始動させた場合、1周減算とする。
- 7) フライングスタートが確認された場合、黒旗をもってその旨ライダー本人に通告される。黒旗で合図されたライダーは、その場で1分間停止し、競技役員の指示によって再スタートする。
- 8) 同一ライダーがフライングを2度繰り返した場合はそのライダーは失格とする。

33 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、大会事務局にて質疑申立てができる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

34 本規則の施行

本規則は出場申込み受付日より有効となる。

なお、本規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則による。

昭和61年1月1日

大会事務局長

TRIAL 付則6・トライアル



1 トライアル	49
2 適用の範囲	49
3 賞	49
4 出場車両	49
5 ライダーの装備	52
6 コース	52
7 セクション	52
8 タイムキーピング	52
9 競技の進行	53
10 ペナルティ	53
11 ペナルティの定義	54
12 競技結果	56
13 同点者の判定	56

1 トライアル(オブザベーション・トライアル)

トライアルとは、自然の地形を利用してさまざまな走行条件を設定し、これを採点区間として定められた時間内に走破することで操縦技術の信頼性を試す競技である。大会は1日または2日以上にわたっておこなわれ、採点区間の成績とタイムキーピングによりその結果が表わされる。

2 適用の範囲

以下に記す規則は、総則と共にすべての国内トライアル競技会に適用される。

3 賞

出走台数	賞の範囲	出走台数	賞の範囲
25台以上	15位迄	12台~13台	6位迄
22台~24台	12位迄	10台~11台	5位迄
20台~21台	10位迄	8台~9台	4位迄
18台~19台	9位迄	6台~7台	3位迄
16台~17台	8位迄	5台	2位迄
14台~15台	7位迄		

トライアル
総則（12頁参照）に定める出走台数により次の通り賞を定める。ただし、地方選手権大会以下の場合は、この限りではない。賞の詳細は大会公示によって示される。

4 出場車両

1. 出場車両（以下車両という）は車検終了後の部品の取付け取外しは認められない。ただし、転倒等により破損した部品の交換は認められる。
2. 車両は下記の改造の限度と仕様をみなし、安全上完全に整備されているものでなければならない。なお、改造されて型式（モデル）が判明できないような車両は出場することができない。

1. 競技が一般公道を使用する場合の車両の改造限度

車両は、運輸省認定車で、車両保安基準に合致したものでなければならない。また一般公道を走れる状態のもので、次の保安部品を装着していなければならない。
登録番号プレート、ライト、スピードメーター、クラクション、フラッシュランプ、バックミラー、ブレーキランプ、消音器等。なおガラス類には飛散防止策を施さなければならない。

2. 競技が一般公道を使用しない場合の車両の改造限度

出場車両の銘柄、型式は規定しない。

1. 国際A級部門、国際B級部門

改造の仕上げ、調整をする場合は、下記各項に規定されている事項を遵守しなければならない。

- (1) 車輪の騒音はMFJ方式による測定方法で、80db(A)以下でなければならない。

MFJ方式とは、排気管後方15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させているときの静止騒音を測定する方法をいう。

最小排気量	最大排気量	回転数
—	80cc	6,000rpm
81cc	125cc	5,500rpm
126cc	250cc	5,000rpm
251cc	500cc	4,500rpm
501cc	—	4,000rpm

- (2) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。

2. ジュニア部門、ノービス部門

車輪は国内および国際的に市販されているモーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。なお、輸入車輪にあってはMFJに申請しなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。改造の仕上げ、調整をおこなう場合は、下記各項に規定されている事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音はMFJ方式による測定方法で80db(A)以下でなければならない。

MFJ方式とは、排気管後方15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に上



記の回転数でエンジンを回転させているときの静止騒音を測定する方法をいう。

- (2) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品を使用してはならない。

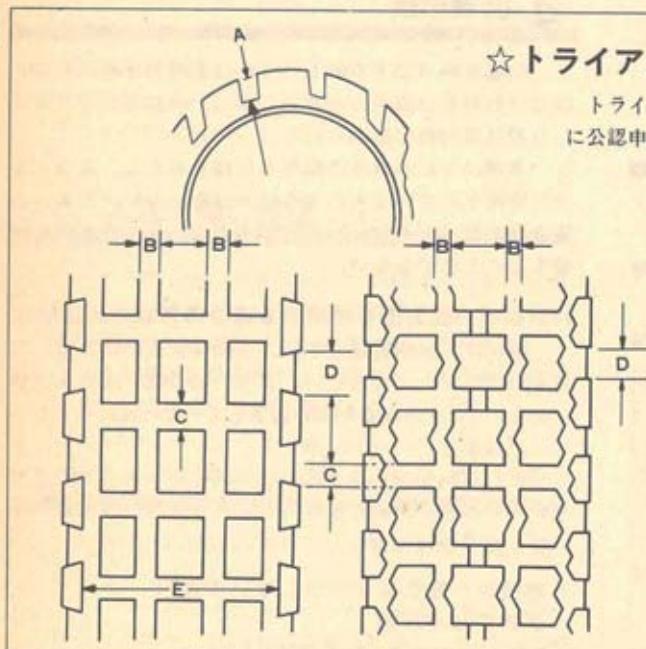
3. 仕様

- 1) 排気管および消音器

排気管および消音器は規定の騒音規制値を満足してはなければならない。

- 2) タイヤ

(1) タイヤはMFJに公認申請をおこない、承認され



☆トライアルタイヤ公認規格

トライアル競技に使用するタイヤは下記各項をみたし、MFJに公認申請を行ない、承認されたものでなければならない。

A : トレッドの深さ

トレッド面に直角に測って13mm以内であること。同一円周のすべてのスタッドの深さは同一であること。

B : トレッドの幅

タイヤの幅方向では9.5mm以内であること。

C : トレッドの幅

タイヤの円筒方向では13mm以内であること。

D : 肩部スタッドのスペース

22mm以内であること。

E : トレッドのさわらし寸法

タイヤウォールに直角に測った場合、タイヤの全幅に及んでいてはならないが、スタッドによって中断されている場合はこの限りではない。



たものでなければならない。

ただし、国際A級および国際B級部門はFIM公認規格に合致していれば、この限りではない。

- (2) タイヤに改造を加えてはならない。
- (3) タイヤにチェーン、スパイク等を加工装備してはならない。
- (3) クラッチおよびブレーキレバー、ペダル
 - (1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。
 - (2) ブレーキペダルおよびギアシフトレバーの位置は自由である。ただし、その先端は安全上丸められてはなければならない。
- (4) ブレーキ
前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備え

ていなければならない。

5) フェンダー

前後輪には有効なフェンダーが装備されていなければならない。

4. 競技用ナンバープレート

競技が一般公道を使用しない場合、競技用ナンバープレートを装着しなければならない。

1) ナンバープレートの寸法

ナンバープレートは第1図に示す大きさのものではなければならない。

2) 取りつけ方法

ナンバープレートは1枚を車輌の前面に見えやすいように前向きに取りつけなければならない。

3) ナンバープレートの色分け

ナシバープレートおよび文字の色分けは次のとおりである。

ノービス部門=白地に黒文字

ジュニア部門=黄地に黒文字

国際B級部門=緑地に白文字

国際A級部門=赤地に白文字

4) ナンバープレートの字体

ナンバープレートの字体はブロック体とし、ナンバープレートの枠内に明確に記入しなければならない。正しい書体は2頁に示す。

第1図 ナンバープレート



トライアル

なお、国際A級および国際B級部門については第1図に示すようにプレート下部に記名しなければならない。

5) 他のライダーの迷惑をおよぼすような構造をしてはならない。



5 ライダーの装備

1. ヘルメット

- 1) ヘルメットは、日本工業規格JIS T8133-1982のA種、および同JIS T8133の1種（JIS T8133の1982年8月までの規格）以上のもので、MFJが公認したものでなければならない。
- 2) MFJの公認したヘルメットには認証マークが貼付されている。
- 3) 競技会の車輌検査受付時にヘルメットの検査がおこなわれ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットでもライダー本人の安全上使用を禁止される。
- 4) MFJ公認の認証マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査料（1,000円）を支払い、特別検査を受けなければならない。

2. ライダーの服装

- 1) 服装は、下半身は長ズボン、上半身は長袖でなければならない。
- 2) 手袋および足首以上を保護する突出部品のない皮靴またはゴム長靴を着用しなければならない。

6 コース

コースには次のコースマークが設定される。

- (1) 右折（ターンライト）赤いカードに“R”的黒字
- (2) 左折（ターンレフト）青いカードに“L”的黒字
- (3) 直進（ストレート・オン）
 白いカードに“SO”的黒字
- (4) 一般公道を使用する場合は、上記カードの他に、交差点の手前50mに進行方向を予告するカードが設定される。



7 セクション

1) セクションの表示

セクションは次のセクションカードおよびテープで表示される。

(1) 入口 右側 赤地にセクションナンバー
左側 青地に“Section Begins”または“IN”

(2) 途中 右側 赤いカード又はテープ
左側 青いカード又はテープ

(3) 出口 右側 赤字にセクションナンバー
左側 青地に“Section Ends”または“OUT”

(4) テープを使用する場合は、入口及び出口に赤と青のカードを置く。

2) セクションの幅

(1) セクションの横幅はできる限り自然の障害物で制限されるが、カード及びテープによって制限する場合は1.2m以上なければならない。

(2) 同じ側のカードとカードの間を迂回することはできない。

3) 探点区間

セクションにおける探点は、前輪の接地面の先端又は外側がセクション入口のカードを過ぎた時点から開始され、前輪の接地面の先端又は外側がセクション出口のカードを過ぎた時点で終了する。

8 タイムキーピング

- 1) ライダーは、原則としてあらかじめ抽選で決められた順序により、1分間隔でスタートする。ただし同時スタートの場合はこの限りではない。



- 2) 決められたスタート時刻に遅れたライダーは1分につき1点の減点が課せられ、20分以上の遅れは失格となる。
- 3) コース走行時の平均速度は原則として20km/h以下とする。
- 4) ライダーには全コースを走破するための時間が与えられ、これに遅れてゴールしたライダーは失格となる。
- （） 全コースを走り終えたライダーはゴール地点でタイムチェックを受けなければならない。

9 競技の進行

- 1) スタートの合図を受け、初めてエンジンを始動させることができる。
- 2) タイムキーピングを採用した場合、各セクションへのライダーの進入順序は自由であるが、オブザーバーによって指示された場合にはこれにしたがわなければならない。
- 3) セクション間の移動は、コースマーク又はテープにしたがっておこなわなければならない。
- 4) ライダーはセクションに入る準備ができ次第、手を上げてオブザーバーに合図しなければならない。
- 5) オブザーバーの指示により、速やかにセクションに入らなければならない。
- 6) セクション内でフルペナルティ（減点5点）を受けたライダーは、速やかにセクション外へ車輌を移動させなければならない。
- 7) ライダーはセクション内で一切の援助を受けてはならない。ただし、フルペナルティを受けたライダーはこの限りではない。

- 8) 競技中、車輌の整備はライダー自身がコース上及び主催者の定める区域でおこなわなければならない。これに違反した場合は失格となる。
- 競技中、事故を起した場合や車輌の故障等の理由でまた競技続行が不可能な場合は、速やかに役員に申し出なければならない。
- 9) 必要以上のスタンディング等、不適当なライダーのおこないについては、オブザーバーの指示に従わなくてはならない。

10 ペナルティ

- 1) セクションにおける減点は0-1-2-3-5-10点とする。
- | | |
|----------|---------|
| (1) クリーン | 0点 |
| (2) 足つき | 1点～3点減点 |
| (3) 失敗 | 5点減点 |
| (4) 放棄 | 10点減点 |
- 2) タイムキーピングによるペナルティは次のとおり課せられる。
- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 予定されたスタート時間に遅れた場合 | 1分につき1点減点、20分以上の遅れは失格 |
| (2) ゴールタイムチェックの遅れ | 失格 |
- 3) ライダーの不適切な行為に対するペナルティは次のとおり課せられる。
- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 役員に対する不適当な態度 | 100点減点 |
| (2) セクションにおいて役員の指示に従わなかった場合 | 10点減点 |
| (3) 定められたコースを不適当にカットした場合 | 50点減点 |

注：上記(3)に関してはさらにセクション放棄の減点が加算される。

11 ベナルティの定義

セクションにおけるペナルティの定義は次のとおりとする。

1. 足つきの定義

ライダーの身体のどこかの部分、またはマシンのどこかの部分（フットレスト、エンジンガード、タイヤホイールを除く）が地面に触れた場合、これを足つきという。

またマシンの進行を停止することなくライダーの身体のどこかの部分が障害物（立木、壁など）にもたれた場合、足つきが生じたものとみなされる。

また身体の部分で手、足の場合、そのつけ根から先を同一とみなす。したがって足つきと同時に膝を接地しても、1回の足つきとみなす。

なお、足つきによるマーカー移動、破損は足つきのみの減点となる。

1) 1点減点

- (1) 足つき 1回
- (2) 足つき状態でつま先とかかとが交互についている場合
- (3) 片足を軸にしてマシンを回転させた場合
- (4) 手を立木・壁等についた場合
- (5) 体または車輌が障害物等にもたれかかり、バランスを修整した場合
- (6) テープの内側または外側の足つき 1回

2) 2点減点

- (1) 足つき 2回
- (2) 上記1)の1点減点となる行為が2回行われた場合
- (3) 両足同時の足つき

3) 3点減点

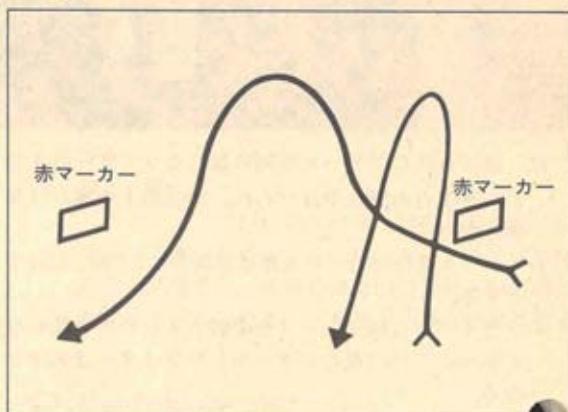
- (1) 足つき 3回以上
- (2) 上記1)の1点減点となる行為を3回以上行われた場合

鷲頂山 7セクション

NO	ライダー	1LP	2LP	3LP
3	伊藤政志	1	1	
1	山本昌也	3	2	
2	服部聖輝	2	1	
11	工藤清季	2		
5	山本弘之	1	5	
6	小谷重夫	3	3	
4	丸山龍保	1		
9	山田和雄	5	2	
7	坂口達男	3	0	
21	上福清明	3	5	

2. 失敗（減点5点）

- 1) バック中の足つき
- 2) 登り坂等での足つきの状態でフロントタイヤが浮いてリヤータイヤがバックした時
- 3) マーカーの迂回（下図のようなふくらみ又はターン）



- 4) 車輌・ライダーによるテープ切断およびたるまで、またはテープを止めている物を移動・破損した場合
- 5) 車体の右側又は左側に両足が同時に足つきをした場合
- 6) 両足つきの状態で車輌がフロントホイールを上に90°以上かたむいた場合。
- 7) フロントタイヤまたはリヤータイヤがテープの上からテープ外に出て、立木、壁、石等に接触した場合

●トライアルの減点は0-1-2-3-5-10

時間厳守とフェアプレーの精神で

減点ゼロ
おみごと！
クリーンです

減点1
残念、
足つき1回

減点2
無念なり
足つき2回

減点3
足バタバタ
3回以上

減点5
ミスりました。
失敗です





合。

- 8) 走ってきて足をついた状態でフロントタイヤが完全に停止した場合（ただし、フロントタイヤが前進を止めた状態から約1秒以内に少しでもフロントタイヤが前進を開始すれば減点5の対象にはならない。）
- 9) スタンディングによるフロントタイヤが完全に停止している状態から足を地面についても約1秒以内に足をあげれば減点5の対象にはならないが、この状態でフロントタイヤが進まずに再び足をつけば減点5となる。
- 10) マシンによるマーカー移動、マーカー破損
- 11) 第三者の援助を受けた場合
- 12) 申告エスケープについては、特にオブザーバーの判断により失敗申告とみなされたもののみ失敗とする。

3. 減点の対象とならない行為

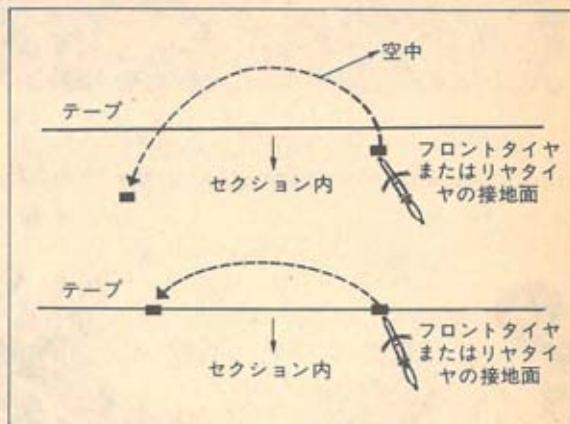
1) 接触

接触とは、体の各部分またはバイクの各部分が立木、壁、石等その他の障害物に触れるることを言い、これによって明らかにバランスの修正が行われない限り減点の対象とならない。

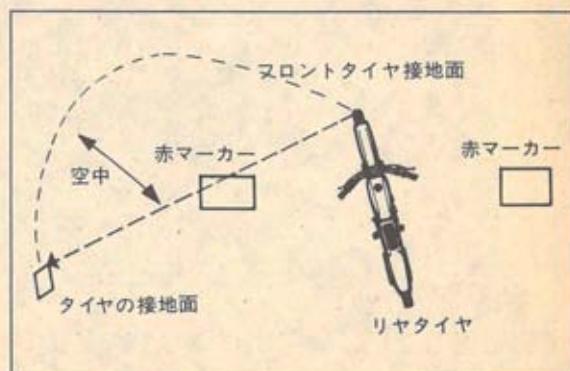
なお、マーカー、テープには車輪、身体どちらで接触しても、接触のみであればペナルティは課せられない。

2) 下記の場合は減点5の対象とならない。

- (1) テープの上からフローティングターン等によるフロントタイヤ又は、リヤタイヤのテープ外に出た場合、テープ外の立木、壁、石、地面等に触れずにテープ内に戻った場合（右図参照）



- (2) マーカー付近でのフローティングターン等によるマーカー迂回については、フロントタイヤの接地面と接地面がマーカーの内側を通過すれば減点5の対象とはならない。（下図参照）



- (3) V字型の地形等でステップがかみ込んで停止をした場合、ステップに足が乗っていれば減点5の対象とはならない。そのステップ上のつま先、足裏部分が接地しても、意識的なバランス修正がない場合、減点の対象とならない。
 - (4) アンダーガードが引っかかりシーソー状態になり、エンジンが停止しても減点5の対象とはならない。尚、この状態から足をつかないでエンジンを始動させて競技の続行もできる。
 - (5) エンジンが停止して足つきを行った場合でも、車輪が前進していれば減点5の対象とはならず、ただの足つきの減点となる。
 - (6) 足つきの状態で前輪を真横に移動又は振る事は前進とみなし、減点5の対象とはならない。
- 3) 減点の対象にならない車輪の部分
車輪が停止状態で立木、壁、石等又は地面で重心を支えても減点の対象とはならない車体の部分
- (1) タイヤ
 - (2) リム
 - (3) ステップ
 - (4) アンダーガード底部

4. 放棄

放棄とはセクションを走行しなかった場合を言う。

12 競技結果

- 1) 総減点数の少ないものから順位を定める。
- 2) ワンディトライアルの場合は、原則として当日の競技結果の発表を公式とする。
- 3) 2日以上たって競技が行なわれる場合は、競技終了日より一週間以内に公式結果が発表される。

13 同点者の判定

同点者の判定は、次の判定順序に従っておこなう。

- (1) クリーン数の多い者を上位とする。
- (2) 1点減点の多い者を上位とする。
- (3) 2点減点の多い者を上位とする。
- (4) 3点減点の多い者を上位とする。
- (5) 以上によって決定できない場合は主催者の判断により決定する。



TRIAL 付則7・'86全日本選手権 大会特別規則



全日本選手権トライアル大会は、日本モーターサイクル協会(MFJ)公認のもとに、MFJ国内競技規則にしたがい開催される。本特別規則は、1986年度全日本選手権シリーズのすべての大会に適用される。

1 '86年度の開催競技会(74ページ参照)	◎
2 公式通知、タイムスケジュール	◎
3 開催種目	◎
4 運営実行組織	◎
5 参加者およびライダー	◎
6 出場申込み	◎
7 出場料およびMFJ選手共済費	◎
8 賞および得点	◎
9 出場車両	◎
10 競技者番号(ナンバー)	◎
11 ライダーの装備	◎
12 ガソリンおよびオイル	◎
13 出場受付	◎
14 車両検査	◎
15 練習	◎
16 ライダー	◎
17 スタート	◎
18 ゴール	◎
19 車両保管	◎
20 競技会の延期中止およびうち切り	◎
21 抗議	◎
22 参加者の遵守事項	◎
23 本規則の違反、裁定	◎
24 本規則の解釈	◎
25 本規則の施行	◎

1 '86年度の開催競技会(74ページ参照)

2 公式通知、タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申込み締切り後に発送される。

3 開催種目

1.トライアル (オブザベーション・トライアル)

付則6〔1〕(49頁)参照。

- 1) 全日本選手権の対象部門は、国際A級部門および国際B級部門とする。ただし、大会当日ジュニア部門の地方大会が併催されることもある。
- 2) セクション数およびタイムキーピングの方法については、公式通知に示される。

4 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

5 参加者およびライダー

1. 参加資格

- 1) 1986年版MFJ国内競技規則、総則〔4〕(11頁)に合致していかなければならない。
- 2) 日本GP大会以外の大会では、国際A級部門および国際B級部門のみとする。ただし地方大会として併催されるジュニア部門はこの限りではない。
- 3) 日本グランプリ大会の参加資格
国際B級部門について。
第7戦までの全日本選手権シリーズにおいてポイントを獲得した者、並びに9月14日までの各地方選手権ランキング上位の者で次に示す順位の者。

北海道=6位 東 北=15位 関 東=30位

中 部=25位 北 陸=6位 関 西=25位

中 国=8位 四 国=8位 九 州=15位

注: 地方選手権シリーズには、大会ごとに総則〔8〕(12頁参照)に示された得点が与えられ「全日本選手権ランキングの決定の方法」(69頁参照)に準じて地方選手権ランキングが決定される。(他ブロックに所属する者にも得点は与えられ参加した地方選手権ランキング成績として認められる。)

例: 関東に所属するライダーが中部選手権シリーズ戦に得点を取り、中部選手権ランキング上位25位に入れば、中部としての参加資格が得られる。

トライアル

6 出場申込み

1. 全日本選手権シリーズ大会出場申込み

出場申込み書(ジュニア部門の地方大会併催、日本GP各地方選抜者用も含む)に必要事項を記入の上、出場料およびMFJ選手共済費を添えて提出しなければならない。

2. 参加定員

- 1) 特に定めないが、併催ジュニア部門については主催者の判定により制限される場合がある。
- 2) 日本グランプリ大会については参加資格に示された選抜規定による。

7 出場料およびMFJ選手共済費

出場料：国際A級部門	7,000円
国際B級部門	7,000円
ジュニア部門(地方大会併催時)	7,000円

(MFJ選手共済費200円を含む)

8 賞および得点

1. 賞

- 1) 付則6.トライアル規則[3](49頁参照)にもとづいて授与される。
その他の賞の詳細は公式通知に示される。
- 2) 国際A級、及び国際B級部門全日本ランキングの得点。
 - (1) 得点は総則[8]の1., 2. (12頁参照)によって与えられる。
 - (2) 日本グランプリトライアル大会については、上記の得点にさらに3点が加算される。
 - (3) 全日本選手権ランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算され、その合計得点によって決定される。
 - (4) その詳細は全日本選手権ランキング順位決定方法(69頁参照)に示される。

トライアル

9 出場車輛

車輌は、付則6[4]2.および3. (49頁参照)を遵守しなければならない。

10 競技者番号(ナンバー)

- 1) 国際A級・B級各クラス選手の年間指定ゼッケンナンバーは、別に定めるゼッケンナンバー決定基準によって割り当てられる。

- 2) 主催者から特に指示がない場合は、車輌検査までに規定の書体および色分けでナンバーを記入しなければならない。
- 3) ナンバーの状態は、車輌検査時に車検員によって点検され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
- 4) 競技中、ナンバープレートおよび配布されたゼッケンを装着せず、また間違ったゼッケンを装着して走行した場合は、そのトライは記録されない。

11 ライダーの装備

ライダーの服装、ヘルメットは、付則6[5] (52頁参照)による。

12 ガソリンおよびオイル

- 1) ガソリンおよびオイルは総則[10] (13頁参照)による。
- 2) ガソリンの銘柄およびその詳細が公式通知によつて主催者から指定された場合は、当該ガソリンを使用しなければならない。

13 出場受付

- 1) 出場受付の時間および場所は公式通知に示される。
- 2) 出場受付は、定められた時間内に、かならずライダー本人が出席し、運転免許証(または、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書、高等学校発行の免許証保管書でも可)、MFJライセンス、参加受理書を提示して、当日の出場資格を確認しなければならない。
- 3) 運転免許証(または、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書、高等学校発行の免許証保管書でも可)を所持していない者は原則として出場が認められない。
- 4) MFJライセンスを提示できない者は、原則として出場が認められない。

14 車輌検査

- 1) 車輌検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールにしたがって、競技開始前にパドック内の車輌検査区域においておこなわれる。
- 2) ライダーはタイムスケジュールに示された時間内に、必ずライダー本人が車輌を持参し車輌検査を受けなければならない。規定時間以後の検査は、大会審査委員会が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外はおこなわれない。
- 3) 車輌検査への持込みは1台に制限される。



- 4) 車輛検査において、規則または安全上出場が不適当と判定された車輛は、一切の走行を拒否される。
- 5) 主催者は、大会期間中、必要に応じて隨時車輛の検査をおこなうことがある。

15 ライダーおよび車輛の変更

ライダーおよび出場車輛の変更は原則として認められない。ただし、総則[12]（13頁参照）に該当する場合は出場受付終了以前に手数料5,000円を添えて申請し、チーフオブザーバーの許可を受けなければならない。

16 練習

大会当日コースおよびセクションのいかなる場所においても練習は禁止される。これに違反したライダーは失格とする。但し主催者が特別認めた区域内でウォーミングアップができる場合がある。

17 スタート

- 1) 原則として、スタート順位は抽選によって決められる。
- 2) 決められたスタート時刻に遅れたライダーには、1分につき1点の減点が課せられ20分以上遅れたライダーは失格となる。

18 ゴール

ライダーには持時間が決められ、ゴール時間に遅れたライダーは失格とする。

19 車輛保管

- 1) 原則として車輛は車輛検査後スタートまで、また

- ゴール後主催者から保管解除の通知があるまで、指定された区域に保管される。
- 2) 入賞車は、暫定結果発表後、原則として30分以上保管され、必要に応じて検査される。

20 競技会の延期、中止およびうち切り

- 1) 大会は、本規則に発表した日程から変更または延期されることはない。
- 2) 大会は、大会審査委員会が、特別な理由によって競技の延期または放棄しなければならないと判断したときに限り競技を延期または中止される。
- 3) 大会が中止された場合、参加者が支払った出場料、保険料は返還されるが、他の一切の損害賠償を請求することはできない。

21 抗議

- 1) 抗議は、総則[19]（15頁参照）による。
- 2) 車輛の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輛の分解等に要した費用は車検長が算定するものとする。

22 参加者の遵守事項

ライダー、エントラントなど参加者は次の事項を守らなければならない。

- 1) 競技会は、MFJ国内競技規則にのっとっておこなわれる。参加者はすべての行動に対して責任をとらなければならない。
- 2) 参加者はすべて本競技会特別規則にのっとり行動すること。従って、失格、さらに退場に至る罰則が課せられる。

開催競技会の日程、名称、主催場所、出場申込み期間

'86全日本選手権シリーズはグランプリを含め下表の10戦が開催される。

日 程	大 会 名 称	主 催(出場申込み先)	開 催 場 所	出 場 申 込 み 期 間(消印有効)
4月13日(日)	全日本選手権シリーズ第1戦 四国トライアル大会	MFJ四国トライアル委員会 〒770 徳島市徳島本町3丁目 徳島スパーカブ 販売内 徳島県トライアル委員会 ☎0886(54)2233	徳島県 吉野川河川敷	3月4日(火) 3月14日(金)
5月18日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 九州トライアル大会	MFJ九州トライアル委員会 〒834 福岡県八女市大字吉田1328 内野徳助気付 ☎09432(4)3629	未定	4月8日(火) 4月18日(金)
6月1日(日)	全日本選手権シリーズ第3戦 関東トライアル大会	MFJ関東ブロック協議会 〒108 東京都港区港南3-3-10 ☎03(472)6241	栃木県 鷺ヶ原山スキー場	4月22日(火) 5月2日(日)
6月29日(日)	全日本選手権シリーズ第4戦 中国トライアル大会	MFJ西日本トライアル委員会 ☎082(232)2632	広島県 野呂山観光遊園 トライアル場	5月20日(火) 5月30日(金)
8月24日(日)	全日本選手権シリーズ第5戦 北海道トライアル大会	札幌・宝蘭モーターサイクルスポーツ協会 〒065 札幌市東区東雁来町52 ☎011(782)1492	夕張市 マウントレースイ 国際スキー場	7月15日(火) 7月25日(金)
9月7日(日)	全日本選手権シリーズ第6戦 東北トライアル大会	MFJ東北トライアル委員会 〒982 宮城県仙台市長町3-3-9 ホンダ宮城販売網内 大友克人気付 ☎0222(47)0123	山形県 栗子国際スキー場	7月29日(火) 8月8日(金)
9月21日(日)	全日本選手権シリーズ第7戦 北陸トライアル大会	富山県モーターサイクルスポーツ協会 〒930 富山市藤木521-1 ☎0764(24)6420	富山県 牛岳スキー場	8月12日(火) 8月22日(金)
10月5日(日)	全日本選手権シリーズ第8戦 中部トライアル大会	MFJ中部トライアル委員会 〒470-01 愛知県愛知郡東郷町諸 輪字駒59-99鈴木唯一気付 ☎05613(8)0736	愛知県 旭高原特設会場	8月26日(火) 9月5日(金)
10月19日(日)	全日本選手権シリーズ第9戦 近畿トライアル大会	MFJ近畿ブロック協議会 〒550 大阪府大阪市西区立売堀1-7-14 大阪府二輪車安全普及協会内 ☎06(541)5254	兵庫県 モーターサイクル ランド猪名川	9月9日(火) 9月19日(金)
11月2日(日)	全日本選手権シリーズ第10戦 第14回日本グランプリ トライアル大会(国際格式)	日本モーターサイクル協会 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 西山興業東銀座ビル ☎03(561)8566	神奈川県 宮ヶ瀬 トライアルパーク	9月22日(日) 10月3日(金)

<特別イベント>

- 1月11/12 インターナショナルスタジアムトライアル 多摩テック (株)ホンダランド
- 1月19日 インターナショナル鈴鹿スタジアムトライアル 鈴鹿サーフィット (株)ホンダランド
- 9月27/28 インターナショナルスーパースタジアムトライアル 国立代々木競技場(第1体育館)
(株)フジテレビジョン・東京都モーターサイクルスポーツ協会
- 11月23日 多摩テックオールスタートトライアル 多摩テック (株)ホンダランド
- 3) 参加者は国内競技規則、本規則および競技管理上のあらゆる規定を守り、競技役員の指示にしたがわなければならない。また公道上では交通法規を守らなければならない。
- 4) 参加者は常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動しなければならない。
- 5) 参加者は競技期間中、飲酒あるいは薬品によって精神状態をつくろってはならない。
- 6) 競技が一般公道の走行を含む場合、ライダーは運転免許証、MFJトライアルライセンスを必ず携帯しなければならない。

なる理由といえどもこれにしたがわなければならない。

24 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、事務局にて質疑申立てができる。なお、質疑申立てに対する回答は大会審査委員の決定を最終的なものとする。

25 本規則の施行

本規則は出場申込み受付日より有効となる。

なお、本規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則による。

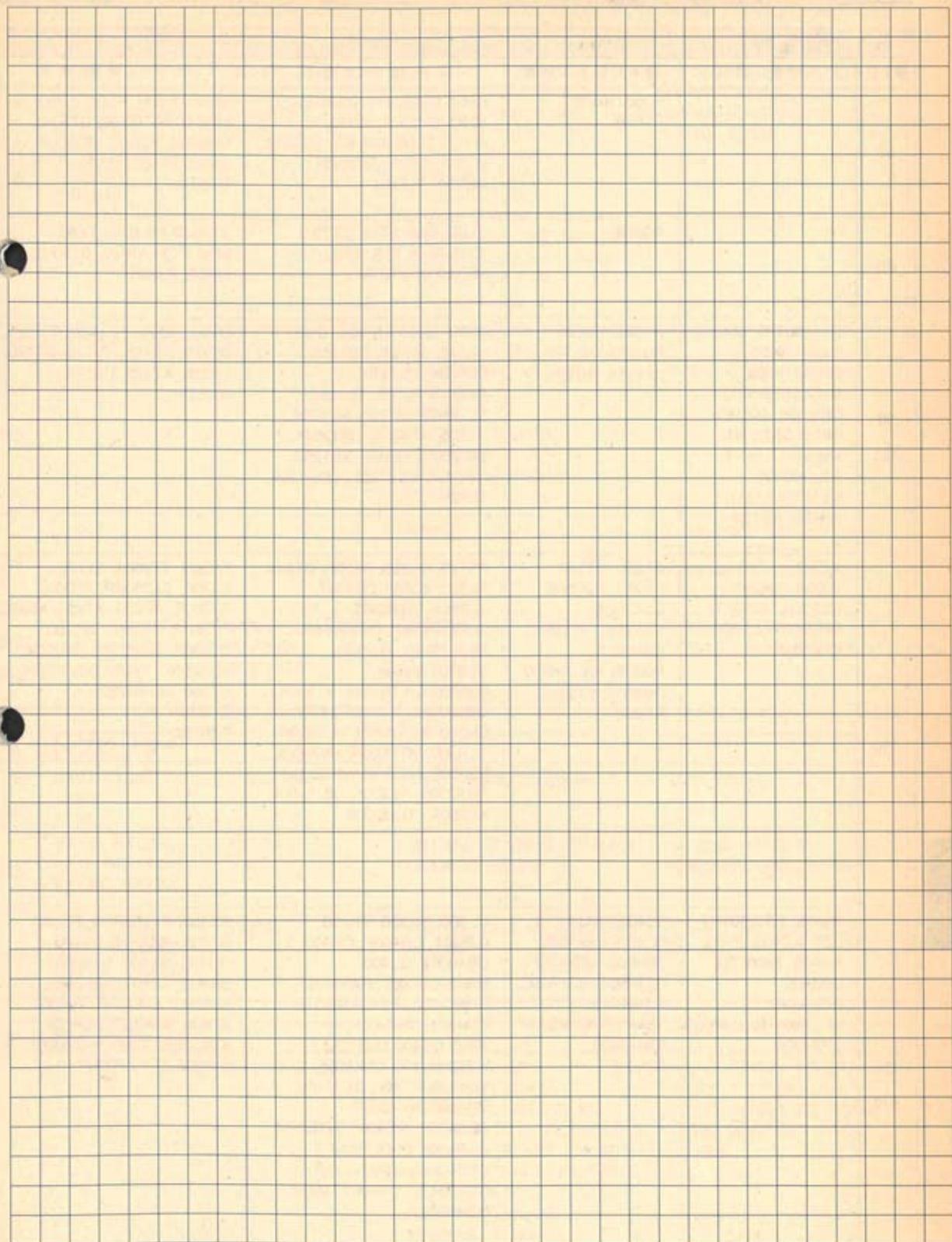
昭和61年1月1日

大会事務局長

23 本規則の違反、裁定

本規則に対する違反の認定は大会審査委員会によって判断され、違反者には罰則が適用される。裁定後はいか

MEMO



MFJ公認車輌

▶一般市販車				
排気量	川崎重工業株	鈴木自動車工業株	本田技研工業株	ヤマハ発動機株
50		RG50, RG50I [†] TS50W	SS50, CB50JX-1, DAXST50, XE50, XE50-II, MB50, BIALS TL50, MONKY, GORILA, MT50, XL50S, MTX50R, MBX50, TLM50	MR50, FX50, RD50, TY50, MINI GT50, GR50, GT50-II, MR50-II, RD50S, RD50SP, QB50, RX50S, QA50, RZ50, DT50
80		RG80E	CL65, DAX ST70, XE75, XE75-II, XL80S, MB8, MBX80 INTEGRA	V70S(D.ES.ED), TY80, MINI GT80, GR80, GT80-II, MR80, RX80S
90 125	GA4(90TR), 90G1L, 90GA1(90S), 90GA2(90SS), 90GA3(90SSS), G8S, G6, (KE90), G8T(KC90), B1, KM(MC1), B1-T, 120, KC125, KE125(KS125), KH125, AR125	GT125, RG125, RG125E, RA125 SX125R, RG125I [†]	OS90, SL90, CL90K, CB90, CL125, CB125, CB125S, CD125K, CL125K, BAIALS TL125, TL125S, TL125K2, MT125, SL125S, XL125, XL125S, CB125JX, CB125T1, Ihatovo, XL125R, CB125T, MTX125R, MBX125F, TL125	DT90, RD90, A7, AS2, RD125, DT125, AX125, TY125, DT125, SR125, XT125, RZ125, RZ125S
175 250	175B11L, B11TL, 250SS, KH250, KL250A, Z250FT, GPZ250, KL250R, KR250	GT250, GT185, RG250, RG250E, GSX250-E, GSX250T, RG250I [†] , GS250FW, RG250I [†] HB, RH250 RG250I [†] , SX200R GF250	CB175, CL250, CB250, MT250, TL250, XL250, CB250T, XL250S, CB250RS, SUPERHAWK, CB250RSZ, SILK ROAD, XL250R, CB250T Master, CB250T LA Custom, VT250F, CBX250RS, VT250F INTEGRA, GB250 CLUBMAN, XLX250R, TLR200, MTX200R, MVX250F, NS250F, NS250R MTX200R II CBX250S, XL200R, XLR250R XR250R TLM200R	RD250, TY250J, TY175, GX250, GX250SP, SR250, XS250S, RZ250, XT250, XS250, RZ250R, XT250T, XT200, DT200R, RZ250RR, SRX250, SRX250F, TY250 SCOTTISH FZ250, SEROW225 DT200R TZR250
350 400	350SS, F5(350TR), S2T, KZ400, Z400, KH400, Z400LTD, GPZ400 GPZ400F, GPZ400F-II, FX400R GPZ400R	GS400, SP370, GL400, GSX400E, GN400E, GSX400F, GSX400T, GSX400L, GSX400FS, GSX400FW, GSX-R GSX-R400 RG400I [†]	CL350, SL350, CB350, CJ360T, CB400F, CB400F1, CB400F2, GL400, HAWK-CB400T, HAWK-II, HAWK-III, SUPER HAWK-III, CM400T, CBR400F, WING GL400 CUSTOM, WING GL400, CBX400F, XL400R, FT400, CX-EURO, VF400F, NV400SP CBR400F, VF400F INTEGRA, CBR400F ENDURANCE CBR400F FORMULA-3 GB400TT, GB400TTMKII NS400R	RX350, RX350PRO, RD350, RZ350, RZ350R, DT400, RD400, GX400, GX400SP, SR400, XJ400, XS400SP, XJ400D, XJ400SP, XZ400, XT400, XJ400ZS, XJ400Z, XV400SP, XS400, FZ400R, XJ400Z-E FZ400N

排気量	川崎重工業株	鈴木自動車工業株	本田技研工業株	ヤマハ発動機株
500 5 750	500SS, 650W1, 650W1S, 750SS, Z2, H1, S3, Z750 Twin, Z750F, Z650, KZ750R, GPZ750, GPZ750R VZ750, GPZ600R GPZ750F VN750A,	GS750, GSX750E, GS850G, GS750GL, GSX750S, GR650, GSX550L, GSX750S VS750, GSX-R750 RG500I'	CB450K1, CB500, CB500F-II, CB750, CB750F2, CB500T, CB500F, CB500F (K3), CB750(K7), CB750F-II, CB750K, CB650, CB750F, XL500S, FT500, SABRE, MAGNA, VF750F, CB750F INTEGRA, CBX500F INTEGRA, NV750 CUSTOM, CBX650 CUSTOM, XLV750R, CBX750F, CBX750F HORIZON GB500TT, XL600R PHARAOH CBX750F, BOLD'OR	650XS1, TX500, TX650, TX750, XT500, GX500, GX750, XS650SP, XS750SP, XJ650SP, XV750SP, XJ750E, XJ750A, XV750E, XV750A, XT600Z, XJ750E-II, XZ550, RZV500R, XV750 FZ750

►ロードレーサー

125			MT125R(325), MT125R-II, MT125R-III, (HRC) RS125R-W, RS125R, RS125R-III, RS125R-IV, RS125R-V RS125R-V RS125R-VI	TA125, TZ125
250			RS250R	TZ250(430), TZ250-II (430), TZ250-III, TZ250W, TZ250(26J), TZ250(49V) TZR250, TZ250(59W)
350 500		RG500, RGB500, RGB500-II, RGB500-III	RS500R	TZ350(430), TZ350-II, TZ350-III, TZ350W, TZ500

►モトクロッサー

50 80	KX80, KX80D, KX80F KX60	RM50, RM80	XR80, CR80R, CR80R-II	YZ50, YZ80
125	KX125, KX125A, KX125B, KX125C, KX125D, KX125E1	RM125	CR125M, CR125M1, CR125M2, CR125M3, CR125R	YZ125-III, YZ125-IV, YZ125(2Y5, 3N8), YZ125
250	F21M, KX250, KX250A, KX250B, KX250C, KX250D KX250D2	RM250	CR250M, CR250M1, CR250R, XR200R	YZ250-II, YZ250-III, YZ250-IV, YZ250

付
録
77

►トライアラー

	KT250	RL250L (RL250)	(BAIALS TL125), (BAIALS TL125K2), (BAIALS TL125S), TL250, (TL50), TL200R, TL200R-II, TL220R-II, RS200T, RS200TS, (Ihatovo), (TL125), (TLR200), RS250T, (TLM50), TLR240R RS250TA (TLM200R) RTL250S, TLM240R	(TY50), (TY80), (TY125), (TY250J), (TY250-II), (TY175), (TY50-II), TY250R (TY250 SCOTTISH) TY350R
--	-------	----------------	--	---

総輸入元	車名
(有)モリワキエンジニアリング	ハスクバーナ125CR・250CR, ヤワCZ250
日新通商株	モリビデリMBA145
株成川商会	マランカ125E2C
株レイズ	ベネリ250 QUATTRO
オオタニモータープロダクト	BETA240 TRIAL, BETATR32
株旺文社インターナショナル	MBA125VR
諸井敬商事株	FANTIC350, 450, 330, 430, 250, 237, 403, 301, HP1
株西武百貨店	MONTESA COTA349, MONTESA COTA123, MONTESA COTA200, MONTESA COTA248
株トシ・ニシヤマ	SWM240 TLNW
	KTM125MX, KTM250MX, アームストロングCMT250, アームストロングCMT320

FIM TTフォーミュラ公認車輌

排気量	川崎重工業株	鈴木自動車工業株	本田技研工業株	ヤマハ発動機株		
FORMURA 1	KZ650, KZ750, KZ750V, KZ750(Z2), ZX750A GPZ750R VN750	PE400, GR650, GS650EZ, GS650GZ, GS750, GSX-R750 GSX750E, GSX750EX, GSX750SZ RG400I'	CB650(RC03), CBX650C, CB750F2, CB750FZ(RC04), CB750K, NV750C, VF750F, VF750S, CBX750F, XLV750	IT425, XJ650, RD500LC XS650SP, XJ700X XJ750, XJ750X XV750, XS750E, XS850, RD400E FZ750		
	KZ500, KZ550, KZ550H GPZ600R	DR500SZ, GS500E, GS550E, GS550M, GSX550E	CX500, VT500, XL500R, XR500R, FT500, CB550F2, CBX550F2, XL600R, VF500F	RD350(RZ350), XT500, SR500, XJ550, XJ600, XT550, XV500, XT600Z, XZ550, RD350(31K)RZR SRX600, TT600		
	KZ400, KZ400M GPZ400F GPZ400R KR250A	GSX400F, GSX400E, DR400S, GN400L, RG250W (RG250I') GSX400WR	CB400N, CB400F1, CBX400F, CBR400F, MVX250F, NS250R MTX200R, XR350R, XL400R, VF400F	RD250(RZ250), XT350 XJ400, DT200 XS400, FZ400R RD250(31L)RZR, SR400, FZ400N, XT400, XJ400ZS, XZ400		
	FORMURA 1		FORMURA 2			
	BMW R65, BMW R80, BSA Rocket III, DUCATI DM 650 SL/A, DUCATI DM 650 SL, LAVERDA 750 SF3, MOTO GUZZI Le Mans/850, NORTON 750, OSSA YANKEE 500, TRIUMPH Trident 750		DUCATI 500 SL, LAVERDA 500, MORINI 500			

MFJ公認部品

会社名	部品名
鈴木自動車工業株	RG500スペシャルRCU。
株ホンダレーシング	CBR400F用6速ミッションキット, NS250R用6速ミッションキット VF400F用6速ミッションキット, RS125R-V用キャブレーターAssy CBX400F用6速ミッションキット。
㈲モリワキエンジニアリング	水冷シリンダーキット, ホンダJX125用MRE, ホンダMT125用水冷キットバーツ(New 100-01)。
モータース株	YZ125用シリンダーキット, MX用NSW-1, RR用NSW-2。
ヨシモト	TZ125ミッションキット。
株無限	CR125R用エンジンパワーアップキットME125RZ, CR125R用エンジンパワーアップキット(シリンダー), 無限ME125A1スーパープロキット, 無限ME250A1スーパープロキット, 無限ワークスME125水冷キット, 無限ワークス水冷BANZAIキット。 ME250W無限ワークス水冷スーパープロキット, 無限SHOWAワークスフロントフォークキット, 無限SHOWA '83 ME125スペシャルフロントフォークキット, 無限SHOWA '83 ME125スペシャルリヤクッションAssy, 無限'83 ME125スペシャルシリンダーヘッドセット, 無限'86 ME125Wエンジンパワーアップキット 無限'83 ME125WIVエンジンパワーアップキット, 無限'83 ME125スペシャルフェールタンク, 無限SHOWA '83 ME250スペシャルフロントフォークキット, 無限SHOWA '83 ME250スペシャルリヤクッションAssy, 無限'83 ME250WIIIエンジンパワーアップキット, 無限SHOWA '84 ME125スペシャルフロントフォークキット, 無限SHOWA '84 ME125スペシャルリヤクッションAssy, 無限SHOWA '84 ME125Wエンジンパワーアップキット, 無限SHOWA '84 ME250スペシャルフロントフォークキット, 無限SHOWA '84 ME250スペシャルリヤショックAssy, 無限'84 ME250エンジンパワーアップキット, 無限'84 ME250スペシャルヘッドセット, 無限'85 ME80Wエンジンパワーアップキット, 無限SHOWA '85 ME125ワークスフォークバーツ, 無限SHOWA '85 ME125スペシャルリアクッション, 無限'85 ME125Wエンジンパワーアップキット, 無限SHOWA '85 ME250ワークスフォークバーツ, 無限SHOWA '85 ME250スペシャルリアクッション, 無限'85 ME250Wエンジンパワーアップキット。
株京浜精機製作所	2サイクルE/G用キャブレーターASS'Y(CRS36, 38, PJRR-34~38, PJMX-34~38)
株カスノモーターサイクル	HHシリンダー
株カワサキモーターサービス	KR250用6速ミッションキット, GPZ400R用6速クロスミッションキット
株日本ビート工業	GPZ400R用クロスレシオトランスミッション

付
録

会社名	部品名
テクニコム・ミスターヒロ	カワサキKH125用水冷キットバーツ、トランスマッションキット。
岩道モータース	カワサキKX125用水冷キットバーツKX125AW。
カヤバ工業株	リヤクッションユニット TSシリーズ(オイル複筒調整式), " TS-Sシリーズ(オイル複筒調整式), " MGSシリーズ(ガス封入単筒調整式), " MGS-Sシリーズ(ガス封入単筒調整式), " MGシリーズ(ガス封入単筒式), " MSシリーズ(オイル複筒式), " SSシリーズ(オイル複筒式), " SGSシリーズ(一体形成タンク付ガス封入複筒調整式), リヤショックユニット OGS-T(窒素ガス封入別タンクホース式) 本ショック " OG-T (")
R S ・ タイチ	フォーカスエアショックス(MX用), オーリングガスショックス(MX用)。
株 極 東	KONIリヤクッションアブソーバー(油圧式KONIスペシャルD)。
㈱ 極 東 精 機 製 作 所	クリーニングキップ(160×60, 125×60, 115×60)。
㈱ アサミ レーシング	ホワイトパワーリヤクッション(MX用), フロントフォーク・アップサイドダウン。
㈱ S. R. S. 久 保	RG250用クロスミッションキット, '84 RG250ΓショックアブソーバーAssyリア, '84 RG250ΓレーシングフロントフォークAssy。
㈱ スポーツショップ・イシイ	XJ400Z(ZS)クロスミッションKit。
㈱ ヨシムラ JAPAN	GSX-R用クロスレシオトランスマッション, ヨシムラ・カヤバレーシングフロントフォークアッサー, GSX-R用レーシングリアクッションユニットアッサー。
R C S U G O	RZ250RRクロスミッションキット, '85 TY250R用ボアアップキット, FZ400Rクロスミッションキット, TZR250用6速クロスミッションキット FZ400R用レーシングリアクッションユニットAssy. FZ750用クロスミッションキット

MFJ公認トライアルタイヤ

会社名	タイヤ名	サイズ
㈱ 日本ダンロップ	TRIALS UNIVERSAL K-120	2.75-21, 3.00-21, 3.50-18, 4.00-18, 2.75-21, 4.00-18。
横浜ゴム株	トレールスポーツ	2.50-18, 2.75-18, 2.75-19, 2.75-21, 3.00-18, 3.00-19, 3.00-21, 3.25-18, 3.25-19, 3.50-18, 4.00-18, 各PRY620。
日本ミシュランタイヤ㈱	MICHELIN TRIAL COMPETITION TRIAL COMPETITION X1S TRIAL COMPETITION X1W	2.75-21, 4.00-18. 4.00-18. 4.00-18.
井上ゴム工業株	井上トライアルタイヤ TRIAL HI-TEC TR5 TRIAL HI-TEC TR5	2.75-19, 2.75-21, 3.00-18, 3.00-21, 3.25-18, 3.50-18, 4.00-18. 2.75-21. 4.00-18.
㈱ ブリヂストン	TRAIL WING23 TRAIL WING24	2.75-21-4PR, 4.00-18-4PR.
㈱ クシタニ	ビレリ・モト・トライアル	2.75-21, 4.00-18.
岡田商事㈱	メッツラー トライアルC	2.75-21, 4.00-18.
㈱ 阿部商会	ビレリ・MT43・プロフェッショナル	4.00-18.

MFJ公認ヘルメット

	ロードレース特選	ロードレース用	モトクロス用	トライアル・ツーリング用
アッソアヘルメット株				アッソア
株 阿 部 商 会			PIRELLI X100。	PIRELLI X70。
株 井 広 武	CLC RX-7, AVANTI, ASTRO, X-75, VENT, SL80, RZR, RZ035, K-700, XJ-040D, FA-200, SUPER DOLPHIN8, SPENCER REPLICA, SHINGLTON REPLICA, COOLEY REPLICA, 高橋国光, 松本恵二, RACER REPLICA, SUPER VENT, RAPIDE, RACING VENT, TROPHY。	X-1, RS-Z, F-X。	CLC R-7, M-X, Challenger-S, S-75, R-7G, S-70。	TL-1, TL-3, TL-8, TX-8, TX-7, R-2, R-10, RS-10, AT.
岡 田 商 事 株		SHIMPSON M-62, BOERI DRIVER。	SHIMPSON M-52。	
株 極 東		NOLAN N31, NOLAN N32, NOLAN N33, NOLAN スペースライダー, NOLAN N34, NOLAN N42	NOLAN N19,	NOLAN JET, NOLAN MINI JET, NOLAN インテグラーレ, NOLAN N02。
ク ノ ー 工 業 株		UVEX F-1, KH-100, UVEX AERO ホーク, UVEX モンテカルロ, UVEX チャンピオン, UVEX モナーク, KH-808。	UVEX ウイリー, UVEX ギャラクシー, UVEX レーシングジェット, KH56, KH25。	UVEX TRIAL。
株 コ ミ ネ オートセンター	KF-RX	NARVA NE, NARVA NE-II, NARVA NZ, NARVA KF-1000, NARVA NA。	NARVA NJ1, NARVA CROSS。	NT-1, KH-100, KH-300A, KH300B, KH300E, KH300F, Z5000, FUJI100, FUJI300, NT-1, A-TECH。
株 ジ ャ バ ン トレードアソシエーション		AGV X-3000。	AGV X-101。	AGV X-70。
昭 栄 化 工 株	GR-Z, ER-7, TASK-1, TASK-2, TASK-3, AREMET ER-2, W-Gardner V-2, RF-KATAYAMA, RF-101, RF-102, RF-GARDNER, TASK-5, TASK-3, RF-VOGUE, PS-R66, PS-R62 PS-R61 RF-STEELAR RF-V KATAYAMA II	ST-Z, ZG, RC-1 ZE, GX-R, VR, ARTE-MR, Z-100, INTERO-ER, PS-R31, PS-R32, PS-R36, PS-R37, PS-R38, PS-R39, PS-R44, PS-R45, TF-201, TF-202, TF-203, VR-5, KATAYAMA-GP, ES, ES-2, RC-2, HF-7, HF-8, HF-9, GX-R Custom, ZR, PS-R53, PS-R54, PS-R48, PS-R60。	PS-J31, PS-J32, PS-J33, PS-J34, EX-11, PS-L41, PS-L32, PS-L33, PS-L34, PS-L35, PS-L37, PS-L38, PS-L39, SR-X7, SR-T, SR-6, EX-2, EX-5, ZV, GR-X, GV, H-1, SR-X, TJ-101(RG-8), ZX TJ-102(SR-G), NEW GV, PS-J43, PS-L51, TJ-201V, PS-L50, VX-1, VX-2 PS-J50, VT-1, PS-L52, 53	SV, L5, TR-1, PS-F06, PS-L45TL, PS-J48 PS-J47 PS-J46 PS-J15
株 大 都	BELLM-2, BELL STAR LTD.	DIFI-GHIBILI スーパー。	BELL MOT04。	BELL MAGNAM LTD, BELL R-T。

付
録

会社名	ロードレース特選	ロードレース用	モトクロス用	トライアル・ツーリング用
株立花自動車用品		GT-X1, GT-X2, アクセルグレード		GT-1, GT-200, F-500D, Custom F-500,
東京シート株		R-40, R-41。		
日栄プラスチック株		FF-100。	CX-300, CX-300P, CX-320, CX-500, DX-700。	FS-100, CS-500, CS-600,
日新通商株				JEB'S JET。
マルシン工業株	VT-910	DX-6, INDY500, MG-MOTO, MG-STAR, MG-80, MV-75, MV-1, MV-1DX, GENERAL, IMPERIUM, FALCON, ALTUS, DAYTONA, M-450。	MV-Z, MV-ZDX, MZ-X, MZ-GX, MZ-F, MZ-80, I BEX, M-38, M-52, VT-810	BEETLE, M-37, M-130, M-230, M-250, M-800,
メット工業株			KX-7, CHIP'S KING。	F-1, F-2, K-3, K-70, K-110, K-150, KX-1NASA, F-1NASA, DANDY TRIAL。
ヤマハ発動機株		YF2000, YF2500, YF3000, YF3500, GEORAMA。	YC1500, YC3000。	
ユニコ有		R-01。	GP1。	GP-2。
ヨシカワレーシング		NAVA-3。		
RS・タイチ		NAVA-2。		
リード工業株				RX-200, RT-10。
株ローヤル		MPA エルゴノミック 01, MPA IX9。		DIFIGibili, ファンティックモーター MPA IX7。
ワールド通商株		KIWI K-10, KIWI-K-7, KIWI K-8。ボルシェデザイン		
株レイズ			クラウター-JET1	
シャーディン・マセソン アンド・カンパニー(ジャパン) リミテッド		F-1 G-2 G-1	GPA E-1 O-1 G-4	
株光輪モータース		AGVX3000/83 MDS M-81 MDS M-90 KVAS TV-FIBER KVAS KVL-KEVLAR	MDS M-83 AGV X70 MDS M-84 KVAS CROSS	

全日本選手権ランキング基準 MFJライセンス昇・降格規定

1 全日本選手権ランキング順位づけ決定の方法

全日本選手権ランキングの順位づけは、次の方法により決定される。

- 1) 全日本選手権シリーズ大会で得たすべての得点を合計し、総合得点の大なるものから順位を決定する。ただし、40点未満のものはチャンピオンとはせず、ランキング2位とする。
- 2) 上記1)で同点となった場合、上位入賞回数の多いものが上位となる。
- 3) 上記2)で決定できない場合、前年度のランキング上位のものを上位とする。
- 4) 上記3)で決定できない場合、MFJ資格審査委員会において最終決定する。

2 ライセンス昇格規定

MFJライセンス資格は、MFJ公認のもとで開催されるモーターサイクル競技の公正を期するために、次のような昇格基準にもとづいて決定される。

なお成績対象の期間は、「85年度の11月から、「86年度の10月末日までの12か月間とする。

1. ロードレース

ロードレースは、「86年度よりライセンス区分が変更になり、ノービス、ジュニア、国際A級の3クラスとなる。

1) ノービス部門からジュニア部門

- (1) 地方選手権シリーズ大会においてノービス125、ノービス250、ノービスF3の各クラスで得点10点以上の成績を得た者。
- (2) その他のクラスにおいてMFJロードレース部会委員が、上記の基準と同等以上の技量をもつ者と認め、MFJスポーツ委員会が承認した者。
- (3) その他、MFJスポーツ委員会が認めた者。

2) ジュニア部門から国際A級部門

- (1) 全日本選手権ランキング1~6位までにランクされた者。
- (2) その他、MFJスポーツ委員会の認めた者。

*注：15ポイント以上取得した者は特別昇格の申請ができる。

2. モトクロス

1) ノービス部門からジュニア部門

- (1) 地方選手権大会以上のレースにおいて各地方で下記に示す得点以上の成績を得たもの。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
30	30	23	23	30	30	30	30

- (2) その他のレースにおいて、地方スポーツ委員会が上記の基準と同等以上の技量をもつ者と認め、資格審査委員会が承認した者。
- (3) その他、資格審査委員会が認めた者。

2) ジュニア部門から国際B級部門

- (1) 全日本選手権シリーズ大会において得点30点以上の成績を得た者。
- (2) 地方選手権大会以上のレースにおいて各地方で下記に示す得点以上の成績を得たもの。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
75	75	45	45	75	75	75	75

- (3) 全日本選手権ランキングでクラス1位~6位までにランクされた者。

- (4) その他のレースにおいて、地方スポーツ委員会が上記の基準と同等以上の技量をもつ者と認め、資格審査委員会が承認した者。

3) 国際B級部門から国際A級部門

- (1) 全日本選手権ランキングでクラス1位~5位までにランクされた者。
- (2) そのほか資格審査委員会が認めた者。

3. トライアル

1) ノービス部門からジュニア部門

- (1) 競技会におけるノービス部門での優勝者および2位の2名の者。(次の大会よりジュニア部門で出場すること)

- (2) 上記の競技会におけるノービス部門は少なくとも10名以上の参加によって構成されたものとする。

2) ジュニア部門から国際B級部門

地方選手権大会において、各地方で下記に示す人数で得点上位の成績を得たもの。

地方	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
人數	4	10	30	10	3	10	6	5	10

3) 国際B級部門から国際A級部門

- (1) 全日本選手権ランキングで、1位~5位までにランクされた者。





3 ライセンス降格規定

ライセンスの未更新期間がある場合は、下表の基準によりライセンス資格の降格がなされる。

しい成績を得た者で、昇格を希望する者のみ特別昇格申請の手続きが受けられる。

4 特別昇格申請手続

1. 特別昇格基準

1)すでに述べた昇格基準と同等とみなされるにふさわ

2. 申請期間

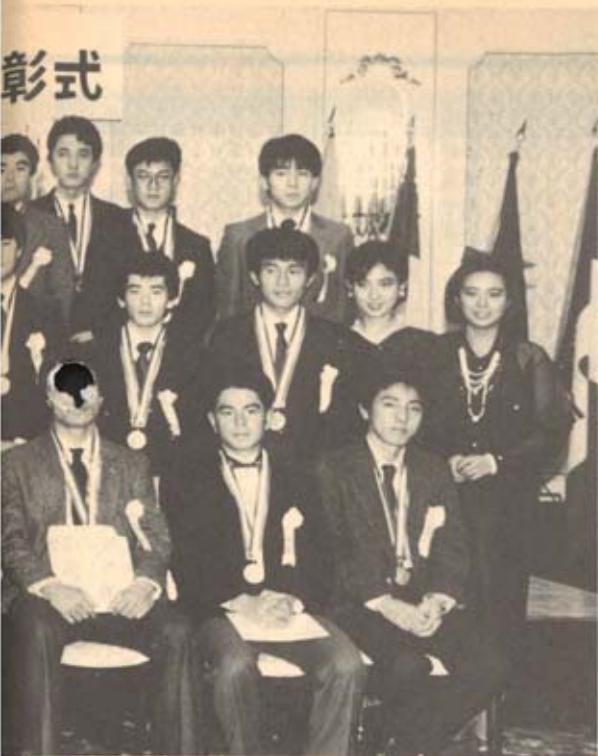
- 1)昭和60年の11月から昭和61年の2月末日までを申請期間とする。
- 2)この期間以外の昇格申請はいっさい受けない。

3. 申請方法および申請料

- 1)所定の申請書に必要事項を記入し、所属するスポーツ委員会の承認（トライアルの場合は、所属す

未更新 期間	モトクロス・トライアル					ロードレース				
	Bライセンス	ノービス	ジュニア	国際B級	国際A級	Bライセンス	ノービス	ジュニア	国際A級	
1年	Bライセンス	ノービス	ジュニア	国際B級	国際A級	Bライセンス	ノービス	ジュニア	国際A級	
2年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
3年	〃	〃	ノービス	ジュニア	〃	〃	〃	ノービス	〃	
4年	〃	〃	〃	ノービス	国際B級	〃	〃	〃	ジュニア	
5年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6年以上	〃	〃	〃	〃	ジュニア	〃	〃	〃	〃	

影式



6 ライセンス再昇格規定

ライセンスの降格があつても次の規定で再昇格がある。

1. ロードレース

- 1) 全日本選手権シリーズ大会において、原則として2回優勝した時点で再昇格するものとする。
- 2) 公式記録によるラップタイム等により再昇格する。

2. モトクロス

- 1) 国際B級からジュニア部門に降格した場合は、全日本選手権シリーズ大会で、原則として2回優勝した時点で再昇格するものとする。
- 2) ノービス部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において、原則として1回優勝した時点で再昇格するものとする。
- 3) その他、地方スポーツ委員会の判断により再昇格するものとする。

3. トライアル

- 1) 国際B級部門に降格した場合は、全日本選手権シリーズにおいて、原則として1回優勝した時点で再昇格する。
- 2) ジュニア部門に降格した場合は、地方選手権シリーズにおいて、原則として1回優勝した時点で再昇格する。
- 3) ノービス部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において6位以内に入賞した時点で再昇格する。
- 4) その他、地方スポーツ委員会の判断により再昇格するものとする。

- る地方トライアル委員長の推薦を得て、トライアル委員会が認めた者)を得てMFJ事務局に申請する。
- 2) 所定の申請書はMFJ事務局に用意されており、請求に応じて配布される。
 - 3) 申請にあたっては申請料1,000円(切手でも可)を添えて提出すること。なお最終的な決定はMFJ資格審査委員会の審査結果による。

5 特別降格申請手続

MFJライセンス資格の降格を希望する者は、以下の手続きによって申請し、MFJ資格審査委員会の審査によって認められた場合降格することができる。

1. 申請手続き

- 1) 所定の申請書に必要事項を明記のうえ、所属する地方スポーツ委員会の承認を得て、MFJ事務局に提出する。
- 2) 申請書用紙はMFJ事務局に用意されており、請求に応じて送付される。
- 3) 申請にあたっては申請料1,000円(切手でも可)を添えて提出すること。
- 4) 降格承認後は、降格が認められた日よりその年度が終了する日まで、再昇格規定が適用される。

2. 申請期間

- 1) 昭和60年の11月から昭和61年2月末日までを申請期間とする。
- 2) この期間以外の降格申請はいっさい受けない。



歴代チャンピオン一覧

■ロードレース('69年~'85年)

年	部門	クラス	氏名	'73	ジュニア	250cc	山崎 達衛	'79	ジュニア	250cc	阿部 平	三吉 忠彦
'69	アマチュア	90cc	野田 正彦		ジュニア	250cc	山崎 達衛	'80	国際 A 級	350cc	齊藤 三夫	木下 恵司
		125cc	齊藤 茂憲		エキスパート	125cc	毛利 良一			125cc	齊藤 三夫	水谷 勝
		250cc	中尾 康夫		ジュニア	750cc	片山 敏清			350cc	木下 恵司	
		251cc 以上	数井 隆		セニア	125cc	角谷 新二			750cc	水谷 勝	
'69	ジュニア	90cc	角谷 新二		セニア	750cc	根本 健			125cc	五百郎 德雄	
		125cc	高井幾次郎		ノービス	90cc	岡崎 隆史			250cc	塙田 正二	
		250cc	尾崎 俊彦			125cc	佐藤 健正			250cc	山本 陽一	
		251cc 以上	里村 祥二			250cc	酒井 克			350cc	垣内 清孝	
'69	セニア	90cc	小田 豊		ジュニア	90cc	合津 悟志	'81	国際 A 級	125cc	田中 一瀬	平 忠彦
		125cc	隅谷 守男			125cc	石井 康夫			350cc	鈴木 修	
		250cc	金谷 秀夫			250cc	橋本久仁啓			750cc		
		251cc 以上	隅谷 守男			350cc	鈴木 修			125cc	荒木 利春	
'70	ノービス	90cc	岩道 博		エキスパート	125cc	岩道 博			250cc	中山 博文	
		125cc	柴谷 正昭		ジュニア	750cc	阪本 裕介			250cc	竹村 浩生	
		250cc	小塙 法征		セニア	125cc	青木 長己			350cc	七尾 道夫	
		251cc 以上	鍋田 正明			750cc	高井幾次郎			新井 亮一		
'70	ジュニア	90cc	江崎 正		ノービス	90cc	片橋 英治	'82	国際 A 級	125cc	一瀬 審明	
		125cc	青山 英二			125cc	東金 育男			350cc	藤本 泰東	
		250cc	糟野 雅治			250cc	桶谷 俊彦			500cc	木下 恵司	
		251cc 以上	只野 光男		ノービス	90cc	田口 勝雄			125cc	篠田 雅樹	
'70	セニア	90cc	近藤 英二		ジュニア	125cc	山梨 保			250cc	三浦 昇	
		125cc	小田 豊			250cc	酒井 克			250cc	荒木 利春	
		250cc	大脇 俊夫			350cc	大島 孝治			350cc	小林 大	
		251cc 以上	河崎 裕之		エキスパート	125cc	相沢 清			250cc	一瀬 審明	
'71	ノービス	90cc	平井 裕		ジュニア	750cc	石井 康男	'83	国際 A 級	500cc	福田 照男	
		125cc	上田 公次		セニア	125cc	江崎 正			125cc	水谷 肇	
		250cc	大橋 富夫			750cc	浅見 貞男			250cc	宮城 光	
		251cc 以上	松谷 光明		ノービス	90cc	牧野 栄			250cc	吉田 健一	
'71	ジュニア	90cc	渡辺富士夫			125cc	川上 浩			250cc	宮城 光	
		125cc	青木 長己			250cc	木下 恵司			250cc	窪城 彩	
		250cc	内田 隆		ノービス	125cc	東金 育男			250cc	坂口 一郎	
		251cc 以上	加藤 昇平		ジュニア	250cc	水谷 勝			250cc	栗谷 齐藤	
'71	エキスパート ジュニア	90cc	江崎 正			350cc	太田 一博	'84	国際 A 級	500cc	平 忠彦	
		125cc	遠藤 恒雄			125cc	飯田 浩之			125cc	齐藤 兼一	
		250cc	中尾 康夫			250cc	毛利 良一			250cc	山田 浩史	
		251cc 以上	浅見 貞男		エキスパート	350cc	佐藤 順造			250cc	塙森 俊修	
'71	セニア	90cc	金谷 秀夫		ジュニア	750cc	高井幾次郎			250cc	宮城 光	
		125cc	杉本 泉		ノービス	90cc	鈴木 利彦			250cc	宮城 光	
		250cc	大脇 俊夫			125cc	佐藤 裕文			250cc	清水 雅光	
		251cc 以上	金谷 秀夫			250cc	藤本 泰東			500cc	田村 圭二	
'72	ノービス	90cc	菅原 伸夫		ノービス	125cc	川上 浩	'85	国際 A 級	125cc	八代 俊二	
		125cc	坂 公平			250cc	山名 久			250cc	江崎 正	
		250cc	上野 真一			350cc	徳井 仁久			250cc	栗谷 二郎	
		251cc 以上	富江 昭孝		ノービス	125cc	飯田 諸之			500cc	小林 大	
'72	ジュニア	90cc	毛利 良一		エキスパート	350cc	鈴木 修			125cc	忠彦	
		125cc	大本 十生			750cc	毛利 良一			250cc	利明	
		250cc	大本 十生			90cc	平野 芳男			250cc	太田 浩一	
		251cc 以上	片山 破濟		ノービス	125cc	上田 幸也			500cc	井上 賀博	
'72	エキスパート ジュニア	125cc	渡辺富士夫			250cc	長谷川嘉久			250cc	塙森 俊修	
		250cc	隔部 孝夫		ノービス	125cc	伊藤 裕之			250cc	江崎 聰一	
		251cc 以上	内田 隆			250cc	伊藤 巧			250cc	山本 陽一	
		125cc	小田 豊		ノービス	350cc	藤本 泰東			500cc	小林 大	
'73	セニア	125cc	小田 豊			125cc	上田 公次			500cc	忠彦	
		250cc	上野 真一		エキスパート	250cc	上田 公次			250cc	江崎 正	
		251cc 以上	石川 岩夫			350cc	石川 岩夫			250cc	栗谷 二郎	
		90cc	新田 茂		ノービス	125cc	富田 英志			500cc	小林 大	
'73	ノービス	125cc	坂 公平			250cc	齊藤 光雄			250cc	賀野 賀博	
		90cc	新田 茂		ノービス	125cc	吉村 俊宏			500cc	塙森 俊修	
'73	ジュニア	125cc	坂 公平		ジュニア	125cc	富田 英志			250cc	山本 陽一	
		90cc	新田 茂			250cc	齊藤 光雄			250cc	小林 大	

■モトクロス('68年~'85年)

年	部門	クラス	氏名	'72	エキスパートジュニア	250cc	池田 謙	'78	エキスパートジュニア	250cc	佐々木 隆
'68	アマチュア	50cc	堀 勇		90cc	唐沢栄三郎	唐沢栄三郎		セニア	125cc	瀬尾 勝彦
		90cc	堀 勇		125cc	唐沢栄三郎	唐沢栄三郎			250cc	光安 鉄美
		125cc	堀 勇		250cc	唐沢栄三郎	唐沢栄三郎		ジュニア	90cc	齊藤 武男
		250cc	山下 和男		125cc	鈴木 秀明	鈴木都良夫			125cc	大久保和親
		251cc以上	山下 和男		250cc	鈴木 秀明	鈴木都良夫			250cc	堀口 雅史
'69	ジュニア	50cc	蛇名 博昭		ノービス	90cc	菅家 恵		エキスパート	125cc	秋元 春夫
		90cc	蛇名 博昭			125cc	村上 光則		ジュニア	250cc	原口 衛
		125cc	西 信之			250cc	菅家 恵			125cc	光安 鉄美
		250cc	西 信之			90cc	古田 哲郎			250cc	光安 鉄美
		251cc以上	ロード-E エーモ		ジュニア	125cc	古田 哲郎		セニア	125cc	小野沢良一
'70	セニア	90cc	星野 一義			250cc	古田 哲郎			250cc	小野沢良一
		125cc	星野 一義		エキスパート	125cc	岸川 清秀		国際B級	125cc	谷川龍太郎
		250cc	山本 隆		ジュニア	250cc	藤 秀信			250cc	庄司 覚
		50cc	田中 敏夫		セニア	125cc	鈴木都良夫		国際A級	125cc	東福寺保雄
		90cc	多田 茂次			250cc	鈴木 秀明			250cc	杉尾 良文
'71	アマチュア	125cc	中里 道夫		ジュニア	90cc	谷川 徹二		ジュニア	125cc	平山 勝一
		250cc	岩尾 一敏			125cc	光安 鉄美			250cc	荒谷 学
		50cc	堀 勇		エキスパート	250cc	大賀 広美		国際B級	125cc	岡部 篤史
		90cc	徳野 孝司		ジュニア	125cc	渡辺 明			250cc	岡部 篤史
		125cc	鈴木 秀明			250cc	渡辺 明		国際A級	125cc	東福寺保雄
'72	セニア	250cc	鈴木 秀明		セニア	125cc	鈴木 秀明			250cc	福本 敏夫
		90cc	山本 隆			250cc	鈴木 秀明		ジュニア	125cc	ロン・キンダー
		125cc	矢島金次郎		ジュニア	125cc	北村 隆貴			250cc	馬場 善人
		250cc	鈴木 忠男			250cc	青山 金助		国際B級	125cc	小橋 勝年
		50cc	一色 薫		エキスパート	125cc	青山 金助			250cc	小橋 勝年
'73	ノービス	90cc	小田切信雄		ジュニア	250cc	東福寺保雄		国際A級	125cc	大間 昌典
		125cc	平野 芳男			125cc	東福寺保雄			250cc	東福寺保雄
		250cc	青木 雅和		セニア	125cc	杉尾 良文		ジュニア	125cc	天田 淳
		90cc	鈴木都良夫			250cc	増田 耕次			250cc	天田 淳
		125cc	岩尾 一敏		セニア	125cc	月岡 尚人		国際B級	125cc	茶谷 学
'74	ジュニア	250cc	岩尾 一敏			125cc	月岡 尚人			250cc	茶谷 学
		50cc	堀 勇		エキスパート	250cc	横山 隆夫		国際A級	125cc	庄司 覚
		90cc	徳野 孝司		ジュニア	125cc	光安 鉄美			250cc	杉尾 良文
		125cc	鈴木 秀明			250cc	青山 全助		ジュニア	125cc	調所 伸一
		250cc	鈴木 秀明		エキスパート	125cc	鈴木都良夫			250cc	小栗 伸幸
'75	セニア	90cc	山本 隆		ジュニア	250cc	竹沢 正治		セニア	125cc	菅原 康広
		125cc	矢島金次郎			125cc	月岡 尚人			250cc	鶴田 忍
		250cc	鈴木 忠男		セニア	125cc	横山 隆夫		国際B級	125cc	東福寺保雄
		125cc	吉村 太一			250cc	光安 鉄美			250cc	スティーブ・マーチン
		250cc	吉村 太一		エキスパート	125cc	青山 全助		国際A級	125cc	庄司 覚
'76	ノービス	90cc	栗原 和年		ジュニア	250cc	鈴木都良夫		セニア	125cc	杉尾 良文
		125cc	栗原 和年			125cc	竹沢 正治			250cc	調所 伸一
		250cc	齊藤 英夫		セニア	250cc	月岡 尚人		国際B級	125cc	小栗 伸幸
		90cc	中村 忠			125cc	小沢 孝			250cc	菅原 康広
		125cc	杉浦 稔保		エキスパート	250cc	福田 正敏		国際A級	125cc	鶴田 忍
'77	ジュニア	250cc	竹沢 正治		ジュニア	125cc	佐藤 健二		セニア	125cc	長沼 朝之
		125cc	瀬尾 勝彦			250cc	大泉 浩一			250cc	花田 茂樹
		250cc	瀬尾 勝彦		セニア	125cc	瀬尾 勝彦		国際B級	125cc	田淵 武
		90cc	中村 忠			250cc	瀬尾 勝彦			250cc	川崎 智之
		125cc	瀬尾 勝彦		エキスパート	125cc	佐藤 健二		国際A級	125cc	岡部 篤史
'78	セニア	250cc	瀬尾 勝彦		ジュニア	250cc	大泉 浩一		セニア	125cc	スティーブ・マーチン
		90cc	矢島金次郎			125cc	瀬尾 勝彦			250cc	
		125cc	上野 広一		セニア	250cc	瀬尾 勝彦		国際B級	125cc	
		250cc	瀬尾 勝彦			125cc	原本 松市			250cc	
		90cc	藤 秀信		エキスパート	125cc	庄司 覚		国際A級	125cc	
'79	ノービス	125cc	藤 秀信		ジュニア	125cc	ラバーン・ルコット			250cc	
		250cc	藤 秀信			90cc	佐々木 隆		セニア	125cc	
		125cc	藤 秀信		エキスパート	125cc	佐々木 隆			250cc	
		250cc	藤 秀信		セニア	125cc	佐々木 隆		国際B級	125cc	
		90cc	小田切信雄			125cc	佐々木 隆			250cc	

■トライアル('74年~'85年)

年	部門	氏名	年	部門	氏名	年	部門	氏名
'74	ノービス	伊吹 健次	'78	ジュニア	山田 民雄	'82	国際B級	高田 雅孝
	ジュニア	近藤 博志		エキスパート	近藤 博志		国際A級	山本 昌也
'75	ジュニア	蜂巣 秀男	'79	ジュニア	佐藤 雄一	'83	国際B級	和田 弘行
	エキスパート	加藤 文博		国際A級	近藤 博志		国際A級	山本 昌也
'76	ジュニア	町田 晴男	'80	ジュニア	広木 一美	'84	国際B級	米沢 滉夫
	エキスパート	黒山 一郎		国際A級	丸山 崑		国際A級	山本 昌也
'77	ジュニア	山本 昌也	'81	ジュニア	石原 正郎	'85	国際B級	泉裕 明
	エキスパート	近藤 博志		国際A級	黒山 一郎		国際A級	山本 昌也

MFJ共済会・指定保険制度

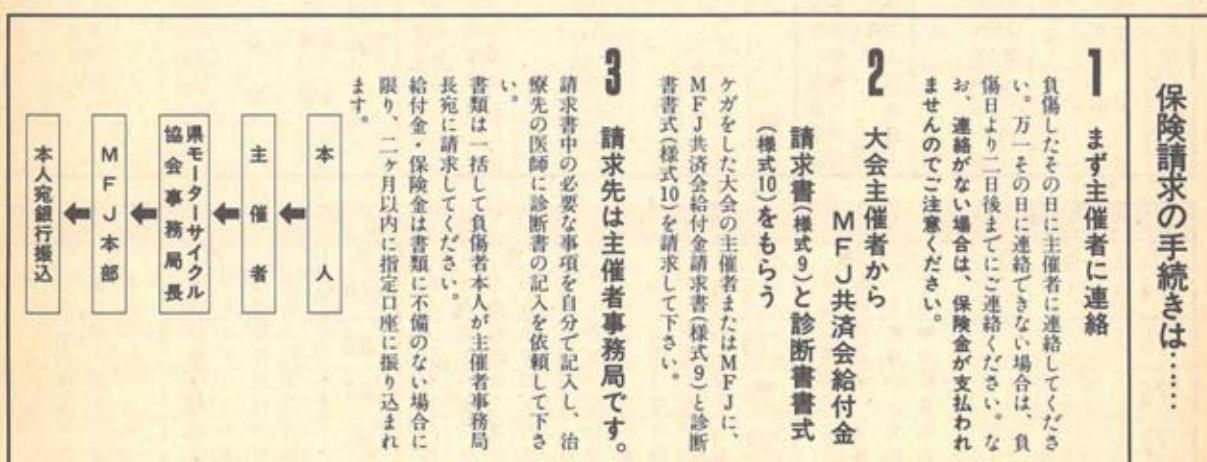
種目	ライダー掛金 (1名1大会)	ピットクルー掛金 (1名1年間)	支払条件			共済及び 保険適用	
			最高限度額 (死亡、後遺症)	傷害保険支払い額	支払い適用期間		
ロードレース	2,150円 (MFJ共済費) + 1,350円 (指定保険1口) 但し、指定 保険は5口 まで掛けら れる	1,000円 「支払い条件は モトクロスと 同じ」	MFJ共済会給付金 500万円 MFJ指定保険 (1回目) 100万円 但し2回以上5回 まで1回につき100 万円	MFJ共済会給付金 Ⓐ 通院日数(ギブス等 の固定期間及び運動、 通学、就業が不可能の 期間として診断された 日数含む)×1,000円 Ⓑ 入院日数×1,500円 Ⓒ 診断書作成補助金 5,000円 MFJ指定保険 Ⓐ 通院日数×800円 Ⓑ 入院日数×1,200円	6ヶ月(180日) 大会当日のレー ス中 (公式練習含む)	MFJ共 済会及び MFJ指 定保険併 用	
	保険金請求に ついての 必要書類事項		MFJ共済会給付金請求書(様式9) 傷害保険金請求書(書式1) サーキットの事故証明書(書式3)	全治したときの医師の診断書(書式4)			
Bライセンス対象種目	サークル におけるブ ロダクショ ン、ミニバ イクレース	2,000円	1,000円	500万円	MFJ共済会給付金 Ⓐ 通院日数(ギブス等 の固定期間及び運動、 通学、就業が不可能の 期間として診断された 日数含む)×1,000円 Ⓑ 入院日数×1,500円 Ⓒ 診断書作成補助金 5,000円	6ヶ月(180日) 大会当日のレー ス中 (公式練習含む)	MFJ 共済会
	ミニモトクロス、雪上 車、エンデューロその 他のオフロード車による 競技会	500円		500万円			
	モトクロス	1,000円	1,000円	500万円			
	トライアル	200円		500万円			
Bライセンス、モトクロス		傷害保険金請求につ いての必要書類	MFJ共済会給付金請求書(様式9) 全治したときの医師の診断書(書式10)				

注: 1. ロードレース以外は保険料は1口に限られます。

2. 同一大会で2種目以上出場する場合は保険料の高い種目が適用されます。

3. 上記共済保険は治療費が支払われませんので各自の健康保険証で治療を受けてください。

4. 二箇所以上で治療を受けた場合1週間以内の短期の場合を除き、それぞれ診断書が必要となります。





■編集・発行

日本モーターサイクル協会(M.F.J.)

〒104 東京都中央区銀座1-9-12 (西山興業東銀座ビル)

☎03-561-8566
